4 資料集

4-1 被害想定

(1) 想定する地震の概要

本市地震被害想定における想定地震の概要を**表 4.1.1** に示す。

表 4.1.1　想定地震の概要

項　目	過去地震最大モデル 【愛知県(2014)モデル】	理論上最大想定モデル 【内閣府(2011)モデル】
地震の規模	現在内閣府にて検討中	M9.0
最大震度	震度6強 （市南西部で若干）	震度6強 （市南西部の多く）
発生間隔	約 100～150 年の間隔※1	1,000 年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低い。
地震想定	過去に南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きい５つの地震を重ね合せたモデル※2	南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したモデル

※1 南海トラフ地震の周期
※2 1707 年宝永地震（M8.6）、1854 年安政東海地震（M8.4 ）、1854 年安政南海地震（M8.4）、1944 年昭和東南海地震（M7.9）、1946 年昭和南海地震（M8.0）

(2) 地震動予測結果

① 震度分布

1）過去地震最大モデル

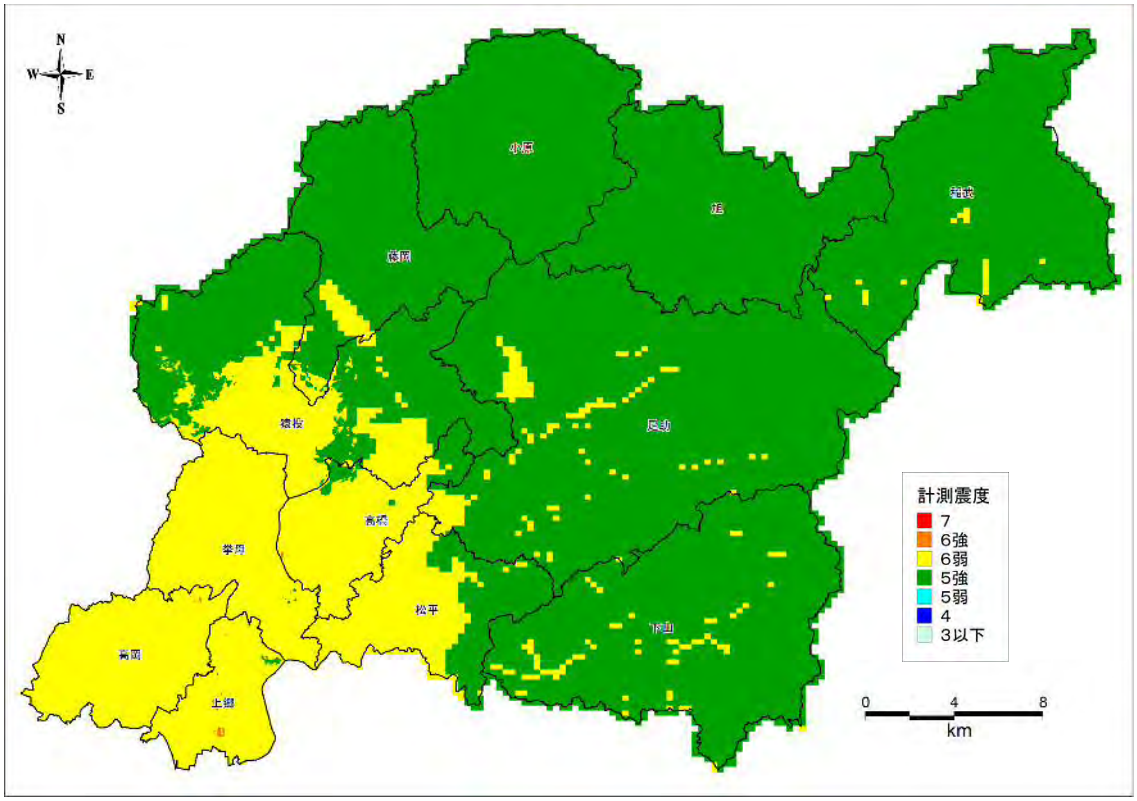

支所管轄区域	最小震度（震度階）	最大震度（震度階）
挙母	5強	6弱
高橋	5強	6強
上郷	5強	6強
高岡	6弱	6強
猿投	5強	6弱
松平	5強	6弱
藤岡	5強	6弱
小原	5強	5強
足助	5強	6弱
下山	5強	6弱
旭	5強	5強
稲武	5強	6弱
市全体	5強	6強

2）理論上最大想定モデル

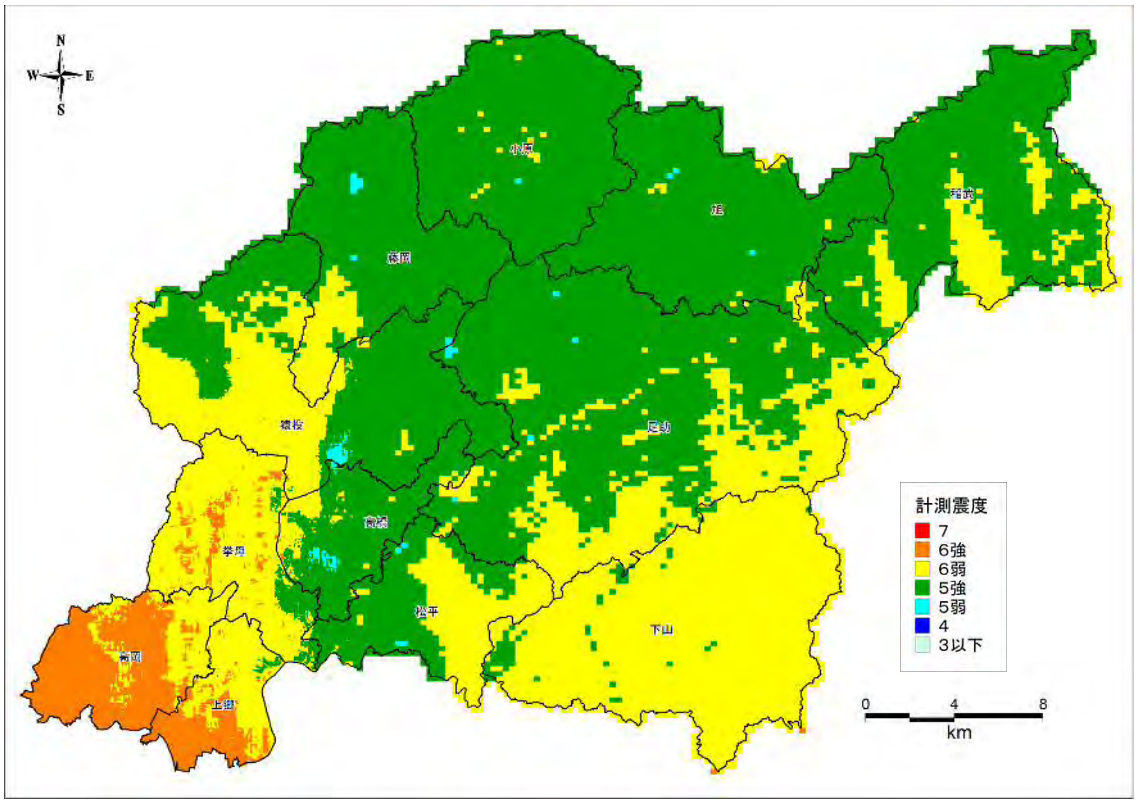

支所管轄区域	最小震度（震度階）	最大震度（震度階）
挙母	5強	6強
高橋	5弱	6強
上郷	5強	6強
高岡	6弱	6強
猿投	5弱	6強
松平	5弱	6弱
藤岡	5弱	6弱
小原	5弱	6弱
足助	5弱	6弱
下山	5強	6強
旭	5弱	6弱
稲武	5強	6弱
市全体	5弱	6強

② 液状化危険度

1）過去地震最大モデル

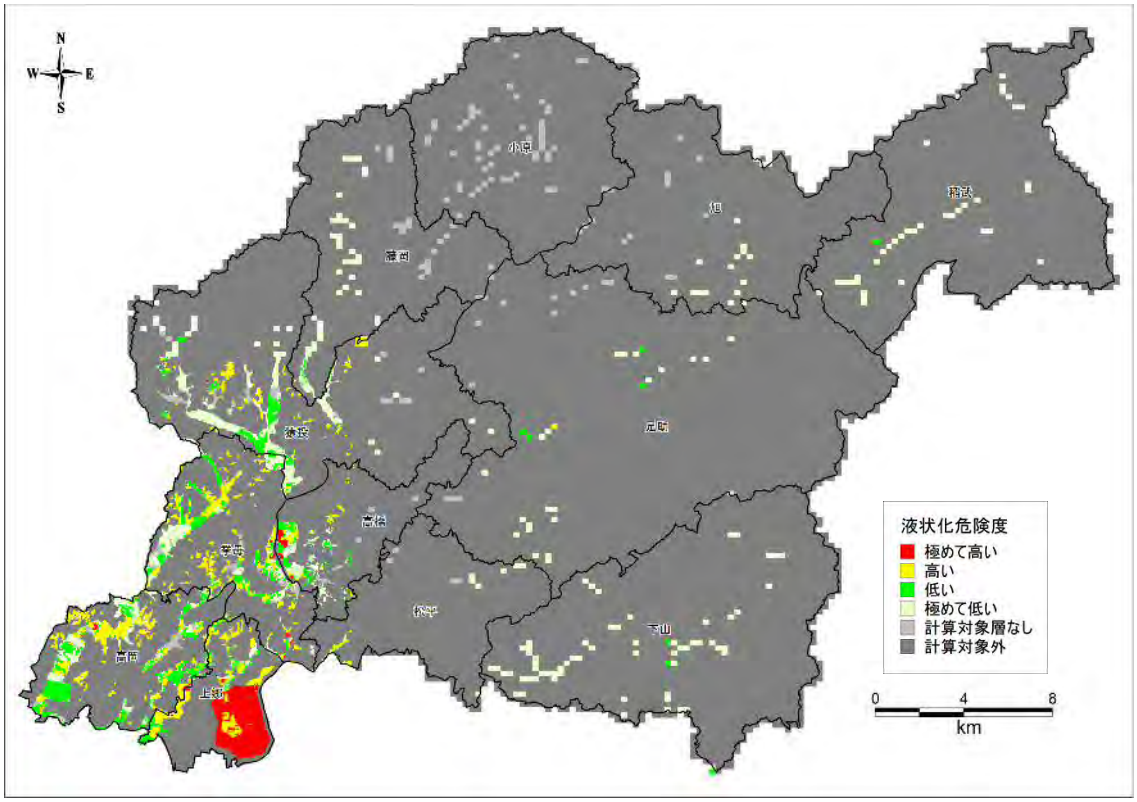

支所管轄区域	液状化危険度
挙母	極めて高い
高橋	極めて高い
上郷	極めて高い
高岡	極めて高い
猿投	極めて高い
松平	高い
藤岡	高い
小原	対象層なし
足助	高い
下山	低い
旭	極めて低い
稲武	低い
市全体	極めて高い

2）理論上最大想定モデル

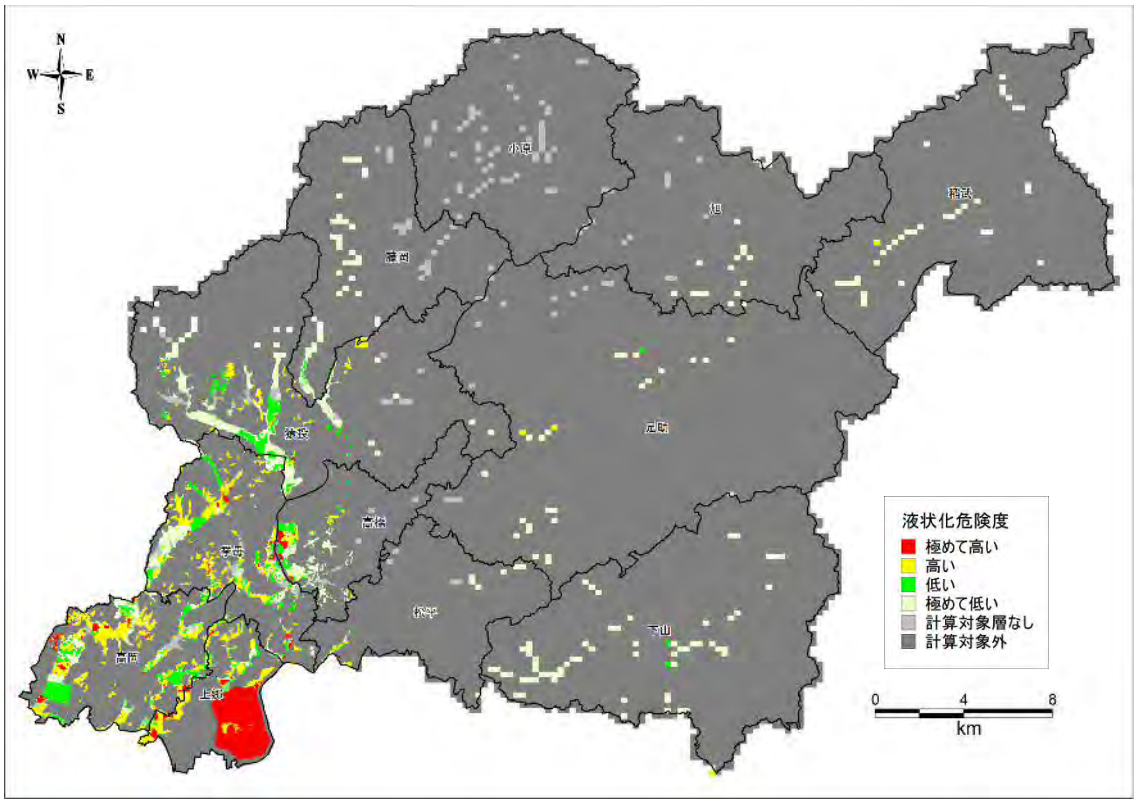

支所管轄区域	液状化危険度
挙母	極めて高い
高橋	極めて高い
上郷	極めて高い
高岡	極めて高い
猿投	極めて高い
松平	高い
藤岡	高い
小原	対象層なし
足助	高い
下山	高い
旭	極めて低い
稲武	高い
市全体	極めて高い

(3) 想定の前提条件

本市地震被害想定における想定地震に基づき、建物被害等の被害量を想定した。想定時間帯については、市民の生活行動が反映できるよう、冬・深夜 5 時、夏・昼 12 時、冬・夕方 18 時を設定した（**表 4.1.2** 参照）。本計画における災害廃棄物発生量の算定においては、被害量が最も最大となるシーン「冬・夕方 18 時」の結果を用いた。

表 4.1.2　想定の前提条件

シーン設定	想定される被害の特徴
冬･深夜 5 時	市民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。
夏･昼 12 時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。
冬･夕方 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

(4) 1 棟当たりの平均延床面積

支所管轄区域における構造別（木造・非木造）の建物 1 棟当たりの平均延床面積は**表 4.1.3** に示すとおりである。

表 4.1.3　1 棟当たりの平均延床面積

支所管轄区域	平均延床面積（㎡/棟）	
	木造	非木造
挙母	118.2	633.9
高橋	121.6	311.5
上郷	113.5	484.8
高岡	110.6	446.8
猿投	115.4	360.3
松平	120.5	262.6
藤岡	111.1	381.7
小原	114.0	220.4
足助	132.7	211.3
下山	122.2	230.1
旭	134.1	203.7
稲武	141.7	255.4
愛知県(注)平均	94.4	309.2
全国都道府県(注)平均	94.5	297.8
東北 3 県平均(注)（岩手、宮城、福島）	96.0	267.2

（注）総務省「固定資産の価格等の概要調書」（平成 26 年度）による。

(5) 建物被害棟数

① 要因別建物被害棟数

1）過去地震最大モデル

（単位：棟）

支所管轄区域	全壊						半壊					合計
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	小計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	小計	
拳母	144	2	0	4	12	162	1,130	17	0	9	1,155	1,317
高橋	20	0	0	9	3	32	274	5	0	20	300	332
上郷	109	20	0	0	9	139	763	109	0	0	872	1,011
高岡	184	2	0	0	12	197	1,383	14	0	0	1,398	1,595
猿投	25	1	0	11	3	39	383	9	0	25	416	455
松平	6	0	0	20	0	27	108	0	0	47	156	183
藤岡	2	0	0	2	1	5	67	0	0	5	73	78
小原	0	0	0	6	0	6	24	0	0	14	38	45
足助	5	0	0	36	0	41	122	1	0	83	205	246
下山	4	0	0	10	0	14	64	0	0	23	88	102
旭	1	0	0	6	0	8	39	0	0	15	53	61
稲武	2	0	0	5	0	7	48	0	0	11	59	66
市合計	502	25	0	108	41	677	4,405	155	0	253	4,813	5,489

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

2）理論上最大想定モデル

（単位：棟）

支所管轄区域	全壊						半壊					合計
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	小計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	小計	
拳母	433	2	0	4	348	787	2,286	16	0	9	2,312	3,099
高橋	3	0	0	2	25	31	93	4	0	5	102	134
上郷	361	20	0	0	257	638	1,268	105	0	0	1,373	2,012
高岡	1,412	2	0	0	712	2,127	3,411	14	0	1	3,425	5,552
猿投	88	1	0	10	117	217	763	9	0	24	796	1,013
松平	2	0	0	13	1	16	60	0	0	30	91	107
藤岡	8	0	0	3	6	17	97	0	0	7	105	122
小原	0	0	0	7	0	8	35	0	0	17	52	60
足助	4	0	0	37	2	43	126	0	0	86	213	256
下山	7	0	0	16	1	24	115	0	0	38	153	176
旭	0	0	0	7	0	8	25	0	0	17	42	50
稲武	7	0	0	9	1	17	87	0	0	20	108	125
市合計	2,326	25	0	110	1,472	3,933	8,367	149	0	256	8,772	12,705

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

② 構造別建物被害棟数

1）過去地震最大モデル

（単位：棟）

支所管轄区域	全壊			焼失			全壊･焼失合計	半壊			合計
	木造	非木造	小計	木造	非木造	小計		木造	非木造	小計	
挙母	76	74	150	12	0	12	162	1,031	125	1,155	1,317
高橋	20	9	29	3	0	3	32	267	33	300	332
上郷	96	34	129	9	1	9	139	789	83	872	1,011
高岡	125	60	186	11	0	12	197	1,315	83	1,398	1,595
猿投	24	12	36	3	0	3	39	379	37	416	455
松平	24	2	26	0	0	0	27	150	6	156	183
藤岡	3	1	4	1	0	1	5	59	13	73	78
小原	6	0	6	0	0	0	6	34	4	38	44
足助	38	3	40	0	0	0	41	196	9	205	246
下山	11	2	14	0	0	0	14	82	6	88	102
旭	6	1	8	0	0	0	8	48	5	53	61
稲武	5	2	7	0	0	0	7	54	5	59	66
市合計	434	201	635	40	1	41	677	4,403	410	4,813	5,489

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

2）理論上最大想定モデル

（単位：棟）

支所管轄区域	全壊			焼失			全壊･焼失合計	半壊			
	木造	非木造	小計	木造	非木造	小計		木造	非木造	合計	
挙母	366	73	439	260	88	348	787	2,180	132	2,312	3,099
高橋	6	0	6	19	7	25	31	91	12	102	133
上郷	341	40	381	196	61	257	638	1,283	91	1,373	2,011
高岡	1,241	174	1,414	524	188	712	2,127	3,219	206	3,425	5,552
猿投	87	13	100	89	28	117	217	763	32	796	1,013
松平	15	0	15	1	0	1	16	88	3	91	107
藤岡	10	1	11	5	1	6	17	97	8	105	122
小原	8	0	8	0	0	0	8	50	2	52	60
足助	40	0	41	2	0	2	43	208	5	213	256
下山	23	0	23	1	0	1	24	149	4	153	177
旭	7	0	8	0	0	0	8	40	2	42	50
稲武	13	3	16	1	0	1	17	102	6	108	125
市合計	2,157	304	2,461	1,097	374	1,472	3,933	8,271	501	8,772	12,705

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

(6) 想定する風水害の概要と予測結果

① 概要

本市風水害の被害想定における想定する水害の概要を**表 4.1.4** に示す。

表 4.1.4　想定する風水害の概要

浸水予想に使用した雨の条件(注)		説明
矢作川	150 年に 1 回程度発生する確率の大雨	左記条件により、矢作川や逢妻女川、逢妻男川など市内の主要な河川が大雨により氾濫した場合の浸水する範囲や深さの予想したもので、これに基づき要避難人口等を集計している。
家下川	50 年に 1 回程度発生する確率の大雨	
猿渡川	100 年に 1 回程度発生する確率の大雨	
逢妻女川	100 年に 1 回程度発生する確率の大雨	
逢妻男川	100 年に 1 回程度発生する確率の大雨	
安永川	50 年に 1 回程度発生する確率の大雨	
籠川	50 年に 1 回程度発生する確率の大雨	
巴川	50 年に 1 回程度発生する確率の大雨	
伊保川	50 年に 1 回程度発生する確率の大雨	

（注）豊田市洪水ハザードマップ（平成 15 年 8 月）に基づく。

② 予測結果

豊田市洪水ハザードマップ（平成 15 年 8 月）に基づく要避難人口集計表を**表 4.1.5** に、洪水ハザードマップを**図 4.1.1** に示す。

表 4.1.5　要避難人口集計表

平成15年8月1日現在

支所管轄区域	地区名	面積（ha）	総人口（人）	世帯数（世帯）	浸水区域内人口（人）	浸水家屋数 浸水区域内世帯数（世帯）
挙母	挙母地区	3,926	124,066	50,272	24,022	10,088
高橋	高橋地区	2,921	54,935	18,250	2,550	805
上郷	上郷地区	2,185	32,192	10,696	6,010	1,843
高岡	高岡地区	3,914	75,881	28,512	4,073	1,395
猿投	猿投地区	4,577	34,691	11,388	4,001	1,330
	石野地区	3,650	5,041	1,484	296	77
	保見地区	3,479	20,561	8,059	299	105
松平	松平地区	4,359	10,281	2,841	80	24
藤岡	－	－	－	－	－	－
小原	－	－	－	－	－	－
足助	－	－	－	－	－	－
下山	－	－	－	－	－	－
旭	－	－	－	－	－	－
稲武	－	－	－	－	－	－
市合計		29,012	357,648	131,502	41,331	15,667

注）支所管轄区域と地区名が整合していない場合がある。

浸水区域内避難対象人口	41,331人
浸水区域内世帯数	15,667世帯

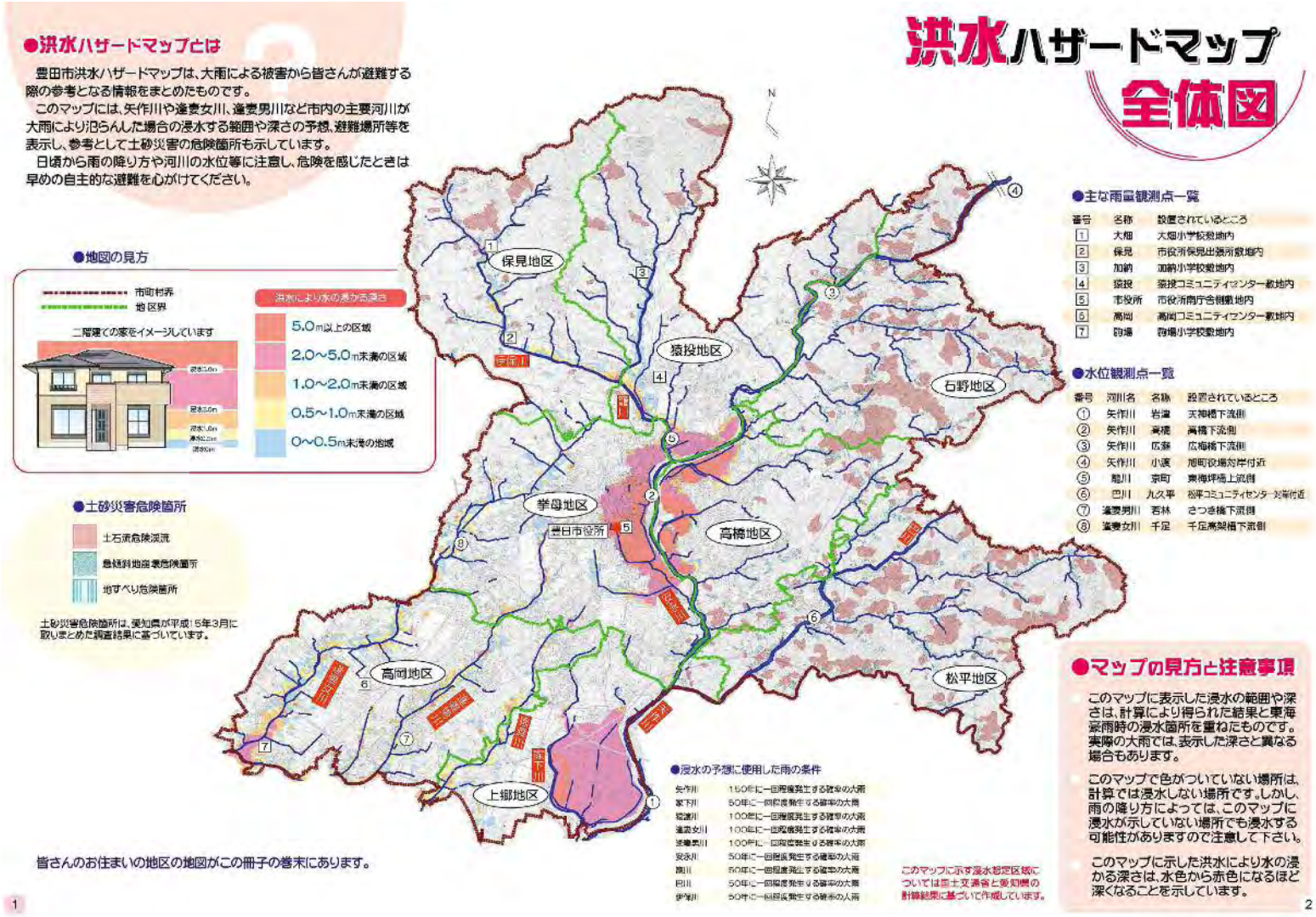

図 4.1.1　洪水ハザードマップ

4-2 災害廃棄物

(1) 災害廃棄物発生量、要処理量の推計

① 災害廃棄物発生量

1) 過去地震最大モデル

（単位：t）

支所管轄区域	災害廃棄物発生量				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
挙母	81,023	12,750	55,960	3,035	9,278
高橋	10,774	2,216	5,759	336	2,463
上郷	42,890	8,017	25,524	1,443	7,905
高岡	61,717	11,762	36,142	2,052	11,760
猿投	14,605	2,938	8,056	466	3,145
松平	5,382	1,353	2,146	138	1,745
藤岡	2,623	476	1,603	90	454
小原	1,254	308	523	33	390
足助	7,989	2,076	2,983	197	2,733
下山	3,109	736	1,383	86	904
旭	1,915	461	828	52	574
稲武	2,248	514	1,057	64	612
市合計	235,529	43,608	141,965	7,993	41,963
	100.0%	18.5%	60.3%	3.4%	17.8%

2) 理論上最大想定モデル

（単位：t）

支所管轄区域	災害廃棄物発生量				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
挙母	180,058	24,733	116,503	6,663	32,159
高橋	5,406	646	3,286	197	1,277
上郷	105,745	16,012	63,020	3,699	23,015
高岡	323,376	50,113	193,498	11,296	68,469
猿投	37,910	6,061	20,935	1,265	9,649
松平	2,955	778	1,033	70	1,073
藤岡	3,651	719	1,831	112	990
小原	1,523	403	542	37	540
足助	8,006	2,136	2,734	188	2,948
下山	4,735	1,268	1,638	112	1,718
旭	1,575	415	563	38	559
稲武	4,329	1,029	1,884	118	1,298
市合計	679,269	104,313	407,468	23,792	143,696
	100.0%	15.4%	60.0%	3.5%	21.2%

② 災害廃棄物要処理量

1）過去地震最大モデル

（単位：t）

支所管轄区域	災害廃棄物要処理量						
		柱材・角材	可燃物	コンクリート	金属くず	不燃物	土材系
挙母	81,023	1,913	7,013	44,768	2,883	23,054	1,392
高橋	10,774	332	1,219	4,607	320	3,927	369
上郷	42,890	1,203	4,409	20,419	1,371	14,302	1,186
高岡	61,717	1,764	6,469	28,915	1,949	20,856	1,764
猿投	14,605	441	1,616	6,445	442	5,189	472
松平	5,382	203	744	1,717	131	2,325	262
藤岡	2,623	71	262	1,283	85	854	68
小原	1,254	46	169	419	31	530	59
足助	7,989	311	1,142	2,388	187	3,551	410
下山	3,109	110	405	1,107	81	1,270	136
旭	1,915	69	254	663	49	794	86
稲武	2,248	77	283	846	61	889	92
市合計	235,529	6,540	23,985	113,577	7,590	77,541	6,296
	100.0%	2.8%	10.2%	48.2%	3.2%	32.9%	2.7%

2）理論上最大想定モデル

（単位：t）

支所管轄区域	災害廃棄物要処理量						
		柱材・角材	可燃物	コンクリート	金属くず	不燃物	土材系
挙母	180,058	3,710	13,603	93,203	6,329	58,389	4,824
高橋	5,406	97	355	2,629	187	1,946	192
上郷	105,745	2,402	8,807	50,416	3,514	37,154	3,452
高岡	323,376	7,517	27,562	154,800	10,731	112,496	10,270
猿投	37,910	909	3,333	16,750	1,201	14,270	1,447
松平	2,955	117	428	827	67	1,355	161
藤岡	3,651	108	395	1,464	106	1,429	149
小原	1,523	61	222	434	35	690	81
足助	8,006	320	1,175	2,187	179	3,703	442
下山	4,735	190	697	1,311	106	2,173	258
旭	1,575	62	228	451	36	714	84
稲武	4,329	154	566	1,508	112	1,794	195
市合計	679,269	15,647	57,371	325,980	22,603	236,113	21,555
	100.0%	2.3%	8.4%	48.0%	3.3%	34.8%	3.2%

(2) し尿、避難所ごみ発生量の推計

① 避難所におけるし尿収集需要量、仮設トイレ必要基数

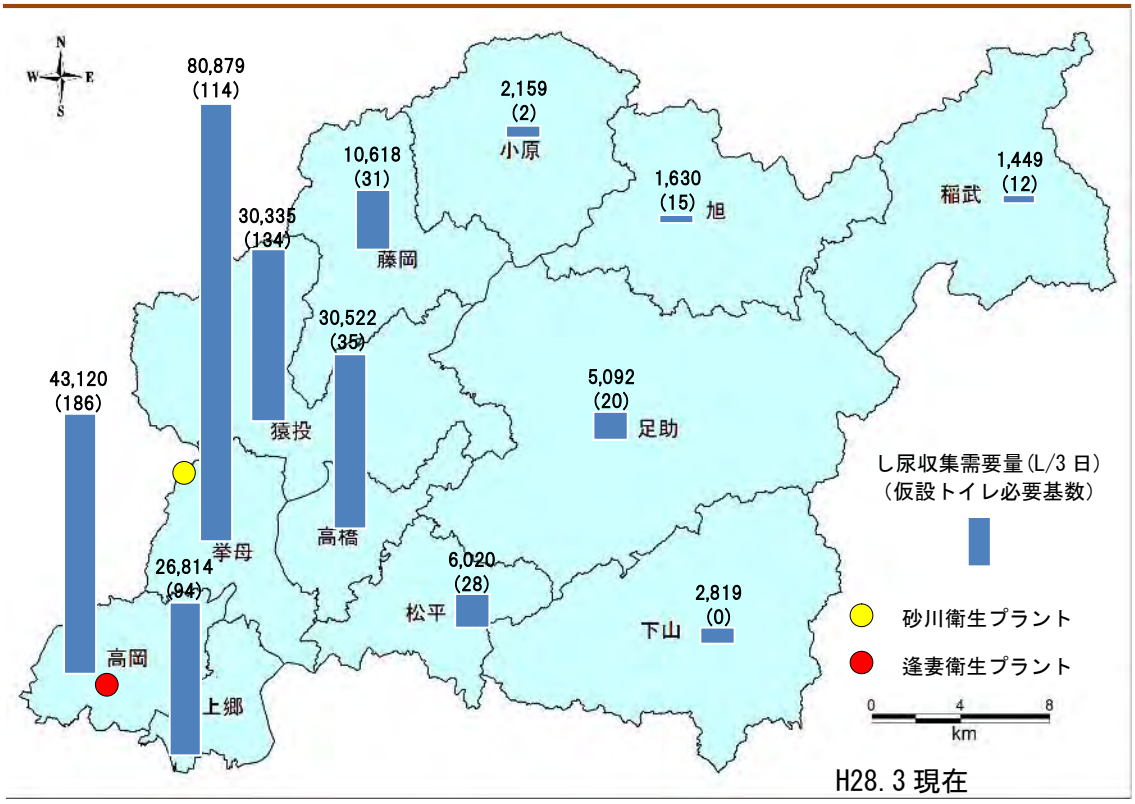

支所管轄区域	し尿収集需要量（L/3 日）	仮設トイレ必要基数（基）
挙母	80,879	114
高橋	30,522	35
上郷	26,814	94
高岡	43,120	186
猿投	30,335	134
松平	6,020	28
藤岡	10,618	31
小原	2,159	2
足助	5,092	20
下山	2,819	0
旭	1,630	15
稲武	1,449	12
市合計	241,457	671

② 避難所ごみ発生量

1）家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ

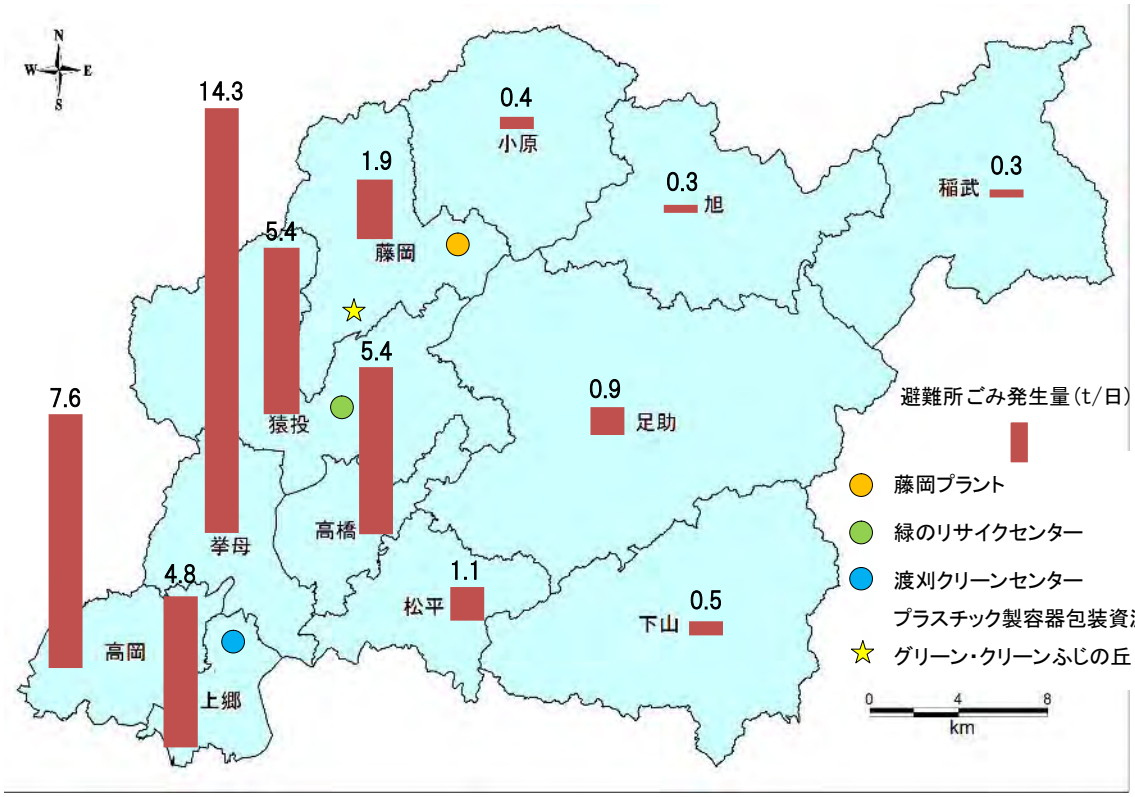

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
挙母	14.3
高橋	5.4
上郷	4.8
高岡	7.6
猿投	5.4
松平	1.1
藤岡	1.9
小原	0.4
足助	0.9
下山	0.5
旭	0.3
稲武	0.3
市合計	42.8

2）家庭系ごみ＋資源化事業ごみ

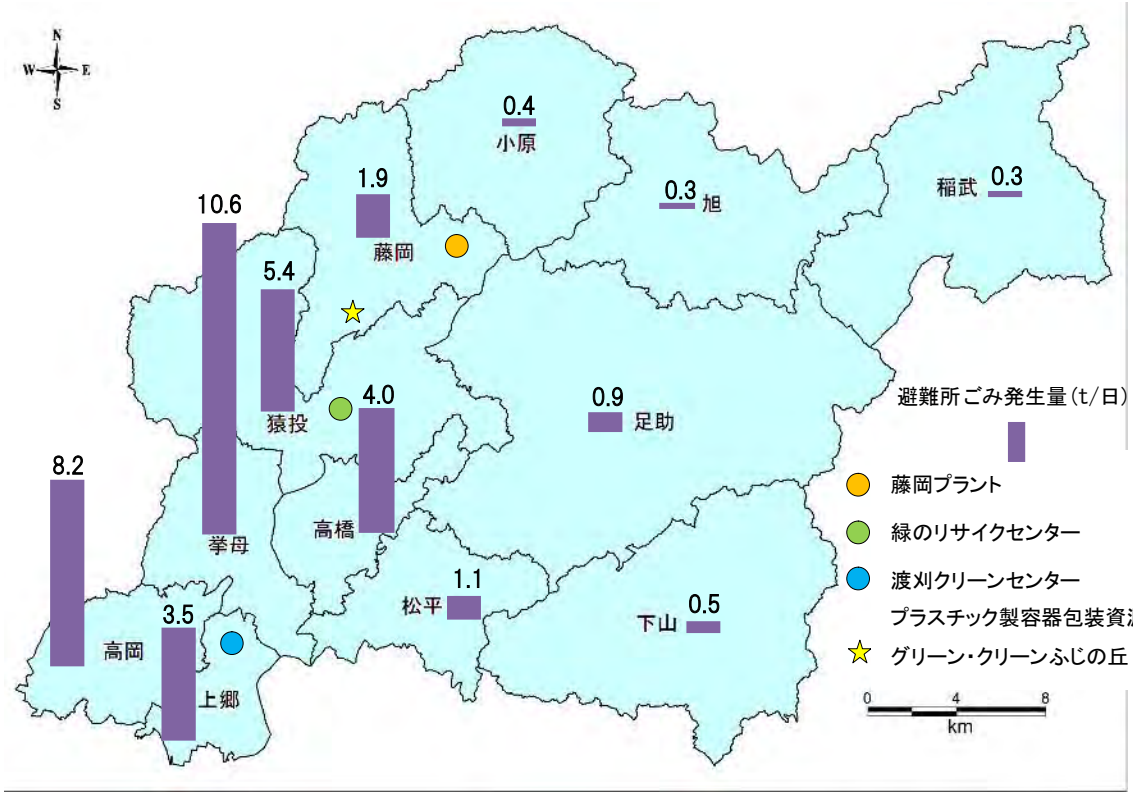

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
拳母	10.6
高橋	4.0
上郷	3.5
高岡	5.6
猿投	4.0
松平	0.8
藤岡	1.4
小原	0.3
足助	0.7
下山	0.4
旭	0.2
稲武	0.2
市合計	31.6

(3) 水害廃棄物発生量の推計

平成15年8月1日現在

支所管轄区域※1	地区名※1	浸水家屋数 浸水区域内 世帯数 （世帯）	1世帯当たりの廃棄物重量 〔床上浸水として設定〕 （t/世帯）※2	水害廃棄物 発生量 （t）
挙母	挙母地区	10,088	3.79	38,234
高橋	高橋地区	805		3,051
上郷	上郷地区	1,843		6,985
高岡	高岡地区	1,395		5,287
猿投	猿投地区	1,330		5,041
	石野地区	77		292
	保見地区	105		398
松平	松平地区	24		91
市合計		15,667	－	59,739

※1：支所管轄区域と地区名の範囲が整合していない場合がある。

※2：災害廃棄物対策指針（平成17年6月　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の参考資料に基づく。

(4) 災害廃棄物の選別率について

本計画では、災害廃棄物の選別率を東日本大震災における岩手県の災害廃棄物測量調査結果（平成 23 年 8 月）による実績値に基づき、**表 4.2.1** のとおり設定した。

表 4.2.1　災害廃棄物の選別率

（単位：%）

		選別後						
		柱材･角材 リサイクル	コンクリート 再生資材化	可燃物 焼却処理	金属くず リサイクル	不燃物 セメント資源化又は埋立処分	土材系 再生資材化	合計
選別前	可燃廃棄物	15	0	55	0	30	0	100
	コンクリートがら	0	80	0	0	20	0	100
	金属くず	0	0	0	95	5	0	100
	不燃混合物	0	0	0	0	85	15	100

「柱材・角材」は、可燃混合物から選別されるが、その多く（10%と設定）は発災現場で選別される。混合廃棄物の状態から柱状の木片を取り出すのは困難であり、東日本大震災においても、1 次仮置場で 4%、2 次仮置場で 1%とそれほど抽出されていない。

一方、「可燃物」は、粉々になった木くずが主体であることから、2 次仮置場で破砕選別される（55%と設定）と想定した。

「金属くず」は、「柱材・角材」と同様に、発災現場による選別が主体（80%と設定）で、1 次、2 次仮置場では、磁力選別機によって回収される。2 次仮置場は、破砕選別機を組み合わせたライン構成となるため、鉄筋、番線等の金属くずが、ライン故障の原因となることから、1 次仮置場における選別により、混合廃棄物中の金属のほとんど（14%と設定）が回収されている。なお、2 次仮置場では、磁選機により僅か（1%と設定）に回収される。

「コンクリート」は、発災直後に仮置場に持ち込まれる量と比較して、ある程度時間が経過してから、仮置場に搬入される量の方が多い。その原因としては、コンクリートの多くが建築基礎解体等に伴い発生するためである。したがって、現場での分別解体でコンクリートがらの 55%、1 次仮置場で 10%、2 次仮置場で 15%、全体で 80%は選別できると設定した。

「不燃混合物」中には、土壁、ブロック等が含まれる。これらが粉々になった場合、土材系廃棄物とは見分けがつかなくなり、再生資材として活用される。ここでは、東日本大震災の被災家屋の構造から 15%を復興資材として選別されものと設定した。

本計画で設定した選別率は、もともとの被災建物（木造・非木造）を構成している材料（発災前の組成）から、特定の材料（柱材・角材、可燃物、金属くず、コンクリート、土材系）をどれだけ抜き出せるかを、本市の目標値として示したものである。発災現場における廃棄物組成ごとの発生量に対して、選別率を掛け合わせることで災害廃棄物要処理量が算定でき

る。

被災現場である程度、組成ごとに分別解体された状態で仮置場に搬入される廃棄物もあれば、混合状態で仮置場に搬入されてくる廃棄物もあるため、東日本大震災における岩手県の発災当初の実績値を検証した上で、本市における選別率として設定を行った。

なお、愛知県で設定されている選別率は、仮置場に集積された後の混合廃棄物等の山から、どれだけ抜き出せたかを示したものであり、もともとの被災建物の構造を反映したものとはなっていない。

(5) PRTR(化学物質排出移動量届出制度)に基づく届出の集計結果

PRTR（化学物質排出移動量届出制度）は、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組みである。これにより、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができる。災害廃棄物の処理に当たっては、これら有害性のある化学物質の取扱量を把握しておくことが重要となる。

平成 29 年度届出のあった平成 27 年度分の集計結果のうち、本市全体の化学物質の取扱量を以下に示す。

取扱量上位 10 物質

物質名	トン
トルエン	16,822
キシレン	7,575
1,2,4-トリメチルベンゼン	4,952
ノルマル-ヘキサン	4,396
エチルベンゼン	1,856
ベンゼン	842
N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	810
1,3,5-トリメチルベンゼン	631
ニッケル	551
N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	320

4-3 災害関係業務の事務処理

環境省では、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を支援することとしている。

また、災害により被害を受けた廃棄物処理施設については、原形に復旧する事業及び応急復旧事業による支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。

このように、異常な自然現象によって災害廃棄物が発生したり、廃棄物処理施設が被災した場合には、市町村は都道府県を通じ被害の状況を管轄の環境省地方環境事務所に報告し、財政的な支援を受けることができる。

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業に係る補助事業としては、廃掃法第 22 条の規定により、国から市町村へ補助が実施される。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 22 条　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

災害廃棄物を市町村が処理する際に要する費用については、従来から廃掃法に基づく災害等廃棄物処理事業費国庫補助金により、処理を実施した市町村に対しその費用の 2 分の 1 を補助し、残りの地方負担分については 80%交付税措置されている。しかし、今般の大震災により発生した災害廃棄物の処理費用については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）において国庫補助率を最大 90%まで嵩上げを行うとともに、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法率第 99 号）に基づき、グリーンニューディール基金を通じた支援により国の実質負担額が平均 95%となるよう措置を講じた。残る地方負担分についても、全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、市町村負担が実質的に生じないように措置を講じた。通常は、被災市町村に対して、国庫補助率は 1/2、地方財政措置として地方負担分の 80%について交付税措置が適用される（**表 4.3.1** 参照、**図 4.3.1** 参照）。

- 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金
- 災害廃棄物処理促進事業費補助（グリーンニューディール基金）
- 震災復興特別交付税

表 4.3.1　東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の特例措置

	通常	阪神･淡路大震災	東日本大震災
対　象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体は嵩上げ （沿岸 12 市町村、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、滝沢村、矢巾町、平泉町、住田町）
国庫補助率	1/2	1/2	標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ･標準税収入の 10／100 以下の部分は、その額の 50／100 ･標準税収入の 10／100 を超え 20／100 以下の部分は、その額の 80／100 ･標準税収入の 20／100 を超える部分は、その額の 90／100
グリーンニューディール基金	―	―	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均 95%とする。
地方財政措置	地方負担分の 80%について交付税措置	その元利償還金の 95%について交付税措置	震災復興特別交付税で全額措置

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成 26 年 6 月 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）p.7 加筆修正

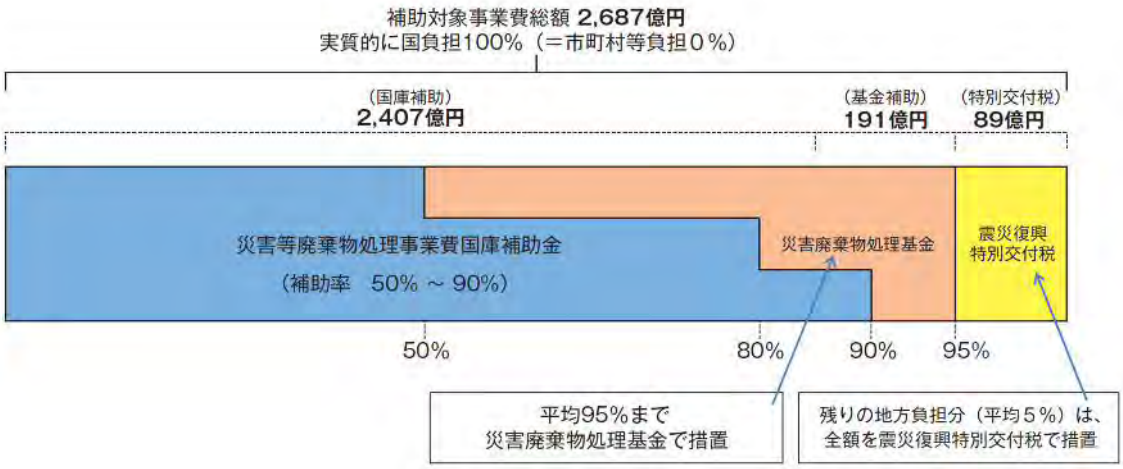

図 4.3.1　東日本大震災における岩手県の処理費用と財源

出典：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（概要版）（平成 27 年 2 月　岩手県）P6

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業に係る補助事業としては、予算補助により国から市町村へ補助が実施される。東日本大震災では、法律補助（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号））が実施された（**表 4.3.2** 参照）。

表 4.3.2　東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業の特例措置

	通常	阪神･淡路大震災	東日本大震災
対象事業	･一般廃棄物処理施設 ･浄化槽（市町村整備推進事業） ･産業廃棄物処理施設 ･広域廃棄物埋立処分場 ･PCB廃棄物処理施設	･一般廃棄物処理施設 ･広域廃棄物埋立処分場	･一般廃棄物処理施設 ･浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 （交付要綱）	8/10 （阪神淡路大震災財特法）	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助 ･20/100 以下の部分･･80/100 ･20/100 を超える部分･･90/100 （東日本大震災財特法） その他の市町村については次により補助 1/2（交付要綱）
地方財政措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について普通交付税措置 ※元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで）	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の 95%について普通交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成 26 年 6 月 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）p. 11 加筆修正

(3) 災害関係事業の補助金申請

災害関係業務の事務手続等については、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）　平成 26 年 6 月　環境省廃遺物・リサイクル対策部廃棄物対策課」を参考に行うことになる。

災害関係事業の補助金を申請する際は、**図 4.3.2** に示す災害廃棄物処理事業フローに基づき行う。

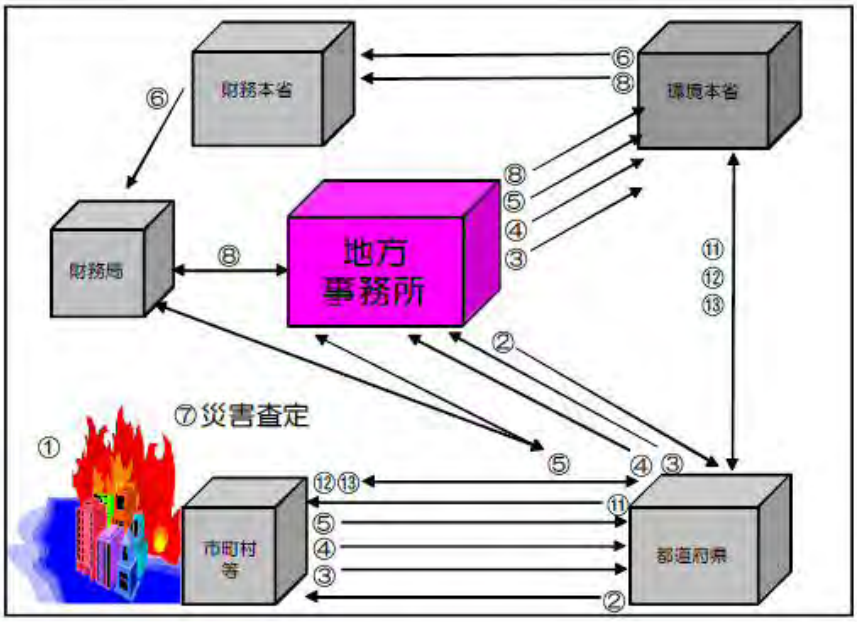

NO	事　　項	主　　体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	地方事務所→都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
④	災害廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
⑤	災害査定日程調整	都道府県（市町村）←→地方事務所・財務局
⑥	立会官派遣依頼	本省→財務本省→財務局
⑦	災害査定の実施	地方事務所・財務局・市町村等・都道府県
⑧	実地調査報告書の提出	財務局・地方事務所→本省→財務本省
⑨	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑩	交付申請及び交付決定	本省←→都道府県←→市町村等
⑪	実績報告及び交付確定	本省←→都道府県←→市町村等

図 4.3.2　災害廃棄物処理事業フロー

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者専用）（平成 26 年 6 月　環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

①　災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲

1）災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村が行う、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。また、災害等廃棄物処理事業補助金は、市町村が通常の費用以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

2）災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、**表 4.3.3** を参照する。

3）補助対象となる廃棄物

- 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理必要とされる廃棄物
  原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。
- 災害により便槽に流入した汚水
  維持分として便槽容量の２分の１を対象から除外する。
- 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿
  災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。
- 災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

② 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の補助対象の範囲

1）廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、 産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及び PCB 廃棄物処理施設に係る災害復旧事業である。

2）災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、**表 4.3.3** を参照する。

3）補助対象となる事業

地方公共団体（都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合、特別区を含む。以下同じ。）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI 選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置したもので、次に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- 一般廃棄物処理施設
- 浄化槽（市町村整備推進事業に限る。個人設置型は補助対象外）
- 産業廃棄物処理施設
- 広域廃棄物埋立処分場（市町村の委託を受けて建設した施設）
- ＰＣＢ廃棄物処理施設

表 4.3.3　災害発生の事実確認（1）

事　　項	採択の範囲	説　　明
１．災害原因 （１）降雨	最大24時間雨量が80㎜以上。ただし､80㎜未満であっても時間雨量が特に大である場合(時間雨量が20㎜以上）は被害状況による。	①降り始めからの総雨量ではないことに留意。採択にあたっては、始終期は問わないが、24時間雨量が最大値になる部分を確認すること。 ②時間雨量（20㎜）による採択は最大24時間雨量に対する例外処置である。
（２）暴風	最大風速が15m/secであること	①最大風速とは10分間の平均風速であり、最大瞬間風速ではない。 ②被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。 ③風災害については、特に風向等を考慮し、因果関係を検討すること
（３）洪水	①河川にあっては警戒水位 ②警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さ）の５割以上の水位 ③河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水 ④比較的長時間にわたる融雪出水等	①河川の場合、出水位で異常な天然現象の範囲を規定しているのは、上流部の異常降雨が災害の原因となることが多いためと考えられる。したがって、当該河川の流域に異常降雨がない場合は、河岸高と出水の関係を慎重に検討する必要がある ②被災地点に量水標がない場合には、上下流の観測所における出水状況で判定する。 ③河川の出水が原因と認められるものは、河川の規定を適用する。河床の変動による場合は、その変動の度合が警戒水位の定めを不適当ならしめる程度のものであることを条件として、変動横断面積と洪水位により判断することとする。
（４）地震	異常な天然現象であること	①震度による採択基準はないが、被害状況に鑑み採否を決定する。特に施設復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。
（５）高潮、波浪、津波	被害の程度が比較的軽微と認められないもの	①軽微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。 ②波高何ｍ以上を異常気象とする等標準的なものがないため、風速15m/sec以上の暴風が原因と認められる場合は採択している ③相当遠方の洋上において、発生したうねり等が本邦に達する場合もあるため、関係する客観的観測資料または、被災施設の計画波高等を慎重に検討し採否を決定する。

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者専用）（平成 26 年 6 月　環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

表 4.3.3　災害発生の事実確認（2）

（６）突風、旋風	異常な天然現象であること	①竜巻の場合には被害状況及び藤田（F）スケールも参考として採否を決定する。
（７）落雷	異常な天然現象であること	①落雷により施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。
（８）積雪	公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上の場合※ ※施設復旧事業については、平成26年５月16日付け「降雪に係る廃棄物処理施設災害復旧事業の取扱いについて」による。	①被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。 ②特に施設復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。
（９）融雪	１日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大24時間雨量80mm以上」に該当すること	①換算方法は、換算降雨量＝１日の融雪深(mm)×根雪時期の積雪密度(g/cm3) 積雪密度は次を標準とする。 積雪初期・・0.2 最深積雪期・・0.3 融　雪　期・・0.4 融雪最盛期・・0.5
（10）その他（地すべり、噴火、干ばつ等	異常な天然現象であること	①地すべりは、斜面構成物質が地下の滑り面を境界として滑動する現象の事であり、崩落とは原因等が全く異なるので注意する ②干害については、連続干天日数（日雨量５mm未満の日を含む）が２０日以上であること

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者専用）（平成 26 年 6 月　環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

事例：補助金交付決定前の事前着工

災害廃棄物処理事業を始めとした災害復旧事業では、発災後、緊急的に対応が必要となることから、補助金の交付決定前の事前着工が認められている。そのため、地方自治体は、事後に、写真等の資料、各種の契約関係書類等によって被災の事実、災害廃棄物等の処理状況等を取りまとめ、報告することとなる。

このため、被害の概要及び程度、災害廃棄物等の発生状況を詳細に示す、写真や記録等を残すとともに、事業実施に当たっては、事業実施状況や処理実績を示す資料を整理しておく必要がある。具体的には、実施前・実施中・実施後の状況写真、図面、作業日報、計量結果等が考えられる。

災害廃棄物処理事業の報告に添付する資料はおおむね以下のとおりである。

1. 災害時の気象データ（気象庁、都道府県、市町村等の公的データ）
2. 写真
   ①災害廃棄物等（がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等）の発生の状況を示す写真
   ②解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
   ③重機等の導入状況を示す写真　等
3. 地図（地図上に以下の場所を明示したもの）
   ①気象観測地点
   ②上記写真の撮影地点
   ③仮置場の設置状況（どの地域の災害廃棄物等を搬入しているかを示すこと）
   ④廃棄物処理施設
   ⑤浸水地域、し尿くみ取り地域　等
4. 災害廃棄物等発生量の推計資料（市町村において作成した資料）
5. 災害廃棄物処理事業のフロー図
6. 事業費算出内訳の根拠資料
   ①事業ごとの一覧表・集計表
   ②契約書の写し（契約済みの場合）、見積書又は工事設計書（予定価格調書）
   ③（随意契約の場合）随意契約の理由書
   ④単価の根拠を確認できる資料（労務費単価表、建設物価、3 者見積書等）
   ⑤員数の根拠を確認できる資料
   ⑥諸経費等の算出方法（根拠及び計算経過）を確認できる資料
   ⑦（放射能測定費を計上する場合）放射能測定の必要性等調書

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物の処理の記録（平成 26 年 9 月　一般社団法人　日本環境衛生センター）p. 198 を引用

(4) 災害関係事業に係る取扱いについて（質疑応答集）

災害発生時、実際に実務を担当する担当者が補助申請等を行う際の一助となるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）　平成 26 年 6 月　環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課」に掲載されている質疑応答集を以下に添付した。なお、特に留意が必要な項目について赤枠で示している。

14. 災害関係事業に係る取扱いについて（質疑応答集）

我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、発生する災害により人命や莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。特に、近年は、東日本大震災をはじめ、大規模な台風や集中豪雨等により、大きな被害が発生している。環境省においては、こうした災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して財政的な支援を行っているところである。

これらの申請にあたっては、補助金交付要綱等に基づき申請をすることとなるが、地方環境事務所や市町村等において実務を担当する担当者からは「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。

今般、こうした担当者の声を形にするべく、質疑応答集としてできる限りわかりやすく解説し、初めて事業に携わる者であっても補助申請等にあたって理解ができるよう心がけた。本質疑応答集は、制定のみで終わるのではなく、地方環境事務所や市町村等の実務担当者からの疑義や補助実績の積み重ねによって不断に見直しを行っていくものであり、事業実施にあたって疑義等が生じた場合には環境本省までお寄せいただきたい。

（用語の定義）

本質疑応答集で使用している用語の意義は下記のとおりである。

・実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年９月７日付け蔵計第2150号）

・交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成23年10月12日付け環廃対発第111012001号環境事務次官通知）

・交付方針・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成23年10月12日付け環廃対発第111012001号環境事務次官通知）の別紙（１）

・取扱通知・・・災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて（平成19年９月６日付け環廃対発第070906004号廃棄物・リサイクル対策部長通知）

・負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

・負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け建発河第114号）

（留意事項）

本質疑応答集で「補助対象である」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、逆に「原則として補助対象外である」とあっても事前に相談いただき、補助対象とした事例については、できるだけ前例を記載するようにした。

< 質疑応答集 目次 >

1 .災害復旧制度について ····· - 235 -
問1 災害復旧制度の概要について ····· - 235 -
問2 廃棄物対策課で所管する災害関係事業について ····· - 235 -
問3 廃棄物対策課で所管する災害関係事業の予算について ····· - 235 -
問4 災害等廃棄物処理事業の「等」とは何か。また、「災害等廃棄物」「災害廃棄物等」の用語の使い分けは何か。 ····· - 236 -
問5 廃棄物処理法第22 条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とは何か。 ····· - 236 -
2 .災害の発生から申請まで ····· - 236 -
(1)事業の採択要件 ····· - 236 -
問6 廃棄物対策課で所管する災害復旧事業の対象となる異常な天然現象とは何か。 ····· - 236 -
問7 問6 のほかに対象となる事業は何か。 ····· - 237 -
問8 事業の申請にあたって金額要件はあるか。 ····· - 237 -
問9 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。 ····· - 238 -
(2)事業の申請と手続き ····· - 238 -
問10 災害の発生から事業の完了までの事務手続きはどのようにすればよいか。 ····· - 238 -
問11 災害が発生した場合、最初にどのような手続きが必要か。 ····· - 238 -
問12 申請にあたっては地方環境事務所等との事前協議が必要か。 ····· - 239 -
問13 事業が年度内に完了しなかった場合の手続きはどのようにすればよいか。 ····· - 239 -
(3)申請に際しての基本的事項 ····· - 239 -
問14 原形復旧の基本的な考え方は何か。 ····· - 239 -
問15 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に際して、一部事務組合が構成されている市町村においては、一部事務組合と市町村のいずれが申請者になるべきか。 ····· - 239 -
問16 以前に申請して査定をされた内容は再度申請できるのか。 ····· - 240 -
問17 災害査定の前に再度の災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。 ····· - 240 -
問18 事業が完了する前に再度災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。 ····· - 240 -
問19 災害査定は実地によるべきか机上によるべきか。 ····· - 240 -
問20 災害査定はいつまでに終了しなければならないのか。 ····· - 241 -
問21 過年災害は申請できるのか。 ····· - 241 -
問22 申請前に事業着工することは可能か。 ····· - 241 -
3 .災害査定 ····· - 241 -
(1)災害等報告書の作成 ····· - 241 -
問23 災害等報告書の作成上の留意点は何か。 ····· - 241 -
問 24 災害等報告書以外に準備するべき書類は何か。 ····· - 242 -
問25 災害等報告書に添付する写真はどのようなものが必要か。 ····· - 242 -

(2)災害査定 - 242 -
問26 実地調査と机上調査の違いは何か。 - 242 -
問27 査定官と立会官の役割の違いは何か。 - 243 -
問28 災害査定を受ける場合の留意点は何か。 - 243 -
問29 失格と欠格の違いは何か。 - 244 -
問30 査定で一部事業について査定をされたがこの手続きはどのようにすればよいか。 - 244 -
問31 査定で立会官と意見が一致せず保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。 - 244 -
問32 調査額が保留額を超えて保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。 -244 -
問33 査定後に予期せぬ事情により査定額を超えることとなったが、再度の査定を受けることは可能か。 - 244 -
問34 査定で決定した事業費から予算の都合で事業費が減額されることはあるのか。 - 245 -
問35 査定時に書類に不備があった場合にはどのように対応すればよいか。 - 245 -
(3)査定後の手続き - 245 -
問36 災害査定後の手続きはどのようにすればよいのか。 - 245 -
問37 災害査定後の事業内容の変更はどこまで可能か。 - 245 -
問38 補助金の概算払は可能か。 - 246 -
4 . 補助事業の対象について - 246 -
(1)災害等廃棄物処理事業 - 246 -
問39 災害等廃棄物のために必要となった市町村職員の超過勤務手当は補助対象か。 - 246 -
問40 災害等廃棄物の処理を民間事業者に委託した場合、その委託料は補助対象か。 - 246 -
問41 災害等廃棄物の収集をボランティアで行った場合には、その活動に必要な経費は補助対象か。 - 246 -
問42 被災した家屋の解体費は補助対象か。 - 246 -
問43 個人が行った災害等廃棄物の撤去作業費は補助対象か。 - 246 -
問44 災害により被災した家屋解体のがれきについて、収集・運搬・処分は補助対象か。 - 247 -
問45 搬入道路や場内道路の敷鉄板、砂利敷、草木の除去は補助対象か。 - 247 -
問46 収集・運搬にかかる高速道路使用料金は補助対象か。 - 247 -
問47 通常２炉運転の焼却施設において災害等廃棄物を受け入れることによって３炉運転を行った場合の追加１炉の運転費用や通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用については補助対象となるか。 - 247 -
問48 被災した自動車や船舶の処分は補助対象か。 - 247 -
問49 便槽からの汚水の汲み取り費用は全額補助対象か。 - 248 -
問 50 仮設トイレの借上料は補助対象か。 - 248 -
問51 １者随意契約を行っている場合は、必ず査定をされるのか。 - 248 -
問52 諸経費は災害等廃棄物処理事業では補助対象外であるので全て補助対象外か。 - 248 -
問53 災害等廃棄物について、民間団体に対して市町村等が補助金を出している場合、当該経費

は補助対象となるか。- 248 -
問54 中小企業から排出された災害廃棄物は補助対象となるか。また、中小企業の定義は何か。-249 -
問55 災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみは補助対象か。150m3 以上の要件は採択要件になるのか。- 249 -
問56 採択要件である限度額「指定市800 千円以上、市町村400 千円以上」の要件は、ごみ処理・し尿処理のそれぞれで金額を超えていなければならないのか。- 249 -
問57 A市の施設が被災により運転できない状態になり、B市へ処理を委託している。B市の処理費用がA市の処理費用よりも高いが、そのような場合、B市での処理費用とA市での処理費用との差額は補助対象となるか。- 249 -
問58 被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やリサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か。例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か。- 249 -
問59 広域連合で廃棄物の処理を行っている場合、要綱上の扱いは一部事務組合と同様ととらえてよいか。- 250 -
問60 A市がB市に事業の一部を委託した場合、申請はどちらの市が行い、どちらの単価を使用することとなるのか。- 250 -
問61 交付申請はごみ処理とし尿処理で分けて申請するのか。- 250 -
問62 A市ではし尿処理事業をA市が、ごみ処理事業をB一部事務組合がそれぞれ行っているが、補助申請は分けることとなるのか。- 250 -
問63 液状化による土砂の処理は補助対象か。- 250 -
問64 木質系の廃棄物をリサイクルする際、用途によっては再分別や洗浄が必要となるが（塩分や土砂等の除去）、補助対象となるか。- 250 -
問65 一部事務組合において、規約で定めている分担割合と処理の実態が乖離しているが、申請は現在の分担割合で行うのか。- 251 -
問66 仮置場の付近に捨てられてしまった、災害由来の廃棄物の処理については補助対象か。- 251-
問67 仮置場に運搬前のがれきなどに対し、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象となるか。- 251 -
問68 がれき等を撤去した後に、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象になるか。- 251 -
問69 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は補助対象か。- 251 -
問70 海岸保全区域内の漂着ごみについても市町村が処理する場合には補助対象か。- 252 -
問 71 震災により被害を受け使用不可能となった浄化槽について、浄化槽を掘り出した上で処理する場合、補助対象か。- 252 -
問72 がれき等の一時保管のみを民間事業者に委託する場合、この委託費用は補助対象か。- 252 -
問73 災害により施設が休止状態となっており、本来その施設で処理する廃棄物を遠方へ運搬して処理する場合、運搬費等の費用については補助対象か。- 252 -
問74 し尿処理事業の諸経費、事務費は補助対象か。- 252 -

問75 「委託業務」とは、例えば、仮置場の整備で工事として発注した場合も「委託」として補助対象か。- 252 -
問76 仮置場の警備員に係る委託料 (又は労務費) は補助対象か。- 252 -
問77 鉄くず等の有価物の売却益の取扱いはどのようにするのか。- 253 -
問78 分別した災害等廃棄物を再生利用するための経費は補助対象か。- 253 -
問79 移動式の破砕機をリースし、処理事業を行う場合、リース料は補助対象か。- 253 -
問80 仮置場の土地購入費は補助対象か。- 253 -
問81 仮置場の造成費は補助対象か。- 253 -
問82 仮置場設置にあたっての調査費 (土壌調査費等) は補助対象か。- 253 -
問83 仮置場の原形復旧費は補助対象か。- 253 -
問84 仮置場への不法投棄防止· 飛散防止のためのフェンスは補助対象か。- 254 -
問85 仮置場に収集した災害廃棄物の飛散防止のための経費は補助対象か。- 254 -
問86 収集した災害等廃棄物にアスベストやPCB 等の有害物質が含まれていないかを確認するための検査費用は補助対象か。- 254 -
問87 家電リサイクル法対象製品の処理費について、所有者が特定できない家電製品を引き取った場合、補助対象か。- 254 -
問88 家屋解体が補助対象とならないのはなぜか。- 254 -
問89 自動二輪車、原動機付自転車の処理費は補助対象か。- 255 -
問90 津波堆積物の処理は補助対象か。- 255 -
問91 災害による停電の影響で廃棄せざるを得なくなった食品等については補助対象か。- 255 -
問92 海中から災害廃棄物を引き上げ、処理をする経費は補助対象か。- 255 -
問93 災害廃棄物の処理について全体の計画や進捗管理等をコンサルタントに委託する場合、その費用は補助対象か。- 255 -
問94 仮設焼却炉の設置費用は補助対象か。- 256 -
問95 農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は補助対象か。- 256 -
問96 災害等廃棄物の処理にあたって必要な環境測定は補助対象か。- 256 -
問97 自動車購入費の計上方法はどうすればよいか。- 256 -
問98 廃タイヤは補助対象か。- 256 -
問99 市町村が産業廃棄物として処理した経費は補助対象か。- 256 -
問100 豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。- 256 -
問 101 地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。- 256 -
問102 災害廃棄物の収集等を手伝ったボランティアに対する報酬や弁当、お茶代は補助対象か。 -257 -
問103 消火器やパソコン等の処分費は補助対象か。- 257 -
問104 市町村が所有している機械器具の修繕費は補助対象か。- 257 -
問105 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみは補助対象か。- 257 -
問106 漂流ごみは補助対象か。- 257 -
問107 海底ごみは補助対象か。- 257 -

(2)廃棄物処理施設災害復旧事業 - 257 -
問108 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。 - 257 -
問109 復旧事業の対象となるものは、施設建設時の補助要綱等に定められているものに限られるのか。 - 257 -
問110 浄化槽 (市町村整備推進事業) が補助対象となっているが、その前身である浄化槽 (特定生活排水処理事業)は補助対象か。 -258 -
問111 単費で生活排水処理施設を建設しているが、災害により被災したため復旧事業を行う場合、補助対象となるか。 (一般廃棄物処理施設として生活排水処理施設を対象施設としているが、現行の循環型社会形成推進交付金では交付対象とされていない) - 258 -
問112 施設の敷地外の法面が崩落し、施設が被害にあったが、法面の復旧は補助対象か。 - 258 -
問113 原形復旧ができないため、同等程度の整備を行ったが、補助対象か。 - 258 -
問114 原形復旧は可能であるが、同等程度の別の機器を導入した方が安価である場合、当該機器は補助対象か。 - 258 -
問115 復旧事業が当該年度に完了しなかった場合、繰越は可能か。 - 258 -
問116 復旧事業にあたり、保険が適用になった場合、その費用の取扱いはどうすればよいか。 -258 -
問117 PFI 事業により建設した施設について、災害により被災した場合、補助対象か。 - 259 -
問118 循環型社会形成推進交付金で整備している最中の施設が被災したが、復旧事業の補助対象か。 - 259 -
問119 補助対象から除外されるものとして、事務所、倉庫、公舎等の施設とあるが、「等」とは何か。 - 260 -
問120 埋立を終了し廃止に向けた最終処分場 (水処理等の管理を継続中) が被災したが、補助対象か。 - 260 -
問121 取水施設が破損したため、応急対応として別の水源等を確保し、運転を開始したが、水量が足りず、2 炉のうち1 炉のみを運転再開している。応急対応 (配管の敷設等) の経費は応急仮工事費等として補助対象となるのか。 - 260 -
問122 復旧事業の実施にあたって必要な設計費は補助対象か。 - 260 -
問 123 落雷により廃棄物処理施設の設備が被災したが、復旧事業の対象になるか。また、どのような資料等を用意すればよいか。 - 260 -
問124 破損した設備の部品交換に伴う機器のオーバーホールは補助対象か。 - 261 -
問125 破損した設備の部品交換に際して機能アップをすることは補助対象か。 - 261 -
問126 施設場内の街路灯の復旧は補助対象か。 - 261 -
問127 取壊しを含む原形復旧は補助対象か。 - 261 -
問128 エレベータ (人荷用) の復旧は補助対象か。 - 261 -
問 129 工事雑費は補助対象か。 - 261 -

１．災害復旧制度について

問１　災害復旧制度の概要について

○我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、連年して発生する災害により人命や、莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。このことから災害対策のための制度の整備が図られ、国土保全等のための公共投資が推し進められてきている。

○災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は、莫大なものとなり市町村の財政能力をはるかに超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。

○公共土木施設に関しては、明治 14 年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和 26 年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害関係事業については同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方に関しては、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

問２　廃棄物対策課で所管する災害関係事業について

○廃棄物対策課では、災害により発生した災害廃棄物を市町村等が収集・運搬・処理を行うための経費の一部を補助するための「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び被災した廃棄物処理施設を原形に復旧するための経費の一部を補助するための「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」の２つを所掌している。

○災害等廃棄物処理事業は、昭和 45 年に制定された廃棄物処理法の前身である清掃法からその趣旨が盛り込まれていたところであり、現在は、廃棄物処理法第 22 条の規定に基づき、災害で発生した廃棄物の処理費用について、市町村等に対し財政的な援助を行っている（予算補助）。平成 19 年には、災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加し拡充がなされている（災害等の「等」に該当）。

問３　廃棄物対策課で所管する災害関係事業の予算について

○災害等廃棄物処理事業費補助金の平成 26 年度予算額は約２億円、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の予算額は約３千万円となっている。

○各年の災害発生状況にもよるが、当初予算額では不足をした場合、補正予算や予備費を活用して不足額が措置されている。いずれの年も予算が不足をして市町村等への交付額を減額するようなことはなく、査定により決定された額に基づき交付が行われている。

問４　災害等廃棄物処理事業の「等」とは何か。また、「災害等廃棄物」「災害廃棄物等」の用語の使い分けは何か。

○災害等廃棄物で言う「等」とは、災害に起因しない海岸漂着による被害を指す。

○災害廃棄物等で言う「等」とは、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業において発生した津波堆積物を指す。

問５　廃棄物処理法第 22 条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とは何か。

○現在、廃棄物処理法第 22 条の「災害その他の事由」のその他の事由で補助対象となっているものは、災害に起因しないが海岸保全区域外の海岸において漂着した大量の海岸漂着物（１市町村で処理量が 150m3 以上）による漂着被害である。

２．災害の発生から申請まで

（１）事業の採択要件

問６　廃棄物対策課で所管する災害復旧事業の対象となる異常な天然現象とは何か。

○実地調査要領第３（調査の対象）（５）において、「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和 40 年８月５付け蔵計第 1967 号）第２（災害原因の調査）及び第３（採択の範囲等）の第１項に準じて取り扱うこととされている。

○方針第３においては、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりが掲げられており、その他としては、突風、旋風、積雪、融雪、噴火、干ばつ、落雷、異常低温、地盤沈下等が想定されている。

○方針第３に定められている災害原因別の採択の範囲は、下記のとおりである。

・降雨・・最大 24 時間雨量 80mm 以上。ただし、80mm 未満であっても時間雨量が特に大である場合（時間雨量が 20mm 以上）は被害状況に鑑み採択できる。

・暴風・・最大風速（10 分間平均風速）15m 以上の風。最大瞬間風速ではないことに留意。

・高潮、波浪、津波・・被害の程度が比較的軽微と認められないもの。軽微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。

・洪水・・河川にあっては警戒水位。警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の５割以上の水位。河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水。比較的長時間にわたる融雪出水等。

○その他の災害原因の採択の考え方の例は下記のとおりである。

・地震・・震度による採択基準はなく、被害状況に鑑み採否を決定する。

・突風、旋風・・竜巻の場合には被害状況及び藤田（Ｆ）スケールも参考として採否を決定する。

・落雷・・落雷で施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。
・干ばつ・・連続干天日数（日雨量５㎜未満の日を含む）が 20 日以上であること。
・積雪・・公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去 10 年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ１ｍ以上の場合
・融雪・・１日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大 24 時間雨量 80㎜ 以上」に該当すること。換算方法は、換算降雨量＝１日の融雪深（㎜）×根雪時期の積雪密度（g/cm3）。

問７　問６のほかに対象となる事業は何か。

○災害等廃棄物処理事業では、災害に起因せず、海岸保全区域外の海岸に漂着した海岸漂着物の収集・運搬・処分について、１市町村における処理量が 150m3 以上のものについて補助の対象としている。

問８　事業の申請にあたって金額要件はあるか。

○実地調査要領別表第１において、環境省の災害関係事業の限度額が定められており、
・災害等廃棄物処理事業　指定市 800 千円　市町村 400 千円
とされている。

○廃棄物処理施設復旧事業については、下表を参照いただきたい。

施　設　名	限　度　額
一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・ＰＦＩ選定事業者にあっては 1,500 千円、町村にあっては 800 千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあっては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあっては 800 千円
浄化槽（市町村整備推進事業）	市町村にあっては 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・ＰＦＩ選定事業者にあっては1,500千円、町村にあっては800千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあっては1,500千円、3万人未満の組合にあっては800千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター1,500千円
ＰＣＢ廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社1,500千円

問 9　廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。

〇補助の対象となる。

〇施設建設時において、補助金を受給しているか否かは、廃棄物処理施設災害復旧事業における採択要件ではない。

（２）事業の申請と手続き

問 10　災害の発生から事業の完了までの事務手続きはどのようにすればよいか。

〇災害の発生から事業の完了までの大まかな事務手続きは次のとおりである。

（１）災害報告

異常な天然現象によって、災害廃棄物が発生したり、廃棄物処理施設が被災した場合には、市町村等は都道府県を通じ被害の状況を管轄の地方環境事務所に報告する。通常、災害廃棄物の発生等、被害が見込まれる災害が発生した場合には、地方環境事務所より事務連絡にて被害状況の報告の依頼を行っている。

（２）災害報告書の作成

補助金の申請をしようとする場合には、災害報告書（取扱通知の別添資料１）を作成の上、申請を行う。

（３）災害査定

査定官及び立会官により、災害査定を行い、事業費の確定を行う。

（４）補助金交付手続き

災害査定が終了し事業費が確定されると、環境省より「限度額通知」を送付するので、補助金交付申請手続きを行う。事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付を受ける（補助金交付申請時に事業が完了している場合には、交付申請と実績報告を同時に行う場合もある）。

問 11　災害が発生した場合、最初にどのような手続きが必要か。

〇問 10 に記載のとおり、被害状況の速やかな把握に努め、都道府県を通じて管轄の地方環境事務所に報告をいただきたい。

〇大規模な災害が発生した際には、内閣府（防災）において、全省庁所管分の被害状況を取りまとめており、環境本省ではいただいた報告をもとに内閣府（防災）に登録を行っている。

〇また、災害廃棄物発生時の対外的な関心事項としては、どのくらいのスケジュールで応急対応が完了するのか、仮置場の設置状況はどうか、といった情報であり、できるだけ詳細に報告いただきたい。

問 12　申請にあたっては地方環境事務所等との事前協議が必要か。

〇申請にあたっての事前協議は不要であるが、市町村等の担当者におかれては都道府県を通じて綿密に地方環境事務所等と連携いただきたい。また、都道府県を通じて事前に災害報告書等の案文を提出すれば事前確認等を行うことが可能である。

〇なお、災害等廃棄物処理事業、廃棄物処理施設災害復旧事業ともに査定前の交付前着工が認められるため、申請前に事業に着手いただくことは差し支えない。

問 13　事業が年度内に完了しなかった場合の手続きはどのようにすればよいか。

〇年度内に事業が完了しなかった場合には、都道府県を通じ、管轄の財務局に対して、予算の繰越手続きを行うこととなる。やむを得ず年度内に事業が完了せず、繰越せざるを得なくなった場合には、事務手続きの詳細については、都道府県を通じ環境省までお問い合わせいただきたい。

（３）申請に際しての基本的事項

問 14　原形復旧の基本的な考え方は何か。

〇負担法第２条第２項において、「「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む）」とされている。また、第３項においては、「原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものは・・（中略）・・災害復旧事業とみなす」とされている。

〇負担法取扱要綱第２において、「「原形に復旧すること」とは、（中略）被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること」とされている。

〇災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業は、負担法の適用対象ではないものの、原形復旧の考え方はこれらに準じて取り扱うこととしている。

問 15　災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に際して、一部事務組合が構成されている市町村においては、一部事務組合と市町村のいずれが申請者になるべきか。

〇原則として一部事務組合が申請者となる。

〇ただし、災害廃棄物は、通常のごみ処理と異なり、突発的かつ大量のごみが一時的に排出されることから、円滑かつ迅速な処理の必要上、構成市町村と一部事務組合との間で災害廃棄物の処理に関して何らかの取り決めをするのであれば、構成市町村を事業主体として申請することは可能である。

（前例）

平成 23 年東日本大震災　福島県白河市・矢吹町ほか及び白河地方広域市町村圏整備組合

東日本大震災においては、膨大な災害廃棄物等が発生したため、一部事務組合と構成市

町村との間で役割分担を行い、それぞれが申請を行った。

問 16　以前に申請して査定をされた内容は再度申請できるのか。

○災害査定において査定をされたものは市町村の責任において対処するべきものであり、再度の申請をすることはできない。

問 17　災害査定の前に再度の災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。

○新たな異常な天然現象により被害が拡大した場合には、災害等廃棄物処理事業の場合、基本的には、前災と後災を合わせて申請することとなる。ただし、同一市町村であっても被災箇所が区分できる場合には分けて申請することとなる。また、施設復旧事業の場合は、前災のみに係る査定を受け、その後、後災に関する査定を受ける場合もある。

○申請の考え方としては、前災と後災の切り分けができない場合には、後災が発災から１か月以内であれば、後災を含めて前災の被害状況を修正し前災として申請、発災から１か月以上であれば、前災を取り下げて前災を含めて後災として申請することとなる。

問 18　事業が完了する前に再度災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。

○災害査定が完了し、事業費が決定された後にあって、事業が完了しない間に、再度の災害により被害が生じた場合には、前災の未着手又は未施工部分は、新たに生じた災害による事業に合わせて施工することとなる。

○なお、新たな被災部分が異常な天然現象によらない場合や限度額（指定市 80 万円、市町村 40 万円）未満の場合で、被災部分が当該被災前の施設と効用上一体をなしており、かつ当該被災施設の復旧目的を達成するために必要があると認められるものは、前災の事業費変更等で対応することとなる。

問 19　災害査定は実地によるべきか机上によるべきか。

○災害査定は、原則として実地によるが、申請額が 200 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については机上によることができる。

○実地調査要領第２（調査の方法）（２）において、「調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額が 200 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる」とされている。

○災害廃棄物処理事業の場合、災害査定時において、全ての処理が完了している等の場合には、実地調査は困難（＝実地に調査するべき災害廃棄物がない）であることから、机上により査定が行われる場合もある。

問 20　災害査定はいつまでに終了しなければならないのか。

○原則として、発災した年の 12 月末までに終了する必要がある。ただし、財務局等との調整の結果、１月以降に査定を行うこともありえる。

○これは、負担法第４条において、「その年の一月一日から一二月三十一日までに発生した災害につき・・」とあり、災害復旧事業については年災の考え方（年度ではない）が取られており、環境省においてもこれに準じて災害査定を行っているためである。

○なお、他省庁では発災後概ね２か月以内に行っている事業もあり、事業完了前でも査定は可能であるのでできる限り早期の査定をお願いしたい。

問 21　過年災害は申請できるのか。

○災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設復旧事業について、過年災害（前年以前の災害）を申請することは可能である。例えば、当年の年末に近い時期に被害を受けた場合には、翌年に申請を行うことも想定される。ただし、問 20 のとおり、災害査定は、原則として発災した年の 12 月末までに終了する必要があるため、申請ができる状況だったにも関わらず単なる事務的な遅延によって越年して申請することはできない。

○なお、負担法の適用となる災害復旧事業については、過年災害は欠格要件に該当することから申請をすることはできないが、環境省の災害復旧事業は、実地調査要領によることとされており、実地調査要領には過年災害を欠格とする規定はないためである。

問 22　申請前に事業着工することは可能か。

○災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設復旧事業では、申請前に事業着工をすることが可能である（いわゆる施越事業）。事業着手に際しては、事後に行われる災害査定に備えて、都道府県を通じ地方環境事務所等の担当者と密に連絡願いたい。

３．災害査定

（１）災害等報告書の作成

問 23　災害等報告書の作成上の留意点は何か。

○災害等報告書は、国庫補助申請の意思表示となる重要な書類であり、環境省は提出された災害等報告書に基づき災害査定を行い被害額の確定を行うこととなることから、内容は明瞭に作成する必要がある。

○特に留意するべき点は、

・災害発生の事実について公的データが整えられているか

被災＝補助対象ではないため、災害原因が採択要件を満たしているのかの事実を証明することが必要。

・被害の概要が明らかになっているか

写真や地図等を用いて具体的に被害の概要、程度等が明らかにすることが必要。

・算出された事業費は適正か。また、その根拠は妥当か。
計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等はそれぞれ合理的かつ適正か。

○特に机上調査の場合にあっては、実地調査要領第２（調査の方法）（２）において、「写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする」とされていることから、被害の概要等を示す写真等の資料の準備が不可欠である。

問 24　災害等報告書以外に準備するべき書類は何か。

○災害等報告書に盛り込まれている内容を補足するための資料の準備が必要である。例えば、災害廃棄物の発生状況を詳細に示した図面や写真、各契約に係る事業実施状況を示す書類（作業日報等）、災害廃棄物処理の実績を示す資料（計量結果等）などがある。

○特に、机上調査の場合にあっては、実地調査要領第２（調査の方法）（２）において、「写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする」とされていることから、被害状況等を十分に説明できるよう資料を準備しておくことが重要である。

問 25　災害等報告書に添付する写真はどのようなものが必要か。

○災害等廃棄物処理事業にあっては、災害廃棄物の発生状況や発生量が把握できる写真、廃棄物処理施設復旧事業にあっては、被害箇所や被害状況が把握できる写真が必要不可欠である。特に、机上調査の場合にあっては、被害状況を確認する手段は写真のみになることから、発災直後から災害査定を意識し、申請に必要となる写真の記録を残しておくことが重要である。

○こうした被災状況の写真の撮り方は、「公共土木施設災害復旧の災害査定添付写真の撮り方（平成 10 年改訂版）」（発行：一般社団法人全日本建設技術協会）が参考になるのでご参考いただきたい。

（２）災害査定

問 26　実地調査と机上調査の違いは何か。

○災害査定には、実地による方法と机上による方法の２種類がある。環境省の災害関係事業は、実地調査要領第２（調査の方法）（２）において、原則として実地によりよることとされ、申請額が 200 万円未満又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については机上調査によることができるとされている。

○実地調査はまさしく被害にあった現場において、被害状況等の調査を行うものであり、机上調査は都道府県等の事務所において、書面により調査を行うものである。

○災害復旧という性質上、早期に被害額の確定を行いできる限り早期復旧に資するため、

また、査定事務の効率化及び簡素化を図るため机上調査を積極的に活用いただきたい。

問 27　査定官と立会官の役割の違いは何か。

○査定官は、環境本省の廃棄物対策課職員又は地方環境事務所の廃棄物・リサイクル対策課職員が、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について被害額を確定するために災害査定を行う。この査定にあたっては、被害の概要や被害額の算出方法等を審査し、必要に応じ技術的な指導を行った上、被害額の確定を行っているところである。

○立会官は、財政を主管する財務省の立場として、各省庁が行う災害査定に立会（りっかい）し、災害復旧費の決定の妥当性を確認し、その旨を査定官に意思表示することとされている。

○災害査定への立会制度は、昭和 26 年ルース台風による災害復旧対策を契機として創設され（昭和 26 年 10 月 16 日閣議決定）、今日に至っている。立会官の所管業務は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 7 条の規定に基づく検査立会に関する件」（昭和 26 年 10 月 22 日付け蔵計第 2452 号）に定められ、主として、①異常な天然現象による災害復旧事業であること、②各省庁所管に係る災害復旧事業であること、③適用除外の災害復旧事業でないこと、を確認することとされている。

問 28　災害査定を受ける場合の留意点は何か。

○災害査定を受ける場合に際しての留意点として考えられる点を列記すると下記のとおりである。

（申請段階）

・現地を十分に把握した上で申請をすること。特に、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況が明瞭であること
・過年災害との重複申請をしないこと
・災害原因を公的データで確認し、採択要件に合致しているか確認すること
・災害報告書に添付した書類のほか、写真や処理実績等の分かる資料を準備しておくこと

（写真）

・机上査定にあたっては、被災事実と被害量等が十分に確認できるようなものを準備すること。
・被災後査定を受けるまでに時間を要するため、被災状況が不明確になるケースもあるので、作業状況や被災状況の写真を事前に準備すること

（現地調査）

・災害報告書との整合性を十分に留意し説明をすること

問 29　失格と欠格の違いは何か。

○負担法の適用となる災害復旧事業においては、失格とは、被災事実が認められても１箇所工事の費用が限度額に満たないため災害復旧事業の対象とならない場合をいい、欠格とは災害として認められないもので欠格理由に該当するものをいう。

○環境省の災害関係事業は、負担法の直接的な適用となるものではないため、「失格」「欠格」という用語をあまり用いないが、実地調査要領第５において適用除外となるべきものが掲げられており、負担法と同趣旨が盛り込まれているところである。

問 30　査定で一部事業について査定をされたがこの手続きはどのようにすればよいか。

○災害査定において一部事業について査定をされた場合には、実地調査要領第５において適用除外に該当すると判断されたものであることから、申請者において復旧を図らなければならない。

問 31　査定で立会官と意見が一致せず保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。

○環境省（査定官）と財務局（立会官）の意見が一致しなかった場合、査定官は、実地調査要領第９（報告）の別紙様式第２を作成の上、環境本省へ報告することとなる。

○環境本省では別紙様式第２の報告があった場合には、環境本省（廃棄物対策課）と財務本省（主計局司計課）との間でその内容について協議を行い、被害額を確定することとなる。協議の際には、査定の詳細な内容や立会官の意見等について、査定官より聴取した上で協議を行うこととなる。

問 32　調査額が保留額を超えて保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。

○災害査定において、調査額が１億円を超える場合には、査定官は、実地調査要領第９（報告）別紙様式第２を作成の上、環境本省へ報告することとなる。

○環境本省では別紙様式第２の報告があった場合には、環境本省（廃棄物対策課）と財務本省（主計局司計課）との間でその内容について協議を行う被害額を確定することとなる。協議の際には、査定の詳細な内容や立会官の意見等について、査定官より聴取した上で協議を行うこととなる（問 31 と同様の手続きであるが、査定官と立会官の意見が一致している場合には、財務本省とのやりとりは申請内容の確認に留まることが多い）。

問 33　査定後に予期せぬ事情により査定額を超えることとなったが、再度の査定を受けることは可能か。

○同一の災害を原因として一度査定を受けた箇所については、再度の査定を受けることはできない。また、災害査定後に再度別の災害により被害が拡大したような場合には、原

則として問 18 のように対応することとなる。

○一方で、災害廃棄物処理事業のように、申請時において災害廃棄物発生量を見込みにより申請し、予期せぬ事情により発生量等が変更される場合も想定される。その場合においては、その見込みが判明した時点で早めに個別に環境省に相談いただきたい。

問 34　査定で決定した事業費から予算の都合で事業費が減額されることはあるのか。

○近年、災害が多発し、かつ、その規模も大きくなってきていることから、環境省の災害関連事業の当初予算額では復旧額を手当することが困難となっており、環境本省において、予備費や補正予算によって追加財政措置を要求している。これまでは追加財政措置をいただき、査定結果に基づく事業費に応じた額を補助してきているところであり、予算の都合で査定において決定した額よりも事業費を下回って交付したことはない。

問 35　査定時に書類に不備があった場合にはどのように対応すればよいか。

○書類の不足や誤謬等によって、災害査定時に書類に不備を指摘した場合には、申請者より追加で資料の提示等を受け、確認をする必要がある。

○申請者においては、このような指摘に備えて、査定当日には十分な体制を整えておくことが重要である（机上調査の場合には、査定会場に PC 等を持ち込み、不足書類を本庁等から送付してもらうという体制を整えておくと有効である）。

（３）査定後の手続き

問 36　災害査定後の手続きはどのようにすればよいのか。

○地方環境事務所においては、査定結果を環境本省に報告するため、実地調査要領第９（報告）に基づき、別紙様式１（立会官と意見が一致しなかった場合または調査額が１億円を超える場合には別紙様式２も含む）と朱入れを行った災害報告書を環境本省あてに送付願いたい。

○市町村においては、上記の報告があった後、環境本省より限度額の通知を送付するので、補助金交付の申請に向けた準備をお願いしたい。

問 37　災害査定後の事業内容の変更はどこまで可能か。

○事業内容の変更が生じた場合には、個別に環境本省あてに相談いただきたい。

○東日本大震災においては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実地調査の取扱いについて」（平成 24 年３月２日付け環廃対発第 120302001 号）において、必要な事務手続きを定めたところであり、東日本大震災以外の災害についても、査定後事業内容の変更が生じる場合は想定されるところであることから、個別に対応を行うこととなる。

問 38　補助金の概算払は可能か。

○環境省の災害関係事業は、（目）補助金で予算措置がなされており、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令第 58 条（昭和 22 年勅令第 165）号の規定により、概算払ができる経費として指定されている。そのため、災害査定後、速やかな支払を希望する市町村については、概算払について早めに（災害査定前から）相談を環境本省あてに相談いただきたい。交付決定後、環境本省より財務本省に概算払協議を行うこととなる。

○ただし、年末近くになって災害査定が行われた場合には概算払協議に要する時間が取れなくなることから、ご希望に沿えない場合もありえる。

４．補助事業の対象について

（１）災害等廃棄物処理事業

問 39　災害等廃棄物のために必要となった市町村職員の超過勤務手当は補助対象か。

○補助対象外である。

問 40　災害等廃棄物の処理を民間事業者に委託した場合、その委託料は補助対象か。

○補助対象である。

問 41　災害等廃棄物の収集をボランティアで行った場合には、その活動に必要な経費は補助対象か。

○補助対象外である。

○あくまでもボランティアであって、ボランティア活動に対して補助をすることはできない。なお、シルバー人材センターなどに仮置場での分別作業等を委託したなどの委託関係があれば補助対象になり得る。

問 42　被災した家屋の解体費は補助対象か。

○補助対象外である。

○被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものであり、補助対象外である。ただし、阪神・淡路大震災及び東日本大震災においては、極めて甚大な被害が生じたことに鑑み、家屋の解体費を特例として補助対象としたところである。

問 43　個人が行った災害等廃棄物の撤去作業費は補助対象か。

○災害等廃棄物処理事業は、市町村が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を対象としていることから、個人や企業が自ら災害等廃棄物を撤去した場合の作業費は補助対象外である。

問 44　災害により被災した家屋解体のがれきについて、収集・運搬・処分は補助対象か。

○災害により被災し、所有者自らが解体した家屋のがれきについて、解体後のがれきについては、被害状況が半壊以上の被害家屋が補助対象となる。

問 45　搬入道路や場内道路の敷鉄板、砂利敷、草木の除去は補助対象か。

○交付方針２．補助対象経費（５）において、運搬に必要な最小限度の道路整備費が計上されており、災害等廃棄物の運搬車両が通行できるよう整備をするための経費は補助対象となり得る。

○申請にあたっては、災害等廃棄物を処理するにあたって、当該搬入道路や敷鉄板、砂利敷等を敷設しなければならない必要性について十分に整理をする必要がある（災害査定時に必要性を十分に説明しきれずに、査定官が必要性を認めず補助対象外とした事例もある）。

○災害査定時に必要な資料の例としては、図面等の枚数や範囲が確認できる資料、写真、必要数量の算出根拠資料などが挙げられる。

問 46　収集・運搬にかかる高速道路使用料金は補助対象か。

○一般道が災害により閉鎖をされる、広域処理のため遠方へ運搬する必要がある場合など、特に必要と認められる場合を除き有料道路の使用料金は補助対象外である。

（補助対象とした前例）

・広域処理を行うために遠方へ災害廃棄物を運搬する必要があったことから補助対象とした事例がある（平成 23 年東日本大震災）

問 47　通常２炉運転の焼却施設において災害等廃棄物を受け入れることによって３炉運転を行った場合の追加１炉の運転費用や通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用については補助対象となるか。

○市町村が災害のために通常操業より余計にかかった災害等廃棄物の処分費用については補助対象であり、災害等廃棄物の処分に要した金額が明確である場合にはその部分について補助対象となる。通常のごみと併せて処理した場合など、災害等廃棄物分のみを抽出することが困難な場合には通常ごみと災害廃棄物の処理量で按分等を行い算出する。

ただし、焼却、破砕、埋立等で直接災害廃棄物の処分に必要であることが明確な委託費、燃料費、薬品費などの経費のみが対象となる。

問 48　被災した自動車や船舶の処分は補助対象か。

○被災した自動車や船舶については、保険制度の活用や有価物としての売払い等により所有者の責任により対応するべきものであり、原則として補助対象外である。ただし、市町村が対応しなければならない特別な事由がある場合には環境省に相談いただきたい。

（補助対象とした前例）

三宅島噴火に際して、離島という特殊性及び長期の避難という実態に鑑み補助対象とした事例がある（平成 12 年三宅島噴火、東京都三宅村（補助申請は平成 16 年））。

問 49　便槽からの汚水の汲み取り費用は全額補助対象か。

○「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」（昭和 59 年９月７日付け事務連絡第 227 号）３（その他）において、「災害廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の２分の１を調査の対象から除外する」とされていることから２分の１が補助対象となる。

問 50　仮設トイレの借上料は補助対象か。

○避難所等における仮設トイレの設置は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の対象となっていることから補助対象外である。

○なお、交付方針１．補助対象の範囲において、「特に必要な仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内」のものは、収集、運搬及び処分に要した経費は補助対象となる。

問 51　１者随意契約を行っている場合は、必ず査定をされるのか。

○市町村が民間事業者等との間で災害協定を締結している場合や地域内で対応可能な業者が１者しか存在しないなどの随意契約理由がある場合には、契約内容や価格等の妥当性に鑑み申請額とおりとすることはありえる。やむをえず１者のみの随意契約によらなければならない場合は、その理由について文書等で整理を行い、査定時においてその内容を説明いただきたい。

○なお、特段の理由もなく、１者のみに随意契約を行い、合見積等の資料もない場合には、査定の対象となり得る。

問 52　諸経費は災害等廃棄物処理事業では補助対象外であるので全て補助対象外か。

○実地調査要領別表第２において、災害等廃棄物処理事業の諸経費率は０％とされている。

○一方で、委託費等の費目のなかで、諸経費として金額が提示されている場合であっても、内容によっては補助対象とすべき経費が含まれている可能性があるので、諸経費の内容について確認し、採否を決定することとなる。

問 53　災害等廃棄物について、民間団体に対して市町村等が補助金を出している場合、当該経費は補助対象となるか。

○災害等廃棄物処理事業は、市町村が行う災害等廃棄物の処理に対して補助をするものであり、民間団体が行った事業に対して市町村が補助を行っても補助対象とはならない。

問 54　中小企業から排出された災害廃棄物は補助対象となるか。また、中小企業の定義は何か。

○中小企業（個人商店を含む）から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物となって一体となって集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全上特に必要として処理を行った場合は、補助対象となる。

○なお、中小企業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条の規定による中小企業を言うが、これによりがたい場合には、個別に環境省まで相談いただきたい。

問 55　災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみは補助対象か。150m3 以上の要件は採択要件になるのか。

○災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみ（海外からのものも含む）の処理については、その処理費が限度額（指定市 800 千円、市町村 400 千円）を満たしていれば補助対象となる。なお、船舶の荷崩れ等による積荷の漂着について、排出者が特定できる場合は、補助対象とならない。

問 56　採択要件である限度額「指定市 800 千円以上、市町村 400 千円以上」の要件は、ごみ処理・し尿処理のそれぞれで金額を超えていなければならないのか。

○ごみ処理とし尿処理を合わせて限度額を超えていれば補助対象となる。

問 57　A 市の施設が被災により運転できない状態になり、B 市へ処理を委託している。B 市の処理費用が A 市の処理費用よりも高いが、そのような場合、B 市での処理費用と A 市での処理費用との差額は補助対象となるか。

○やむを得ない事情がある場合、Ｂ市とＡ市との間に生じた処理費用との差額も含めて補助対象となる。なお、災害報告書等を作成する際に、処理量等が重複しないよう留意が必要である。

問 58　被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やリサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か。例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か。

○他市町村へは協定、覚書又は委託契約などが、処理業者へは委託契約が必要である。発災直後は口頭連絡等でやりとりをしていたものであっても、口頭約束のみでは補助対象としては認められず、追って書面での契約等を行いその内容が確認できるよう留意されたい。

問 59　広域連合で廃棄物の処理を行っている場合、要綱上の扱いは一部事務組合と同様ととらえてよいか。

○差し支えない。

○災害廃棄物処理事業を申請できる事業主体は、市町村、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条に規定する一部事務組合、第 291 条の２に規定する広域連合、第 281 条に規定する特別区である。その他の特別地方公共団体も申請を否定するものではないが、通常、災害廃棄物処理事業を実施する事業主体としては考えられないことから、仮に申請を希望するような場合には個別に相談いただきたい。

（補助対象とした前例）

平成 18 年７月集中豪雨　長野県上伊那広域連合

平成 17 年９月集中豪雨　東京都世田谷区

問 60　A 市が B 市に事業の一部を委託した場合、申請はどちらの市が行い、どちらの単価を使用することとなるのか。

○申請は、災害により被災をしたＡ市から行い、Ｂ市との間で委託契約等を締結した単価を使用することとなる。

○なお、このような場合、Ｂ市が災害廃棄物ということで条例などの規定により手数料等を免除していたとしても、当該処理に要した経費をＢ市から補助申請することはできない（Ｂ市においては被災の事実がないため、災害の採択要件を満たさない）。

問 61　交付申請はごみ処理とし尿処理で分けて申請するのか。

○両方の事業を合わせて申請する。

問 62　A 市ではし尿処理事業を A 市が、ごみ処理事業を B 一部事務組合がそれぞれ行っているが、補助申請は分けることとなるのか。

○事業実施主体が異なることから、それぞれ、Ａ市がし尿処理事業を、Ｂ一部事務組合がごみ処理事業を申請することとなる。この場合、それぞれが補助対象となる限度額（市町村 400 千円、指定市 800 千円）を超えていなければならない。

問 63　液状化による土砂の処理は補助対象か。

○地震等による液状化現象による土砂の処理は災害廃棄物処理事業の補助対象外である。

（関連事業）国土交通省　堆積土砂排除事業　など

問 64　木質系の廃棄物をリサイクルする際、用途によっては再分別や洗浄が必要となるが（塩分や土砂等の除去）、補助対象となるか。

○災害等廃棄物の処理に必要な経費として補助の対象である。

問 65　一部事務組合において、規約で定めている分担割合と処理の実態が乖離しているが、申請は現在の分担割合で行うのか。

○実態と乖離しないよう役割分担を見直し、申請をいただきたい。

問 66　仮置場の付近に捨てられてしまった、災害由来の廃棄物の処理については補助対象か。

○市町村が処理の必要があると判断し、自ら処理をしたものは補助対象となるが、そもそも仮置場付近に投棄されないよう特段の配慮をいただきたい。

問 67　仮置場に運搬前のがれきなどに対し、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象となるか。

○衛生保持や生活環境保全を目的として、災害廃棄物処理の一環として行われる場合は補助対象である。ただし、取扱通知第２（国庫補助の方針について）の（４）アにあるとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 28 条第２項の規定に基づいて実施する、ねずみ族、昆虫等の駆除のために行う薬剤散布は補助対象外である。

問 68　がれき等を撤去した後に、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象になるか。

○問 67 のとおり、衛生保持や生活環境保全を目的として、災害等廃棄物処理の一環として行われる場合は補助対象であり、例示をすると下記のとおりである。

・撤去前の災害等廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
・災害等廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
・災害等廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生保持のための害虫等の駆除

問 69　業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は補助対象か。

○所有者が特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（フロン回収・破壊法）に基づく回収及び破壊を行うことが基本であるが、生活環境保全上の観点から、市町村が必要に応じて回収・破壊を行った場合は補助対象となる。

○なお、「災害時におけるフロン等対策の推進について」（平成 16 年７月 23 日付け環廃対発第 040723002 号、環地保発第 040723002 号廃棄物対策課・環境保全対策課長通知）において、災害時におけるフロン等対策の推進について記載があるので参考いただきたい。

問 70　海岸保全区域内の漂着ごみについても市町村が処理する場合には補助対象か。

○海岸保全区域内の漂着ごみ被害については補助対象外である（取扱要領第２の１．（３））。

問 71　震災により被害を受け使用不可能となった浄化槽について、浄化槽を掘り出した上で処理する場合、補助対象か。

○市町村設置型の浄化槽は廃棄物処理施設災害復旧事業の補助対象であり、災害廃棄物処理事業の対象ではない。なお、個人設置型の浄化槽は、廃棄物処理施設災害復旧事業においても補助対象外である。

問 72　がれき等の一時保管のみを民間事業者に委託する場合、この委託費用は補助対象か。

○補助対象となり得るが、災害査定時において、なぜ一時保管の必要があったのかその必要性の提示が必要である。

問 73　災害により施設が休止状態となっており、本来その施設で処理する廃棄物を遠方へ運搬して処理する場合、運搬費等の費用については補助対象か。

○災害により発生した廃棄物を他施設へ運搬し処理する際の運搬費は補助対象であるが、平時に処理を行っている廃棄物について、他施設へ運搬して処理を行う際の運搬費は補助対象外である。

問 74　し尿処理事業の諸経費、事務費は補助対象か。

○原則として補助対象外である。

問 75　「委託業務」とは、例えば、仮置場の整備で工事として発注した場合も「委託」として補助対象か。

○質問の事業内容は補助対象である。

○委託料は、市町村から他の地方公共団体や民間事業者へ委託する経費が含まれるものであり、補助対象か否かはその委託業務の内容により採否を決定することとなる。

○なお、委託業務の内訳に含まれる諸経費は、実地調査要領の規定により補助対象外となる部分もあるので留意が必要となる。

問 76　仮置場の警備員に係る委託料（又は労務費）は補助対象か。

○原則として補助対象外である。

○なお、仮置場での災害廃棄物の搬入・搬出等に必要な交通誘導員は補助対象となり得る。

問 77　鉄くず等の有価物の売却益の取扱いはどのようにするのか。

○有価物の売却によって利益が生じたものは、災害報告書においては「有価物売却益」として申請額から控除をし、交付申請書や実績報告書においては「寄付金その他の収入額」欄に記載し、事業費から差し引くこととなる。

○なお、災害査定時において、有価物売却益の金額が見込めず、控除額の算出が困難である場合には、交付申請時又は実績報告時において確定額をもって控除することで差し支えない。

○ただし、東日本大震災においては、事務的なミスにより有価物売却益が正しく控除額に計上されていないケースが散見され、後日補助金返還に至った事例もあったことから、災害等廃棄物処理のフローから有価物売却が想定される場合には各種報告書の作成については特段のご留意をいただきたい。

問 78　分別した災害等廃棄物を再生利用するための経費は補助対象か。

○災害等廃棄物を中間処理・再生利用するための経費は補助対象である。

問 79　移動式の破砕機をリースし、処理事業を行う場合、リース料は補助対象か。

○処理に必要な設備のリース料は補助対象である。

問 80　仮置場の土地購入費は補助対象か。

○土地の購入費は補助対象外である。

問 81　仮置場の造成費は補助対象か。

○原則として補助対象外であるが、近年は甚大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の量も膨大になる場合もあり、その処理にあたっては、仮置場の造成が必要となる場合も想定されることから、個別に相談をいただきたい。

（補助対象とした前例）

・平成 16 年新潟県中越地震、平成 17 年台風 14 号、平成 25 年台風 26 号（東京都大島町）

問 82　仮置場設置にあたっての調査費（土壌調査費等）は補助対象か。

○原則として補助対象外であるが、近年は甚大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の性質も多岐にわたることから、その処理にあたって、仮置場において特に調査費が必要となる場合には個別に相談いただきたい。

問 83　仮置場の原形復旧費は補助対象か。

○原則として補助対象外であるが、公園等の人が多く立ち入る公共性の高い場所の場合には、表層に残ったがれきを除去するため、表土をはぎ取り土入れを行うことは補助対象

である。

（補助対象とした前例）

・平成 17 年台風 14 号、平成 25 年台風 18 号、平成 25 年７月集中豪雨　ほか

問 84　仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンスは補助対象か。

○補助対象である。

問 85　仮置場に収集した災害廃棄物の飛散防止のための経費は補助対象か。

○補助対象である。

問 86　収集した災害等廃棄物にアスベストや PCB 等の有害物質が含まれていないかを確認するための検査費用は補助対象か。

○通常行われている検査や処理受入先からの要請によって必要な検査は、処理に必要な経費として補助対象である。

問 87　家電リサイクル法対象製品の処理費について、所有者が特定できない家電製品を引き取った場合、補助対象か。

○特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）（いわゆる家電リサイクル法）第２条第４項で定める特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処理については、「災害時における廃家電の取扱いについて」（平成 13 年 10 月２日付け環廃対第 398 号廃棄物対策課長通知）に基づき適切に処理いただきたい。この場合、市町村が処理を行った場合には、当該経費は補助対象となる。

問 88　家屋解体が補助対象とならないのはなぜか。

○家屋については、個人の資産であり、災害により被災した解体が必要な場合は、所有者の責任で行うべきものであり、市町村に解体の責任はない。したがって、災害等廃棄物処理事業では、家屋の解体費用については、補助対象外としている。なお、半壊以上の家屋について、所有者が解体した後のコンクリートがら等について市町村が処理を行う場合は、補助対象としているところである。

○これまで家屋解体を補助対象としたのは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災だけであり、どちらも社会的、経済的影響が極めて大きく、支援のための特別法が制定されるような災害である。

○阪神・淡路大震災においては、被害が甚大であり、都市機能が麻痺し、社会的、経済的影響が極めて大きいものとなっている特別の事情に鑑み、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が制定されたことから、その趣旨を踏まえ、地震により損壊した家屋の解体を市町村が行う場合について、特例として補助対象

とした。

○また、東日本大震災においては、阪神・淡路大震災と同等以上の被害が生じていることから、阪神・淡路大震災と同様に家屋解体について特例として補助対象とした。なお、平成２３年５月に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が制定されている。

○なお、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 65 号）に基づき、10 世帯以上の住宅全壊被害が生じた災害に関しては、その損壊の程度に応じて被災者に対し支援金が支給される制度がある。

問 89　自動二輪車、原動機付自転車の処理費は補助対象か。

○原則として補助対象外である。

問 90　津波堆積物の処理は補助対象か。

○廃棄物を含む津波堆積物であれば補助対象である。

問 91　災害による停電の影響で廃棄せざるを得なくなった食品等については補助対象か。

○停電によって商品等が直ちに廃棄物になるとは考えにくいため、原則として対象外である（本来、所有者において移動等の措置を講じるべき）。

（補助対象とした前例）

・地震及び津波により漁港の冷凍倉庫が被災した上、さらに停電をしたことによって、保管していた魚が腐敗し生活環境保全上の支障が生じた事例について、海洋投入処分等を行う経費について補助対象とした事例がある（平成 23 年東日本大震災）

問 92　海中から災害廃棄物を引き上げ、処理をする経費は補助対象か。

○海中に沈んだ廃棄物や海域の漁具等の処理については、当該箇所の管理者が取り組むことが基本である（港湾や漁港の災害復旧事業や漁場のがれき処理に係る漁場復旧対策支援事業などの支援制度がある）。

問 93　災害廃棄物の処理について全体の計画や進捗管理等をコンサルタントに委託する場合、その費用は補助対象か。

○原則として補助の対象外であるが、近年は甚大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の量も膨大になる場合もあり、その処理にあたっては、市町村担当者のみでの対応では困難となる場合も想定されることから、個別に相談をいただきたい。

（補助対象とした前例）

・平成 25 年台風 26 号　東京都大島町

問 94　仮設焼却炉の設置費用は補助対象か。

○原則として補助対象外である。

問 95　農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は補助対象か。

○農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は管理者が行うのが基本である。

問 96　災害等廃棄物の処理にあたって必要な環境測定は補助対象か。

○工事現場等で通常行われている測定や処理受入先からの要請によって必要な検査は、処理に必要な経費として補助対象である。

問 97　自動車購入費の計上方法はどうすればよいか。

○取扱通知の第２（国庫補助の方針について）１.（２）において、「自動車購入費については、１日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額」を計上する。

問 98　廃タイヤは補助対象か。

○タイヤやバッテリーなど、災害発生以前から不要品であったと思われるものについては補助対象外であるが、地域によっては夏用・冬用タイヤを準備する地域もあり、そのように各家庭で保管しているタイヤ等が流失等した場合には補助対象となり得る。

問 99　市町村が産業廃棄物として処理した経費は補助対象か。

○災害等廃棄物処理事業においては、災害等廃棄物を市町村が生活環境保全上必要があると判断し、処理を行ったものであれば補助対象となる。

問 100　豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。

○原則として補助対象外である。

○なお、河川敷の公園等で、他の補助事業の対象とならず、かつ、市町村が生活環境の保全上必要と判断した場合には補助対象となり得るので、個別に相談願いたい。

（関連事業）国土交通省河川復旧事業　など

問 101　地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。

○原則として補助対象外である。

（関連事業）国土交通省地すべり対策事業　など

問 102　災害廃棄物の収集等を手伝ったボランティアに対する報酬や弁当、お茶代は補助対象か。

○補助対象外である。あくまでもボランティアであって、ボランティア活動に対して補助をすることはできない。

問 103　消火器やパソコン等の処分費は補助対象か。

○市町村が生活環境の保全上必要があると認め、自らの事業として処理を行うのであれば、補助対象である。

問 104　市町村が所有している機械器具の修繕費は補助対象か。

○定期的に行っている修繕費は補助対象外であるが、災害等廃棄物を処理するに当たって特に必要とした修繕費は補助対象である。

問 105　台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみは補助対象か。

○原則として補助対象外である。

（関連事業）国土交通省漂着流木処理事業　など

問 106　漂流ごみは補助対象か。

○漂流ごみは補助対象外である。

問 107　海底ごみは補助対象か。

○海底ごみは補助対象外である。

（２）廃棄物処理施設災害復旧事業

問 108　廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。

○補助の対象となる。施設建設時において、補助金を受給しているか否か、他省庁の補助金の交付を受けているか否かは、廃棄物処理施設災害復旧事業における採択要件とは関係ない。

問 109　復旧事業の対象となるものは、施設建設時の補助要綱等に定められているものに限られるのか。

○施設の稼働に直接必要となるものについては補助対象である。

○ただし、実地調査要領第３（調査の対象）（２）（３）に調査対象外が掲げられているところである。

問 110　浄化槽（市町村整備推進事業）が補助対象となっているが、その前身である浄化槽（特定生活排水処理事業）は補助対象か。

○補助対象である。

問 111　単費で生活排水処理施設を建設しているが、災害により被災したため復旧事業を行う場合、補助対象となるか。（一般廃棄物処理施設として生活排水処理施設を対象施設としているが、現行の循環型社会形成推進交付金では交付対象とされていない）

○施設の稼働に直接必要となるものについては補助対象である。現行の循環型社会形成推進交付金で交付対象か否かは廃棄物処理施設災害復旧事業の採択要件ではない。

問 112　施設の敷地外の法面が崩落し、施設が被害にあったが、法面の復旧は補助対象か。

○当該崩落により施設に被害を及ぼし、施設の運営に支障が出ている場合、施設の稼働に直接必要となる部分については補助対象である。

問 113　原形復旧ができないため、同等程度の整備を行ったが、補助対象か。

○原形復旧の考え方は問 14 のとおりであるが、原形復旧ができない場合（例えば、元の場所が危険、施設が古く同じ機材が入手困難等）は同等程度の復旧とみなし、補助対象となり得る。

問 114　原形復旧は可能であるが、同等程度の別の機器を導入した方が安価である場合、当該機器は補助対象か。

○原則は原形復旧であるが、原形復旧よりも良い手段があればその手段により行った復旧も対象である。

問 115　復旧事業が当該年度に完了しなかった場合、繰越は可能か。

○年度内に事業が完了しなかった場合には、都道府県を通じ、管轄の財務局に対して、予算の繰越手続きを行うこととなる。やむを得ず年度内に事業が完了せず、繰越せざるを得なくなった場合には、事務手続きの詳細については、環境省までお問い合わせいただきたい。

問 116　復旧事業にあたり、保険が適用になった場合、その費用の取扱いはどうすればよいか。

○保険が適用され、保険金が下りた場合には、その費用は寄付金その他の収入額として控除した上で申請されたい。

問 117　PFI 事業により建設した施設について、災害により被災した場合、補助対象か。

○PFI 事業により建設した施設も補助対象であるが、申請主体が誰になるのかに留意いただきたい。

（参考）PFI 方式の形態別により想定される事業実施主体

方式	形態	施設所有（申請者）	資金調達	設計建設	施設運営
BOT 方式	民間事業者自ら資金調達を行う、施設を建設(Build)・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営(Operate)を行った後、事業終了時点で公共に所有権を移転(Transfer)する方式	民間	民間	民間	民間
BTO 方式	民間事業者自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、施設の所有権を公共に移転(Transfer)し、施設の維持管理・運営(Operate)を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式	公共	民間	民間	民間
BOO 方式	民間事業者自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)・所有(Own)し、事業期間にわたり維持管理・運営(Operate)を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の方式	民間	民間	民間	民間
DBO 方式	民間事業者が施設設計(Design)・施設を建設(Build)・施設の維持管理・運営(Operate)を行う。公共が資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有する。	公共	公共	公共／民間	民間

問 118　循環型社会形成推進交付金で整備している最中の施設が被災したが、復旧事業の補助対象か。

○災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害による手戻り工事は、当該工事が竣工して効用を発揮するまでは他の事業の手戻り工事とし、災害復旧事業の対象とはならない。工事施工中とは、工事請負契約書に記載された着工の日から竣工検査の完了までの間をいう。なお、部分竣工して独立した機能のある施設が被災した場合は、災害復旧事業の対象となる。

問 119　補助対象から除外されるものとして、事務所、倉庫、公舎等の施設とあるが、「等」とは何か。

○廃棄物処理施設の運営等に直接かかわらないものが含まれている。

問 120　埋立を終了し廃止に向けた最終処分場（水処理等の管理を継続中）が被災したが、補助対象か。

○廃止をしていない維持管理中の廃棄物処理施設と考えられるため補助の対象となる。

問 121　取水施設が破損したため、応急対応として別の水源等を確保し、運転を開始したが、水量が足りず、2 炉のうち 1 炉のみを運転再開している。応急対応（配管の敷設等）の経費は応急仮工事費等として補助対象となるのか。

○負担法の対象となっている事業では、いわゆる応急工事として補助対象となっている場合がある。これによると、応急工事は原則として管理者の負担において施工するべきものであるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合は補助対象となり得るとされている。

○環境省の災害復旧事業もこれに準じて考えると、応急工事を実施しないと地域の廃棄物処理が滞るなどの具体的な支障が生じること、１炉運転では地域から発生する廃棄物を処理できず生活環境保全上重大な支障が生じること、応急工事は今後復旧を予定している取水施設の竣工を待つ猶予がないのか、などの必要性を説明できることが必要になる。

○また、応急仮工事は本工事の完了に伴い撤去され、工事の実態が確認できないため、入念な写真記録を残すことが必要である。

問 122　復旧事業の実施にあたって必要な設計費は補助対象か。

○原則として補助対象外である。ただし、地質調査等、測量及試験費に類する経費についてはその必要性に鑑み採否を決定する。

問 123　落雷により廃棄物処理施設の設備が被災したが、復旧事業の対象になるか。また、どのような資料等を用意すればよいか。

○落雷は、異常な天然現象のひとつであり、廃棄物処理施設災害復旧事業の対象となる。

○落雷の場合、通常の災害とは違い、落雷により制御装置や通信機器等が被災を受けることから、目視での確認は不十分となる。従って、被災があったこと証明する資料や、施設の被害状況等の資料をわかりやすく整理する必要がある。

○災害の事実を確認するための資料の例示は下記のとおり。

（１）落雷で施設が被災したことを証明する資料

・地方気象台の雷に対する注意報・警報等発令状況の資料（気象台は落雷についての目

視の情報は提供してくれるが、落雷証明に類するものは提供していない）
・民間気象会社による落雷証明書（ただし、証明書の発行は有料であることが多い）
・被災地域住民等の落雷確認の資料
・落雷・雷に関する新聞記事等
・落雷地点の写真等
（２）施設の被災状況説明資料
・プリントアウトデータ資料（欠測・異常値の説明用。落雷時刻が推定できる）
・雷の想定進入ルート等を写真等で整理
・部品の被災状況の写真及び説明資料

（補助対象とした前例）
・平成 25 年落雷　宮崎県西都児湯環境整備事務組合
・平成 20 年落雷　栃木県日光市
・平成 18 年落雷　福井県南越清掃組合　など

問 124　破損した設備の部品交換に伴う機器のオーバーホールは補助対象か。

〇原形復旧が不経済（例えば、部品がすでに生産中止、オーバーホールした方が安価など）の場合は補助対象となり得る。

問 125　破損した設備の部品交換に際して機能アップをすることは補助対象か。

〇災害復旧の原則は原形復旧であるため、機能をアップすることは補助対象外である。

問 126　施設場内の街路灯の復旧は補助対象か。

〇施設の稼働に直接必要がないことから補助対象外である。

問 127　取壊しを含む原形復旧は補助対象か。

〇それを行わなければ原形復旧が望めないものについては補助対象である。

問 128　エレベータ（人荷用）の復旧は補助対象か。

〇補助対象外である。

問 129　工事雑費は補助対象か。

〇補助対象外である。

4-4 災害廃棄物再生資材に関する通知・資料集

No.	所属	通知･資料名	発行年月
1	環境省	発生土利用基準について	平成 18 年 8 月
2	土木研究センター	建設工事で遭遇する廃棄物混り土対応マニュアル	平成 21 年 3 月
3	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	建設工事における自然由来重金属等含有岩石･土壌への対応マニュアル	平成 22 年 3 月
4	環境省	東日本大震災津波堆積物処理指針	平成 23 年 5 月
5	農林水産省	農地の除塩マニュアル　農村振興局	平成 23 年 6 月
6	廃棄物資源循環学会	津波堆積物処理指針(案)	平成 23 年 7 月
7	環境省	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版	平成 23 年 8 月
8	環境省	管理された状態での災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について	平成 23 年 12 月
9	国土交通省都市局公園緑地課･景観課	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針	平成 24 年 3 月
10	国土交通省都市局都市安全課	迅速な復旧･復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本方的考え方	平成 24 年 3 月
11	土壌環境センター	GEPC 技術標準　埋戻し土壌の品質管理指針	平成 24 年 4 月
12	環境省	東日本大震災からの復興のための公共事業における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(通知)	平成 24 年 5 月
13	復興庁、国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省;災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合第 3 回資料	東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するためのインセンティブの付与について	平成 24 年 6 月
14	岩手県	岩手県復興資材活用マニュアル	平成 24 年 6 月
15	環境省	東日本大震災で発生した倒木等の自然木･木くず等の造成地等における活用について	平成 24 年 6 月
15	水産庁	漁場施設への災害廃棄物等再生利用の手引き	平成 24 年 7 月
16	環境省	東日本大震災に係る災害廃棄物由来の再生資材の国の直轄工事への一層積極的な提供について	平成 24 年 10 月
17	宮城県環境生活部	「東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(平成 24 年 5 月 25 日環境省通知)」の運用に関する県の考え方について	平成 25 年 1 月
18	岩手県	岩手県復興資材活用マニュアル(改訂版)	平成 25 年 2 月
19	宮城県環境生活部震災廃棄物対策課	再生資材活用に係る手続きについて	平成 25 年 8 月
20	内閣府原子力災害対策本部原子力被災生活支援チーム	福島県内における公共工事における建設副産物の再生利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方	平成 25 年 10 月
21	公益社団法人　地盤工学会	災害廃棄物から再生された復興資材の有効利活用ガイドライン	平成 26 年 10 月

4-5 国、県の通知

過去の震災時に制定された、震災関連の法律や通知等について整理した。

(1) 全般(阪神･淡路大震災を含む。)

災害対策基本法では、災害を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」(第 2 条第 1 号) と定義している。災害廃棄物については、廃掃法上において明確な定義づけはなされておらず、自然災害に伴い発生した不要になったもの (廃棄物) を意味する。災害時には、産業廃棄物と一般廃棄物が混在して発生し、緊急な復興を要する中でその区別や分別は不可能である。災害廃棄物はその発生源により、主に以下のように分類できる。

- 被災家屋から発生する不要となったもの
- 家屋の損壊、または解体に伴って発生するもの
- 避難生活において発生する生活ごみやし尿
- 道路、橋梁などの社会資本の損壊に伴い発生するもの
- 斜面崩壊、倒木などの自然物に由来するもの

上述した災害廃棄物の中でも、廃掃法第 22 条では、「国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」としており、国の補助を受けることが可能である。

図 4.5.1 は、災害廃棄物に関連する法律と処理計画の位置付けを整理したものである。

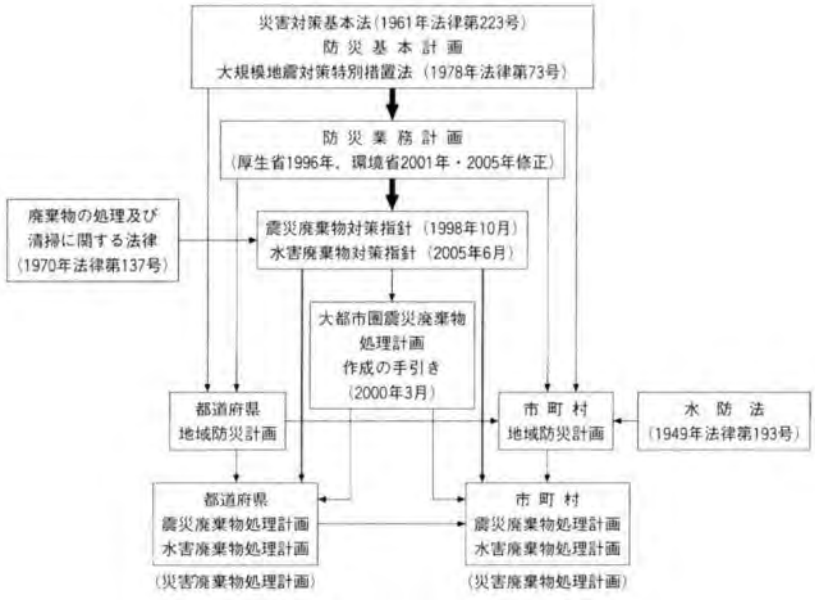

図 4.5.1　災害廃棄物に関連する法律と処理計画の位置付け

災害対策基本法に基づき、中央防災会議は、我が国の災害対策の根幹をなし、防災分野の最上位計画である「防災基本計画」を作成する。この防災基本計画に基づき、指定行政機関である環境省では「防災業務計画」を、地方公共団体は「地域防災計画」を作成しているところである。さらに、環境省は「震災廃棄物対策指針」「水害廃棄物対策指針」を災害廃棄物の処理を担う市町村に示し、災害廃棄物処理計画の策定など、災害廃棄物の処理に係る防災体制の整備を促している。

震災廃棄物対策指針及び水害廃棄物対策指針では、①廃棄物処理に係る防災体制の整備「事前対策」: 一般廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策、災害時応急体制の整備（相互協力体制、し尿処理体制、緊急出動体制、一般廃棄物処理施設の補修体制など)、災害廃棄物の処理・処分計画の作成（災害廃棄物の収集運搬計画、がれき等の発生量の推計、仮置場の確保と配置計画、がれき等の処理・処分計画の作成、有害廃棄物対策、都道府県等の支援、住民への啓発・広報など)、②災害発生時における災害応急対策[初動対策]：被災地の状況把握、災害による廃棄物の処理、仮設トイレ等のし尿処理、生活ごみやがれき等の処理、③災害復旧と復興対策[復興対策]: 一般廃棄物処理施設の復旧、災害廃棄物の処理、についての指針が示されている。

阪神・淡路大震災後、災害を未然に防ぐ「防災」には限りがあるとの認識から、被害の発生を想定した上で、災害に伴い発生する被害を低減させるとするための取り組み、つまり「減災」が唱えられている。廃棄物処理施設の耐震化や浸水対策など、個別に対策を打てるものについては、被害を回避するための事前の対策（防災）が有効に機能する。しかし、災害に伴う廃棄物処理に係る多くのことの防災は困難であり、災害廃棄物の発生量の予測やその処理方法を定める実行性ある処理計画を策定し、日頃から減災に努めることが重要である。環境省は市町村に対して、震災廃棄物処理計画及び水害廃棄物処理計画の策定を促しているが、2007 年 4 月時点でそれぞれ 50％と 44％程度であり、災害廃棄物の防災及び減災体制の整備が急がれている。

災害の発生とともに、被災市町村、被災都道府県は、直ちに被害状況を的確に把握し、災害廃棄物について計画的、総合的、迅速な対応を講ずる必要がある。1998 年には震災廃棄物対策指針、2005 年には水害廃棄物対策指針が設けられ、自治体は指針に基づき震災廃棄物処理計画及び水害廃棄物処理計画を策定することとなる。

(2) 東日本大震災
（処理対象区と仮置場の必要規模の検討処理体制及び法律など）

環境省では、発災以降、災害廃棄物の迅速な処理のために「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」等の基本的な方針を示すほか、財政的な支援や職員や専門家の派遣などを通じた必要な助言の提供を行い、地方公共団体や関係団体との協力の下、災害廃棄物の処理を推進してきた。

今回の大震災により発生した膨大な量の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、環境省では、地震発生後直ちに情報収集・連絡体制を確立し、本省職員を特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県に派遣するとともに、環境省内に「災害廃棄物対策特別本部」を設置し、膨大な災害廃棄物を処理するための広域的な協力体制を構築すべく、地方公共団体や関係団体と調整等を実施している。

岩手県、宮城県及び福島県においては、災害廃棄物の処理体制を構築し、現場の状況に応じた迅速かつ円滑な処理方策を検討する場として、県、関係市町村、国等の関係機関により構成される災害廃棄物処理対策協議会を設置し、災害廃棄物の処理に向けた具体的な協議を行っている。

また、災害廃棄物の処理ために「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」等を発出して、関係団体と協力の下、災害廃棄物の処理を推進してきた。

被災各地における災害廃棄物については、

① 害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等
② 再生利用の推進等
③ 災害廃棄物処理に係る計画の内容に関する統一的指針の策定等
④ アスベストによる健康被害の防止等
⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等
⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等

災害廃棄物処理特別措置法に規定される国が講ずべき措置を大きな柱として取組が進められている。

東日本大震災により発生した災害廃棄物に対処するため、これまでに施行・公表された法令上の措置及び関係通知・マニュアル類等

全般

災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱（公布日：昭和 50 年 02 月 18 日　環 109 号）
http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000143

災害廃棄物処理事業費の国庫補助について（公布日：昭和 50 年 02 月 18 日　環 109 号）
http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000144
災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い
（公布日：平成 19 年 09 月 06 日　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知
http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000145

災害対策基本法施行令
（昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号 最終改正：平成 24 年 6 月 27 日政令第 171 号）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37SE288.html

災害対策基本法施行規則
（昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号 最終改正:平成 24 年 6 月 27 日内閣府令第 42 号）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37F03101000052.html

「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」の施行
（公布、施行日　平成 23 年 3 月 16 日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000107220.pdf

災害救助法
（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号　最終改正：平成 22 年 12 月 3 日法律第 65 号）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO118.html

東日本大震災における法令等

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

（平成 23 年法律第 99 号）

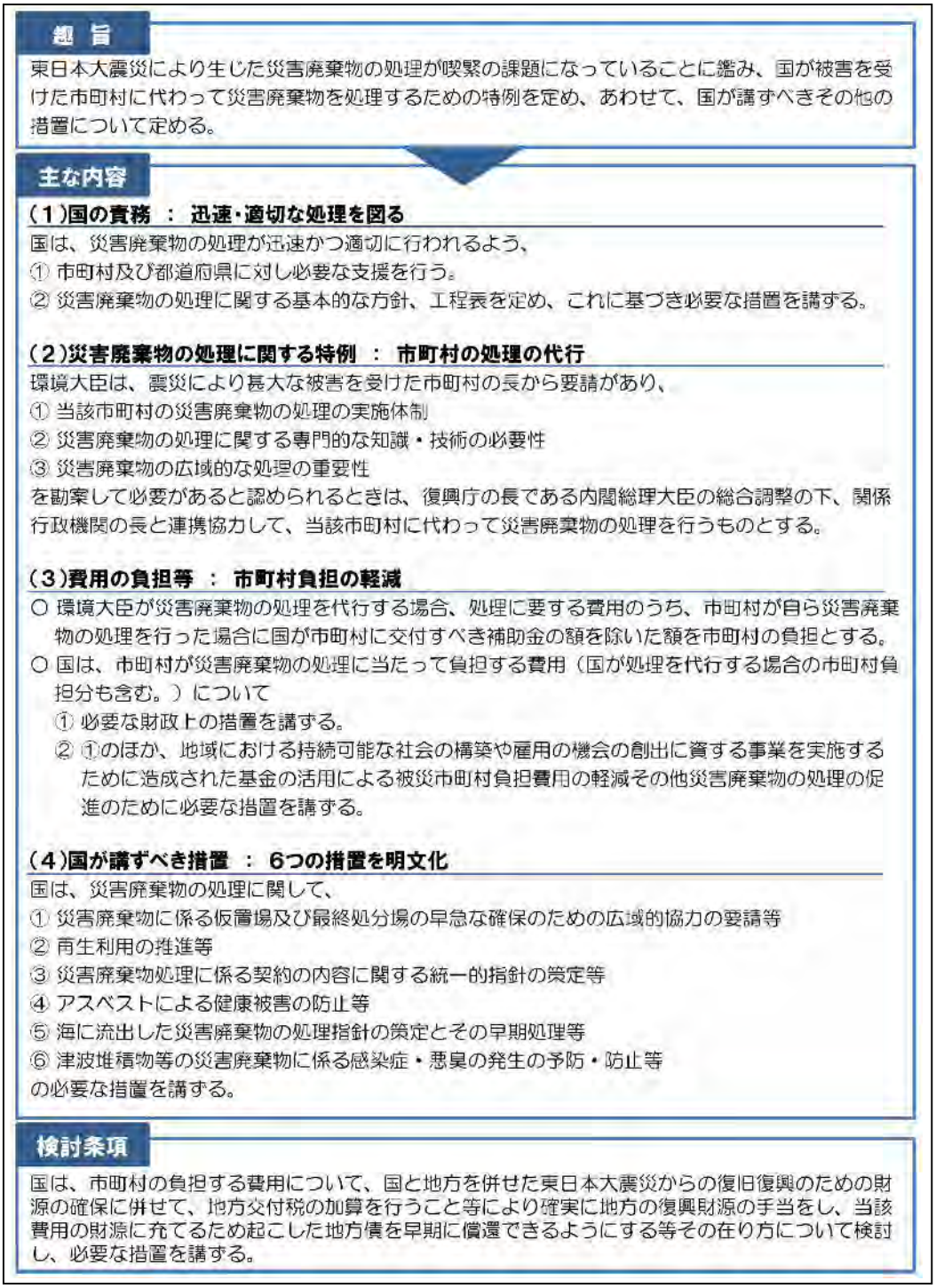

趣 旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

主な内容

（１）国の責務 ： 迅速・適切な処理を図る

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、
① 市町村及び都道府県に対し必要な支援を行う。
② 災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

（２）災害廃棄物の処理に関する特例 ： 市町村の処理の代行

環境大臣は、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり、
① 当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制
② 災害廃棄物の処理に関する専門的な知識・技術の必要性
③ 災害廃棄物の広域的な処理の重要性
を勘案して必要があると認められるときは、復興庁の長である内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うものとする。

（３）費用の負担等 ： 市町村負担の軽減

○ 環境大臣が災害廃棄物の処理を代行する場合、処理に要する費用のうち、市町村が自ら災害廃棄物の処理を行った場合に国が市町村に交付すべき補助金の額を除いた額を市町村の負担とする。
○ 国は、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用（国が処理を代行する場合の市町村負担分も含む。）について
① 必要な財政上の措置を講ずる。
② ①のほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずる。

（４）国が講ずべき措置 ： ６つの措置を明文化

国は、災害廃棄物の処理に関して、
① 災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等
② 再生利用の推進等
③ 災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定等
④ アスベストによる健康被害の防止等
⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等
⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等
の必要な措置を講ずる。

検討条項

国は、市町村の負担する費用について、国と地方を併せた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/law23_99a.pdf

http://www.env.go.jp/jishin/attach/law23_99b.pdf

http://www.env.go.jp/jishin/attach/no110818001.pdf

被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置
（平成 23 年政令第 215 号、平成 23 年環境省令第 15 号）

災害廃棄物の迅速な処理の推進のため、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村が災害廃棄物の処理を委託する場合には、平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、一定の基準下で、受託者が処理を再委託することができることとする特例措置を設け、市町村の事務負担の軽減を図る。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/go23_215a.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/go23_215b.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/go23_215c.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/go23_215d.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_15a.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_15b.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_15c.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/no110715001.pdf

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（平成 23 年 3 月 13 日）

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。今回成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000007.html

東北地方太平洋沖地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」（平成 23 年 3 月 18 日）

運転免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、有効期限を一定程度延長（最長で平成 23 年 8 月 31 日まで）することが可能となる。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000008.html

一般廃棄物を産業廃棄物処理施設において処理する際の届出期間に関する例外規定の創設（平成 23 年 3 月 31 日環境省令第 6 号）

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる届出について、本来 30 日前までに届け出ることとされているところ、都道府県知事が 30 日前までに届け出ることが困難な特別の事情がると認める場合（大量に発生した災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない場合等）の例外規定を設けるもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_06c.pdf

http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_06b.pdf

緊急的な海洋投入処分に関する措置（平成 23 年 6 月 17 日環境省告示第 48 号）
緊急的な海洋投入処分に関する措置（平成 23 年 4 月 7 日環境省告示第 44 号）

廃棄物の海洋投入処分に当たり、海洋汚染防止法に基づく通常の許可手続では数ヶ月の期間が必要となるため、緊急的に海洋投入処分を認める廃棄物の排出基準（廃棄物、排出海域、排出方法）を定めるもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/an23_48a.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/an23_48b.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/an23_44a.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/an23_44b.pdf

コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において処理する場合の手続の簡素化のための措置（平成 23 年 5 月 9 日環境省令第 8 号）

安定型産業廃棄物最終処分場において一般廃棄物を埋立処分する場合、通常は一般廃棄物処理施設の設置許可が必要であるとされているところ、今般の震災により発生したコンクリートくず等の災害廃棄物を埋立処分する場合は、届出で足りることとする特例を設けるもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_08a.pdf
http://www.env.go.jp/jishin/attach/mo23_08b.pdf

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について
（平成 23 年 6 月 1 日）

特定非常災害の指定

http://www.soumu.go.jp/main_content/000120798.pdf

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
（平成 8 年 6 月 14 日法律第 85 号）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法 （昭和 26 年法律第 222 号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法 （昭和 25 年法律第 201 号）及び景観法 （平成 16 年法律第 110 号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるもの

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%c1%92%e8%94%f1%8f%ed%8d%d0%8a%51&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H08HO085&H_RYAKU=1&H_CTG=1&

H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

災害廃棄物の広域処理の推進について（改定）（ガイドライン）

災害廃棄物の放射性物質による汚染に対する受入側の危惧等を背景に、広域処理の具体化が遅れていたため、平成23 年8月10 日に開催した第６回災害廃棄物安全評価検討会（以下「検討会」という。）において、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法等について検討を行い、本ガイドラインとして取りまとめた。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20120111_shori.pdf

特定非常災害特措法第 3 条第 2 項に基づき延長される環境省関係の権利利益

災害期間中の環境省関係の権利利益の延長に関するもの

http://www.env.go.jp/jishin/menseki/kenri-rieki_3-2.html

存続期間（有効期間）が更に延長される許認可等について（平成 24 年 4 月 1 日現在） 平成 23 年 9 月 1 日～

一定の地域の方々を対象に、許認可等について、存続期間が最長で平成 23 年 8 月 31 日まで延長されていた。その後も継続して延長する必要がある許認可等については、存続期間を更に延長することができる。

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/46649_01.html

特定非常災害特措法第４条第 2 項に基づく免責の対象となる主な環境省関係の義務の例

東北地方太平洋沖地震により法令上の履行期限までに履行されなかった義務については、平成 23 年 6 月 30 日までに所要の手続がとられた場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなる。

http://www.env.go.jp/jishin/menseki/kenri-rieki_4-2.html

特定非常災害特措法第 3 条第 3 項に基づく延長措置の対象となる主な環境省関係の権利利益の例

措置により延長される指定地域における権利利益のほか、環境省所管法令に基づく行政上の権利利益であって震災後に存続期間が満了するものについては、特定非常災害の被害者から保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出を受けた場合、被災状況等を勘案して延長期間を個別に決定する。

http://www.env.go.jp/jishin/menseki/kenri-rieki_3-3.html

特定非常災害特措法第 3 条第 2 項に基づき延長される環境省関係の権利利益

環境省所管法令に基づく以下の行政上の権利利益（許可等）については、災害救助法が適用された市町村（※）（東京都を除く。）における権利利益に係る満了日を、平成 23 年 8 月 31 日まで延長する。

http://www.env.go.jp/jishin/menseki/kenri-rieki_3-2.html

東日本大震災通知など

災害時の浄化槽被害等対策マニュアル 第１版

（平成 22 年 3 月）

「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を作成することにより、浄化槽の災害時の緊急対応を明確にし、被害地域の汚水処理システムの迅速な復旧や個別浄化槽の応急措置等に活用することを目的とする。

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/pdf_saigai/all.pdf

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

（平成 23 年 3 月）

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すもの

損壊家屋等の撤去について

建物について

○ 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。

○ 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。

○ 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。

http://www.env.go.jp/jishin/sisin110326.pdf

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

（平成 23 年 3 月）

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおり １．被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。 ２．他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施

http://www.env.go.jp/jishin/hisai_kaden_recycle.pdf

被災したパソコンの処理について

（平成 23 年 3 月）

被災したパソコンの処理方法は、以下のとおり １．被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災したパソコンについては、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。 ２．他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施

http://www.env.go.jp/jishin/attach/hisai_pc.pdf

廃石綿が混入した災害廃棄物について

（平成 23 年 3 月）

廃石綿が混入した災害廃棄物処理フローの提示

http://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf

津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（一般周知用）

（平成 23 年 3 月）

津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（実務担当者用）（第 2 版）（平成 23 年 5 月）

トランス処理時の取扱について

http://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai_pcb_ippan.pdf

http://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai_pcb_jitsumu_ver2r.pdf

災害廃棄物の処理に係る留意事項について

（平成 23 年 4 月 25 日）

下記事項に関する留意事項について １．浮沈分離法の活用について ２．作業時の安全の確保について ３．塩分を含む廃棄物の処理について

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110425_haiki-ryui.pdf

車台番号不明車両のリサイクル料金について

（平成 23 年 4 月 27 日）

今回の震災により発生した番号不明被災自動車の大多数は、既に再資源化預託金等を預託されていると考えられるため、当該自動車の再資源化等の迅速化及び当該自動車を使用済自動車として引取りを求めた者の過度な負担の防止、並びに被災地の早期の復興を目的として、当該自動車の引渡時における再資源化預託金等の預託を資金管理法人が行うこととする。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/car_recycling_charge.pdf

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について

（平成 23 年 5 月 6 日）

災害廃棄物の処理の積算方法について

http://www.env.go.jp/jishin/attach/haikibutsu_tekisei.pdf

仮置場における火災発生の防止について

（平成 23 年 5 月 10 日）

仮置場における火災発生の防止策としては、

① ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入されないよう確認を強化すること、搬入されてしまった場合は分けて保管すること

② 防火水槽、消火器等の設置を行うこと

③ 可燃物内からの煙の発生等について目視による定期確認を行うこと

④ 可能であれば可燃物内の温度や一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行うこと

が挙げられる。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/kasaiboushi.pdf

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について

（平成 23 年 5 月 16 日）

本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等について取りまとめたもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/haiki_masterplan.pdf

仮置場における留意事項について

（平成 23 年 5 月 19 日）

下記事項に関する留意事項について １．仮置場の確保について ２．廃棄物の積み上げ高さについて

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110519_karioki.pdf

被災自動車の処理に当たっての留意事項について

（平成 23 年 6 月 13 日）

下記事項に関する留意事項について （１）エアバッグ類の取り外し （２）適切な費用負担 （３）不適正処理の防止について

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110613_car.pdf

一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて

（平成 23 年 6 月 28 日）

全ての一般廃棄物焼却施設の飛灰に含まれる放射性セシウムの濃度を測定する。参考として、同時に主灰についても測定することが望ましい。なお、飛灰が 8,000Bq/kg を超えるおそれがある場合には、主灰の測定を行う。 また、測定結果が 8,000Bq/kg を超えた場合、又は 8,000Bq/kg に近い値となった場合は、一定の間隔（1 ヶ月程度）をおいて、測定を継続することが望ましい。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110628.pdf

災害廃棄物の再生利用の推進について

（平成 23 年 7 月 13 日）

下記事項についての通知 １．再生利用の推進 ２．発注仕様書への反映 ３．関係機関等との連携

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110713_saisei.pdf

東日本大震災津波堆積物処理指針（平成 23 年 7 月 13 日）

市町村等が津波堆積物の撤去・処理を実施するに当たっての参考となるよう、基本的な考え方や留意事項等について取りまとめたもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/sisin110713.pdf

一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について

（平成 23 年 7 月 28 日）

6 月 23 日に取りまとめた「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（以下「処理方針」という。）のうち、主灰、飛灰、溶融スラグ等（以下「焼却灰等」という。）の一時保管の方法について検討を加えた結果を示したもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110728_ash.pdf

一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について（平成 23 年 8 月 29 日）

改めて上記の安全性の考え方を踏まえ、8,000Bq／kg 以下の焼却灰等の速やかな処理を促進することが必要である。

その際、これまでに得られた知見を積極的に活用し、例えば、焼却灰等と水がなるべく接触しないように、場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない等の対策を考慮するとともに、放射性セシウムの土壌吸着性を考慮して土壌の層の上に焼却灰を埋め立てる等により、より安定した状態での埋立処分を行うことができる。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/osenhaiki-shori20110829.pdf

8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について

（平成 23 年 8 月 31 日）

この内容については、埋立処分場の跡地利用の制限による一般公衆の被ばく防止及び作業者の被ばく対策に加え、放射性セシウムによる公共用水域や地下水の汚染防止や長期的な管理を行うものであり、環境省が開催している災害廃棄物安全評価検討会において検討した結果、この方針により安全に埋立処分することが可能であるとの評価となった。

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において、8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の放射性セシウム濃度が検出された焼却灰を埋立処分する際には、本方針に従い適切に取り扱う。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/no110831001.pdf

廃棄物最終処分場における焼却灰等の埋立処分について（注意喚起）

（平成 23 年 9 月 21 日）

一般廃棄物最終処分場の排水から、モニタリングの目安としている濃度を超過する放射性セシウムが検出される事例が発生した。事例の報告を受けて、直ちに環境省及び（独）国立環境研究所が現地を調査したところ、大雨により処分場が浸水していたこと及び埋め立てられた焼却灰と排水層の間に土壌層がなかったことが確認されており、これが原因となって、埋め立てられた焼却灰より排水に放射性セシウムが溶出した可能性が高いと考えられる。そこで、今回の事例を踏まえ、下記について管内市町村等及び管理型最終処分場の設置者等に改めて周知を徹底願うもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110921_umetate.pdf

仮置場における火災予防について（再周知）及び補遺

（平成 23 年 9 月 28 日）

上記内容の再通知と追加対策の提示

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110921_kasai.pdf

東日本大震災により被災した消火器の処理について

（平成 23 年 10 月 7 日）

東日本大震災により被災した消火器の処理については、以下のとおりとする。

１．被災地においては災害廃棄物の迅速な処理が最優先であることから、被災した消火器については、地方自治体の判断により、他の廃棄物と一括で処理しても差し支えない。

２．他の災害廃棄物と分別され、仮置場に集積された消火器のうち、リサイクルが可能と判断できるものは、（社）日本消火器工業会（以下「工業会」という。）は無償で収集し、処理を行う。判断ができないものについては、工業会から廃消火器の収集を業務委託された（株）消火器リサイクル推進センター（以下「推進センター」という。）に問い合わせる。

３．地方自治体は、推進センターに回収を依頼し、推進センターは地方自治体ごとに指定した処理業者に収集運搬を指示する。

４．指示を受けた処理業者は、依頼を受けた地方自治体の仮置場に訪問し、廃消火器の合計本数を記した書面に担当者の署名を得た上で、廃消火器を引き取る。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20111007_fe.pdf

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する指針について

（平成 23 年 11 月 11 日）

東日本大震災により大量の災害廃棄物が発生し、また、多くの建物が被災したことから、市町村による災害廃棄物の処理が迅速に実施されるよう、阪神・淡路大震災の際と同様の措置を講ずることとし、

・公物管理者が存在する地域の災害廃棄物処理
・個人及び中小企業者の家屋・事業所等の解体
・一定の条件を満たす大企業の災害廃棄物処理

について特別に補助対象とした。さらに、

・地方公共団体の所有に属する建物であって、他の復旧事業の対象とならないものの解体についても補助対象とした。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/no111111003.pdf

東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について

（平成 23 年 11 月 18 日）

国、道県及び市町村は、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、事業活動（公物管理も含む。以下同じ。）又はその一環として、処理に関する事業の実施主体となって必要な措置を講ずるものとする。また、市町村が生活環境の保全のために自ら災害廃棄物の処理を行う必要があると認めた場合には、市町村の災害廃棄物処理事業として実施するものとする。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/no111118001.pdf

東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について（平成 24 年 5 月 25 日）

復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材の取扱いについて取りまとめたもの

① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。

② 他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。

③ 他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁 生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁 生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁 生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁・ガス・ガスの発生等）を生じるおそれがないこと。

④ 復旧興のため公共工事において再生 資材として確実に活用されること。

⑤ ④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等構造・耐力上の安全性等構造・耐力上の安全性等の構造 物が求める品質を満たしていること。

⑥ ④の公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途活用場所等が記録・保存されること。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/no120525001.pdf

東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について

（平成 24 年 6 月 8 日）

東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等を造成地等で活用することについての考え方を取りまとめたもの

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20120608_wood.pdf

100Bq/kg と 8,000Bq/kg の二つの基準の違いについて

廃棄物に含まれる放射性セシウムについて、100Bq/kg と 8,000Bq/kg の二つの基準の違いについての説明。

ひとことで言えば、100Bq/kg は「廃棄物を安全に再利用できる基準」であり、8,000Bq/kg は「廃棄物を安全に処理するための基準」である。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/waste_100-8000.pdf

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて

災害等廃棄物の処理に関連して行う害虫等駆除のための薬剤散布は、例えば以下のような事例も含め、災害等廃棄物処理事業の対象となること。

・撤去前の災害廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
・災害廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
・災害廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生回復・確保のための害虫等の駆除

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110725_gaichu.pdf

災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて

災害廃棄物の中には、感染性廃棄物が混入している場合がある。感染性廃棄物は他の廃棄物と分けて、特別な管理が必要となるので分別する必要があるため、分別、保管方法について

http://www.env.go.jp/jishin/attach/kansen_haiibutsu.pdf

被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）について

Ⅰ．被災船舶の一般的な処理手順
Ⅱ．被災船舶に係る効用の有無の判断の手引
Ⅲ．被災船舶の所有者情報の問合せについて（平成 23 年 3 月 28 日付事務連絡一部改）
Ⅳ．被災船舶の所有者情報の問合せについて
Ⅴ．被災船舶の運搬方法について
Ⅵ．被災船舶の処理について
Ⅶ．船舶に使用されるアスベストについて
Ⅷ．船舶の保険に関する参考情報
http://www.env.go.jp/jishin/attach/guideline_senpaku-shori.pdf

東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）の処理方法について。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/jidosha_shori.pdf

災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について

市町村等がこれらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行うことが可能であること。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110617_gaichu.pdf

4-6 連絡先一覧

(1) 災害対策本部ほか

機関名	外線番号	内線番号	防災無線番号
災害対策本部	37-0461～0464	2-2213	500
環境対策部本部	34-6650	3-3011～3013	―
	34-6710	3-3052～3054	
環境対策部支部	28-2000	―	658

(2) 一般廃棄物処理施設、環境学習施設

① 一般廃棄物処理施設

施　設　名	所　在　地	電話	所管課等 電話
渡刈クリーンセンター プラスチック製容器包装資源化施設	豊田市渡刈町 大明神 39-3	28-2000	清掃施設課 28-2000
藤岡プラント	豊田市下川口町 奥山 516-4	76-2027	
グリーン・クリーンふじの丘	豊田市藤岡飯野町 大川ケ原 1161-89	75-2101	
緑のリサイクルセンター	豊田市枝下町 下笹沢 197	43-2080	
砂川衛生プラント	みよし市三好丘旭 4-19-15	0561-36-4411	
逢妻衛生プラント	豊田市前林町前越 1	52-3318	

②　環境学習施設

施　設　名	所　在　地	電話	所管課等 電話
豊田市自然観察の森 ネイチャーセンター	豊田市東山町 4 丁目 1206-1	88-1310	環境政策課 34-6650
豊田市環境学習施設 ｅｃｏ-Ｔ（エコット）	豊田市渡刈町 大明神 39-3 渡刈クリーンセンター内	26-8058	

(3)　関係部局連絡先

名　称	電話番号	ＦＡＸ番号	備　考
豊田市災害対策本部	37-0461～0464	37-0460	2-2213（内線）
経営戦略室秘書課	34-6601	33-7155	3-0831（秘書課内線）
議会事務局	34-6665	34-6566	3-9527（議会事務局内線）
消防本部予防課	35-9703	35-9719	8360（予防課内線）
消防本部（代表）	35-0119		
建設部河川課	34-6672	33-2460	2-2971（河川課内線）
県豊田加茂建設事務所	35-1311	35-1648	
県環境部　資源循環推進課	052-954-6234	052-953-7776	
国交省豊橋河川事務所岡崎出張所	0564-22-1564	0564-22-4267	
国交省豊橋河川事務所	0532-48-2111	0532-48-8132	
福祉保健部感染症予防課	34-6180	34-6929	2-3651（感染症予防課内線）
上下水道局総務課	34-6653	36-5529	2-6211（総務課内線）
上下水道局下水道施設課	34-6964	32-3171	2-6711（下水道施設課内線）
産業部農政課	34-6639	33-8149	2-4051（農政課内線）
学校教育部学校教育課	34-6661	31-9145	2-7511（学校教育課内線）
豊田警察署	35-0110	35-0330	
足助警察署	62-0110	62-0099	
愛知県庁（代表）	052-961-2111		
愛知県災害対策本部	052-971-7103	052-971-7106	
瀬戸市	0561-82-7111		
長久手市	0561-63-1111	0561-63-2100	
日進市	0561-73-7111	0561-73-6845	

名　称	電話番号	ＦＡＸ番号	備　考
みよし市	0561-32-2111	0561-32-2165	
刈谷市(境川下流)	0566-23-1111		
知立市(境川下流)	0566-83-1111		
安城市(境川下流)	0566-76-1111	0566-76-1112	
岡崎市(矢作川下流)	0564-23-6000	0564-23-6262	
新城市	0536-23-1111	0536-23-2002	
北設楽郡設楽町	0536-62-0511	0536-62-1675	
岐阜県恵那市	0573-26-2111	0573-25-6150	
岐阜県土岐市	0572-54-1111		
岐阜県瑞浪市	0572-68-2111		
長野県下伊那郡根羽村	0265-49-2111	0265-49-2277	

(4) 関係業者連絡先

①　し尿・浄化槽汚泥汲取業者（豊田環境事業協同組合等）

業　者　名	電話番号	ＦＡＸ番号
トヨタ衛生保繕㈱	32-4666	32-2692
㈱豊環	28-2020	27-0684
㈲猿投衛生社	45-0676	45-3644
東邦清掃㈱	0566-92-1605	0566-92-0230
ヤハギエコノス ㈲	76-6330	76-6333
浄化槽管理センター㈱	87-1025	87-1190
㈱東海環境衛生社	0536-62-1464	0536-62-1468

②　施設運転管理業者

業　者　名	電話番号	ＦＡＸ番号
アタカメンテナンス㈱中部支店	052-203-1527	052-203-1528
アタカメンテナンス㈱豊田三好事業所	76-7534	75-3134
住重環境ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱大阪支店	06-7635-3667	06-7711-5122
住重環境ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱豊田加茂事業所	0561-36-4411	0561-36-3385
タクマテクノス㈱西日本支社	06-6487-4811	06-6487-4819
タクマテクノス㈱豊田事業所	76-2028	76-2201

業　者　名	電話番号	ＦＡＸ番号
トヨキン㈱	28-2222	28-7585
トヨキン㈱渡刈工場	71-3081	71-3081
（公財）豊田加茂環境整備公社	46-4811	46-4812
日立造船㈱中部支社	052-581-0161	052-582-6371
日立造船㈱豊田運営事務所	25-1802	25-1803
㈱クリタス	052-853-2667	052-853-4195

③　施設設置業者

業　者　名	電話番号	ＦＡＸ番号
日立造船㈱中部支社	052-581-0164	052-582-6372
㈱タクマ中部支店	052-571-5211	052-581-3005
日環ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱	0229-28-2334	0229-28-2335
三菱化学ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱中部支店	0532-61-1147	0532-63-1731
メタウォーター㈱	06-7709-9509	06-7709-9533
栗田工業㈱	03-3347-3111	－

(5) 関係機関連絡先

区分	関係機関名	関係事象	担当	外線番号	外線FAX
行政	環境省　中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	国（一般廃棄物）		052-955-2132	052-951-8889
行政	国土交通省　中部地方整備局　名古屋国道事務所　豊田維持管理事務所	国道		32-6110	32-6121
行政	愛知県　環境部　資源循環推進課	県（一般廃棄物）		052-954-6234	052-953-7776
行政	愛知県豊田加茂建設事務所	県道		35-1311	35-1648
行政	愛知県　西三河県民事務所　豊田加茂環境保全課	県（環境全般、苦情等）		32-7494	32-3975
民間	東邦ガス（株）豊田営業所	ガス		32-3070	
その他	今自治区	地元自治区		27-7528	27-7528
その他	渡刈町自治区	地元自治区		28-0010	28-0010
民間	ひまわりネットワーク（株）	報道機関		35-3417	35-3365
民間	エフエムとよた（株）	報道機関		32-8855	32-0130
その他	豊田加茂医師会	医療関係		31-7711	31-4318
その他	豊田加茂歯科医師会	医療関係		35-8020	34-3394
その他	豊田地域医療センター	医療関係		34-3000	35-2841
その他	豊田厚生病院	医療関係		43-5000	43-5100
その他	トヨタ記念病院	医療関係		28-0100	28-7170
民間	（社）シルバー人材センター	リサイクルステーション、 空き缶処理機運転管理委託業者		31-1007	34-3238
民間	（株）ニッシン	汚水処理施設維持管理委託業者		052-902-4115	052-903-0397
民間	新明和工業（株）	空き缶処理機保守点検委託業者		0568-77-7011	0568-77-5510
民間	福田三商（株）豊田営業所	古紙処理業者		24-8322	
民間	（株）マルチョーリサイクル	古紙処理業者		32-2885	
民間	まる藤商会（有）	古紙処理業者		52-2894	
民間	循環資源（株）	資源処理委託業者		46-2811	
行政	岡崎市　環境部　ごみ対策課	西三河		0564-23-6530	
行政	碧南市　経済環境部　環境課	西三河		0566-41-3311	
行政	刈谷市　経済環境部　環境推進課	西三河		0566-62-1017	
行政	安城市　環境部　ごみゼロ推進課	西三河		0566-76-3053	
行政	西尾市　環境部　環境業務課	西三河		0563-34-8112	
行政	知立市　市民部　環境課	西三河		0566-95-0126	
行政	高浜市　市民生活グループ	西三河		0566-52-1111	
行政	みよし市　環境経済部　環境課	西三河		0561-32-8018	
行政	豊橋市　環境部　環境政策課	中核市		0532-51-2399	
行政	名古屋市 環境局　事業部　作業課	政令市		052-972-2399	052-972-4133
民間	（公財）豊田加茂環境整備公社	一時保管場所		46-4811	46-4812
民間	（一財）家電製品協会	家電のリサイクルの可否		03-6741-5600	03-3595-0761
民間	（公財）日本野鳥の会　本部	施設管理（自然観察の森）	施設運営支援室	03-5436-2634	03-5436-2635
民間	（特非）とよたエコ人プロジェクト事務所	施設管理（eco-T）		50-5684	50-5568

(6) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書連絡窓口（ごみ・し尿処理関係）

H27.4.1時点

自治体名	担当部署名	連絡責任者（職）	連絡先	FAX	メール	時間外連絡先	備考
愛知県	環境部資源循環推進課 一般廃棄物グループ	課長補佐	052－954－6234	052－953－7776	junkan@pref.aichi.lg.jp	052－961－2111 （宿直）	
名古屋市	環境局　事業部　作業課		052－972－2396	052－972－4133	a2396@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp	052－961－1111	
豊橋市	環境部　環境政策課	課長補佐	0532－51－2402	0532－56－5126	kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp	0532－51－2978 （防災センター）	
岡崎市	環境部　ごみ対策課	班長	0564－22－1153	0564－25－8153	gomi@city.okazaki.aichi.jp	0564－23－6000 （宿直）	
一宮市	環境部　浄化課	課長	0586－45－4423	0586－45－4933	joka@city.ichinomiya.lg.jp	0586－28－8100 （宿直）	一般廃棄物 （し尿）
	環境部　清掃対策課	課長	0586－45－7004	0586－45－0923	seiso@city.ichinomiya.lg.jp	0586－28－8100 （宿直）	一般廃棄物 （ごみ収集・運搬）
	環境部　施設管理課	課長	0586－45－7004	0586－45－0923	skanri@city.ichinomiya.lg.jp	0586－28－8100 （宿直）	一般廃棄物 （ごみ処理）
瀬戸市	市民生活部　環境課	課長補佐 兼ごみ減量係長	0561－88－2675	0561－88－2664	kankyo@city.seto.lg.jp	0561－82－7111	
半田市	市民経済部　クリーンセンター	主査	0569－23－3567	0569－21－6405	clean-c@city.handa.lg.jp	0569－23－3567	
春日井市	環境部　ごみ減量推進課	主査	0568－85－6222	0568－84－8731	gomigen@city.kasugai.lg.jp	0568－81－5111	
豊川市	環境部　清掃事業課	計画調整係長	0533－89－2166	0533－89－2197	seiso@city.toyokawa.lg.jp	0533－89－2111 （宿直）	
津島市	津島市生活環境課 清掃事務所	所長	0567－26－4228	0567－26－9575	kankyou@city.tsushima.lg.jp	0567－24－1111	ごみ関係
碧南市	環境課　ごみ減量係	課長補佐	0566－41－3311 （内線391）	0566－48－2940	kankyoka@city.hekinan.lg.jp	0566－41－3311 （宿直）	
刈谷市	ごみ減量推進室	資源・管理係長	0566－21－1705	0566－26－0507	genryou@city.kariya.lg.jp	090－7680－9107	
豊田市	環境部　ごみ減量推進課	担当長	0565－71－3001	0565－71－3000	gomigenryou@city.toyota.aichi.jp	0565－31－1212	
安城市	環境部 ごみゼロ推進課 環境クリーンセンター	係長	0566－92－0178	0566－92－0405	cleancenter@city.anjo.aichi.jp	0566－76－1111 （宿直）	
西尾市	環境部　ごみ減量課 ごみ減量担当	主任主査	0563－34－8113	0563－34－8115	gomigen@city.nishio.lg.jp	0563－56－2111 （市役所宿直）	一般廃棄物 （ごみ関係）
	環境部　環境業務課 西尾市浄化センター	課長補佐	0563－56－3756	0563－56－6934	kankyo-g@city.nishio.lg.jp	0563－56－2111 （市役所宿直）	一般廃棄物 （し尿関係）
蒲郡市	産業環境部　環境清掃課	課長補佐	0533－57－4100	0533－57－3924	seiso@city.gamagori.lg.jp	0533－66－1111 （市役所宿直）	
犬山市	生活環境部　ごみ減量推進課	課長	0568－44－0344	0568－44－0367	020300@city.inuyama.lg.jp	0568－61－1800 （宿直）	
常滑市	環境経済部 生活環境課	課長補佐	0569－47－6115	0569－35－3939	seikatsu@city.tokoname.lg.jp	0569－35－5111 （宿、日直）	
江南市	環境課ごみ減量グループ	課長	0587－54－1111	0587－56－5516	kankyou@city.konan.lg.jp	0587－54－1111 （代表）	
小牧市	市民生活部　廃棄物対策課	課長	0568－76－1187	0568－72－2340	haitai@city.komaki.lg.jp	0568－76－1211 （代表）	
稲沢市	経済環境部　資源対策課	主幹	0587－36－0135	0587－36－3709	kankyo@city.inazawa.aichi.jp	0587－32－1111	
新城市	環境部 環境課	課長	0536－23－7629	0536－22－0554	clean-center@city.shinshiro.lg.jp	0536－23－1111 （代表）	ごみ関係
	環境部 環境課	副課長	0536－23－1141	0536－23－1142	clean-center@city.shinshiro.lg.jp	0536－23－1111 （代表）	し尿関係
東海市	環境経済部 清掃センター	課長	052－601－2053	052－689－1166	seisou@city.tokai.lg.jp	052－604－8453 又は052－603－2211	夜間においては 052-603-2211
大府市	市民協働部　環境課 環境衛生係	環境衛生係長	0562－45－6223	0562－47－9996	kankyo@city.obu.lg.jp	0562－47－2111 （宿直）	
知多市	生活環境部 清掃業務課清掃センター	副統括監	0562－32－5300	0562－32－6235	seisou@city.chita.lg.jp	0562－33－3151 （宿直）	ごみ関係
	生活環境部　環境政策課	主事	0562－33－3151	0562－32－1010	kankyou@city.chita.lg.jp	0562－33－3151 （宿直）	し尿関係
知立市	市民部　環境課ごみ減量係	係長	0566－95－0126	0566－83－1141	kankyo@city.chiryu.lg.jp	0566－83－1111 （宿直）	
尾張旭市	市民生活部　環境課ごみ減量係	課長補佐	0561－76－8135	0561－52－0831	kankyou@city.owariasahi.lg.jp	0561－53－2111	
高浜市	市民総合窓口センター 市民生活グループ		0566－52－1111	0566－52－1110	seikatu@city.takahama.lg.jp	0566－52－1111	
岩倉市	市民部　環境保全課	課長	0587－38－5808 （直通）	0587－66－7135	kankyohozen@city.iwakura.lg.jp	0587－66－1111	
豊明市	経済建設部　環境課 ごみ減量推進係	課長	0562－92－1113	0562－92－1141	kankyo@city.toyoake.lg.jp	0562－92－1113 （宿直）	
日進市	市民生活部　環境課 ごみ減量推進係	係長	0561－73－2883	0561－72－4603	kankyo@city.nisshin.lg.jp	0561－73－7111 （宿直）	
田原市	市民環境部　清掃管理課	課長	0531－23－3538	0531－23－0180	seiso@city.tahara.aichi.jp	0531－22－1111 （宿日直）	ごみ関係
愛西市	市民生活部　環境課		0567－25－1111	0567－25－1112	kankyo@city.aisai.lg.jp	0567－25－1111 （宿日直経由）	
清須市	市民環境部　生活環境課	主査	052－400－2911 （内線　4162）	052－400－2963	seikatsukankyo@city.kiyosu.lg.jp	052－400－2911 （宿直）	
北名古屋市	防災環境部　環境課	主任	0568－22－1111 （内線2235）	0568－25－5533	kankyo@city.kitanagoya.lg.jp	0568－22－1111 （宿直）	
弥富市	民生部　環境課 清掃対策グループ		0567－65－1111	0567－67－4011	kankyo@city.yatomi.lg.jp	0567－65－1111 （宿日直）	ごみ関係
	開発部　下水道課 経営管理グループ	課長補佐	0567－65－1111	0567－67－4011	g_keiei@city.yatomi.lg.jp	0567－65－1111 （宿日直）	し尿関係

H27.4.1時点

自治体名	担当部署名	連絡責任者（職）	連絡先	FAX	メール	時間外連絡先	備考
みよし市	環境経済部　環境課	課長	0561－32－8018	0561－76－5103	kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp	0561－32－2111	
あま市	市民生活部　環境衛生課 衛生係	衛生係	052-444-3132	052-443-3555	kankyoeisei@city.ama.lg.jp	052-444-1001 （当直）	
長久手市	くらし文化部　環境課	課長	0561－56－0612	0561－63－2100	kankyo@city.nagakute.lg.jp	0561－63－1111 （宿直）	
東郷町	生活部環境課	課長補佐	0561－38－3111 （内線2188）	0561－38－7933	tgo-kankyo@town.aichi-togo.lg.jp	0561－38－3111	
豊山町	経済建設部建設課	主査	0568－28－0916	0568－28－2870	kankyo-anzen@town.toyoyama.lg.jp	0568－28－0001	連絡責任者は未定のため担当者。時間外は宿直対応。
大口町	地域協働部　環境課	主査	0587－95－1111	0587－95－1030	kankyou@town.oguchi.lg.jp	0587－95－1111	
扶桑町	産業環境課　環境グループ	課長	0587－93－1111	0587－93－2034	sangyou_sc@town.fuso.lg.jp	0587－93－1111 （宿直）	
大治町	建設部　産業環境課	係長	052－444－2711	052－443－4468	sangyokankyoka@town.oharu.lg.jp	052－444－2711	
蟹江町	民生部　環境課		0567－95－1111	0567－95－9188	kankyo@town.kanie.lg.jp	0567－95－1111 （宿直）	ごみ関係
飛島村	民生部　保健福祉課	課長補佐	0567－52－1001	0567－52－1009	tb-hoken@vill.tobishima.lg.jp	0567－52－1231 （宿日直）	
阿久比町	建設経済部　建設環境課 環境係	係長	0569－48－1111	0569－49－0057	kankyo@town.agui.lg.jp	0569－48－1111 （宿直）	
東浦町	生活経済部 環境課	環境衛生係長	0562－83－3111 （内線283・284）	0562－83－9756	kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp	0562－83－3111 （宿直）	
南知多町	厚生部 環境課	環境課長	0569－65－0711 （内線130）	0569－65－0694	kankyo@town.minamichita.lg.jp	0569－65－0711 （宿直）	
美浜町	経済環境部 環境保全課	衛生係長	0569－82－1111	0569－82－5423	kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp	0569－82－1111 （宿直）	
武豊町	厚生部 環境課	副主幹	0569－72－1111	0569－72－1326	kankyo@town.taketoyo.lg.jp	0569－72－1111 （宿直）	
幸田町	環境経済部 環境課 ごみ対策グループ	課長補佐	0564－63－5146	0564－63－5169	kankyo@town.kota.lg.jp	0564－62－1111 （宿直・日直）	
設楽町	生活課	課長補佐	0536－62－0511	0536－62－1675	seikatsu@town.shitara.aichi.jp	0536－62－0511	
東栄町	住民課　生活環境係	主任	0536－76－0503	0536－76－1725	jyumin@town.toei.aichi.jp	0536－76－0501 （宿直）	ごみ関係
豊根村	住民課　住民サービス係	係長	0536－85－1311	0536－85－5005	korei@vill.toyone.aichi.jp	0536－85－1311 （宿直）	
愛北広域事務組合	業務課　第1係	業務課長	0587－37－0840	0587－37－7863	aihoku@owari.ne.jp	無し	
中部知多衛生組合	中部知多衛生組合	次長	0569－72－0876	0569－72－0850	chuuei@city.tokoname.aichi.jp	0569－72－0876	し尿関係
東部知多衛生組合	業務課	課長補佐	0562－46－8855	0526－46－8856	clean@tobuchita.jp	0562－46－8855	
衣浦衛生組合	庶務課	庶務課長	0566－41－3479	0566－41－3482	kinu-ei@katch.ne.jp	0566－41－3479	
常滑武豊衛生組合	常滑武豊衛生組合	常滑武豊衛生組合	0569－72－0530	0569－72－0531	tokotake@tac-net.ne.jp	0569－72－0530	ごみ関係
蒲郡市幸田町衛生組合	産業環境部　環境清掃課 一部事務組合担当	庶務担当	0533－57－4100	0533－57－3924	kankyo@city.gamagori.lg.jp	0533－66－1111 （市役所宿直）	
西知多医療厚生組合	総務部　衛生センター	所長	0562－32－1597	0562－33－7207	soumu@nishichita-aichi.or.jp	0562－32－1597	し尿関係
尾張東部衛生組合	業務係	係長	0561－54－1643	0561－52－3886	haruoka@city.seto.aichi.jp	0561－54－1644 （焼却炉中央操作室）	
海部地区環境事務組合	八穂クリーンセンター	所長	0567－68－6500	0567－68－6700	ekumiai@atkankyo.or.jp	0567－68－6500	ごみ関係
	新開センター	所長	0567－28－3810	0568－28－3809	ekumiai@atkankyo.or.jp	0567－28－3810	し尿関係
	上野センター	所長	0567－68－8641	0569－68－8674	ekumiai@atkankyo.or.jp	0567－68－8641	し尿関係
小牧岩倉衛生組合	総務課庶務係	庶務係長	0568－79－1211	0568－79－1810	koma-iwa@komaki-city.jp	0568－79－1810 （中央制御室）	時間外連絡先は、FAX番号ですが電話も受けられます。
知多南部衛生組合	業務課	業務課長	0569－62－0402	0569－62－2880	chitananbu-eisei@cap.ocn.ne.jp	0569－62－0402	
尾張旭市長久手市衛生組合	庶務係	事務長補佐	0561－62－1929	0561－62－1910	eisei@city.owariasahi.lg.jp	0561－62－1929 （宿直）	し尿関係
刈谷知立環境組合	クリーンセンター業務課	課長	0566－21－5389	0566－21－6865	kckankyo@kariya-chiryu.jp	090－4404－1660	ごみ関係
江南丹羽環境管理組合	業務課	主任	0587－95－3200	0587－95－3259	kumiai@konanniwa-seisou.jp	0587－95－3200	
北設広域事務組合	環境衛生係		0536－83－5732	050－3730－6007	kankyo@hokusetsu.or.jp	0536－83－5732	し尿関係
北名古屋衛生組合	施設課	課長補佐	0568－23－7940	0568－25－4641	nt-eisei@iris.ocn.ne.jp	0568－23－7940	
尾三衛生組合	業務課	主幹	0561－38－2226	0561－38－6222	bisan-eisei@c101m88q.securesites.net	0561－38－2226 （常勤）	
日東衛生組合	総務課	主幹	052－803－4181	052－803－7220	nitto-ei1@mb.ccnw.ne.jp	052－803－4181	し尿関係
五条広域事務組合	業務課		052－401－1181	052－401－1183	gj-koiki@gjkoiki.or.jp	052－401－1181	
知多南部広域環境組合	事業課　総務担当		0569－84－1007	0569－84－1008	nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp	0569－84－1007	

(7) 一般廃棄物処理業者

① 一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者

一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者一覧（１）

平成29年10月16日現在

No.	業者名	業	郵便番号	住所	電話番号
1	（有）　アームズ	収運業	470-0162	愛知郡東郷町大字春木字北野渕２３１１番地５	0561-37-5211
2	（有）　あいち商會	収運業	444-0423	西尾市一色町一色西塩浜１２１番地	0563-72-3044
3	（有）　浅井商店	収運業	456-0027	名古屋市熱田区旗屋二丁目８番１５号	052-671-1787
4	（有）　アンコム	収運業	446-0052	安城市福釜町尾山１４番地	0566-92-4060
5	（有）　伍三処理商会	収運業	471-0848	豊田市本地町一丁目６８番地５	0565-34-2718
6	（有）　岩田清掃	収運業	489-0975	瀬戸市山の田町４３番地の３０３	0561-21-0006
7	江口　裕康（ベンリー豊田店）	収運業	444-2145	岡崎市東蔵前１丁目８番地５	0120-344-885
8	（有）　大台エコ・システム	収運業	470-0348	豊田市貝津町西向畑７番地	0565-43-0336
9	（株）　岡富士	収運業	470-0131	日進市岩崎町神明１６番地の２	0561-73-1318
10	（株）　カネウミ	収運業	471-0832	豊田市丸山町四丁目７番地１	0565-29-6916
11	金海　進司（クリーンテックサービス）	収運業	489-0962	瀬戸市大坪町１７０番地	0561-56-4803
12	（株）　河上澄夫商店	収運業	471-0867	豊田市常盤町二丁目５５番地	0565-34-3755
13	（有）　河口商店	収運業	444-0075	岡崎市伊賀町字七丁目１１７番地	0564-24-1374
14	川原産業　合名会社	収運業	471-0048	豊田市高崎町新池４番地４	0565-33-0434
15	（株）　コスモクリーンサービス	収運業	444-0522	西尾市吉良町下横須賀加長割４７番地４	0563-35-1600
16	（有）　コスモテクノ	収運業	463-0089	名古屋市守山区西川原町８２番地	052-796-3633
17	小松開発工業　（株）	収運業	448-0857	刈谷市大手町二丁目１５番地	0566-21-5271
18	コメジ・ソシオ　（株）	収運業	444-2216	豊田市九久平町簗場２６番地３	0565-58-1100
19	（有）　猿投衛生社	収運業	470-0332	豊田市越戸町下能田２１９番地	0565-45-0676
20	三栄工業　（株）	収運業	473-0933	豊田市高岡町東浦１０番地	0565-52-2511
21	サンスイサービス　（株）	収運業	458-0801	名古屋市緑区鳴海町字母呂後６７番地	052-622-0947
22	（株）　三清社	収運業	450-0002	名古屋市中村区名駅四丁目４番１０号	052-584-7272
23	（株）　重原産業	収運業	470-0344	豊田市保見町南山２０５番地	0565-48-2802
24	（有）　杉本産業	収運業	470-1201	豊田市豊栄町十丁目２１１番地	0565-28-4073
25	（株）　鈴鍵	収運業	470-0312	豊田市中金町塚ノ本１１１番地３	0565-41-2003
26	（有）　タスカール	収運業	470-0332	豊田市越戸町梅盛２０番地１	0565-44-2535
27	中央清掃　（株）	収運業	444-2225	豊田市岩倉町林口４４番地２	0565-58-2239
28	中日コプロ　（株）	収運業	464-0851	名古屋市千種区今池南２６番４号	052-733-8131
29	（有）　中部メンテナンス	収運業	471-0833	豊田市山之手一丁目７６番地１	0565-27-5530
30	坪井金属　（有）	収運業	485-0826	小牧市大字東田中字東嶋２０５７番１	0568-73-9141
31	テムズ中日　（株）	収運業	471-0833	豊田市山之手十丁目２３番９	0565-28-7551
32	（有）　東海美化	収運業	444-0244	岡崎市下青野町字太田川原３番地２	0564-57-7211
33	（株）　東助	収運業	473-0901	豊田市御幸本町七丁目３０５番地２	0565-28-1816
34	東邦清掃　（株）	収運業	444-1201	安城市石井町石原５５番地１	0566-92-1605
35	（株）　トーアクリーン	収運業	444-1211	安城市根崎町東新切２番地２	0566-92-7770
36	（株）　都市環境サービス	収運業	471-0025	豊田市西町一丁目８８番地	0565-34-0080
37	トヨキン　（株）	収運業	471-0836	豊田市鴻ノ巣町三丁目３３番地	0565-28-2222
38	トヨタ衛生保繕　（株）	収運業	471-0061	豊田市若草町一丁目１番地１	0565-32-4666
39	豊田産棄　（株）	収運業	473-0911	豊田市本町寺田１６番地１	0565-52-3920
40	（株）　日本クリーナー	収運業	471-0865	豊田市松ケ枝町三丁目１番地３	0565-34-2271
41	日本ロード・メンテナンス　（株）	収運業	108-0023	東京都港区芝浦四丁目１７番４号	0565-25-9570
42	（有）　林起業	収運業	470-0375	豊田市亀首町金山１６番地３	0565-45-4129
43	ヒラテ産業　（有）	収運業	448-0855	刈谷市大正町六丁目２０３番地	0566-21-1456
44	（株）　富士商行	収運業	486-0802	春日井市桃山町三丁目１９１番地	0568-82-0789
45	豊光工業　（株）	収運業	470-1205	豊田市永覚町梨畔６１番地１	0565-21-0333
46	豊昭工業　（株）	収運業	473-0939	豊田市堤本町山畑６７番地	0565-52-3205
47	ホーメックス　（株）	収運業	471-0877	豊田市錦町一丁目９５番地	0565-33-2468
48	本町興業　（株）	収運業	473-0912	豊田市広田町広田１３番地７	0565-52-0671
49	（有）　マツヤマ	収運業	471-0064	豊田市梅坪町六丁目７番地２	0565-34-6701
50	（有）　丸和トラストジャパン	収運業	471-0832	豊田市丸山町五丁目２１番地	0565-28-3061

一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者一覧（２）

平成29年10月16日現在

No.	業者名	業	郵便番号	住所	電話番号
51	（有）　万三サービス	収運業	470-1218	豊田市上郷町三丁目１２番地１５	0565-21-1876
52	（株）　三矢	収運業	471-0849	豊田市美山町一丁目１０２番地３	0565-26-8532
53	（株）　モダン装美	収運業	471-0807	豊田市広川町五丁目１０７番地	0565-80-6565
54	モリ環境衛生センター　（株）	収運業	471-0033	豊田市月見町一丁目１番地５	0565-32-0356
55	安田工業　（株）	収運業	473-0932	豊田市堤町寺池９３番地	0565-52-0539
56	（有）　ヤハギエコノス	収運業	470-0424	豊田市御作町亀割１１６５番地７	0565-76-6330
57	（有）　山鹿商会	収運業	471-0071	豊田市東梅坪町十丁目４番地１６	0565-32-7526
58	山下　明宏（すまいるサポート豊田）	収運業	471-0046	豊田市聖心町三丁目１６番地１３	0565-41-4114
59	（有）　山中商事	収運業	470-1216	豊田市和会町上折場１番地１	0565-21-5009
60	（有）　豊クリーン	収運業	470-0309	豊田市西広瀬町神田７３４番地３	0565-46-4861
61	（株）　ユニオンサービス	収運業	459-8001	名古屋市緑区大高町字追風２３番地の１	052-623-5342
62	（株）　ワコー商事	収運業	470-0371	豊田市御船町山ノ神５６番地１１９	0565-46-0033

②　一般廃棄物収集運搬（し尿・浄化槽汚泥）許可業者

一般廃棄物収集運搬（し尿・浄化槽汚泥）許可業者一覧

平成29年10月16日現在

No.	業者名	業	郵便番号	住所	電話番号
1	（有）　猿投衛生社	収運業	470-0332	豊田市越戸町下能田２１９番地	0565-45-0676
2	浄化槽管理センター　（株）	収運業	471-0806	豊田市森町一丁目９２番地	0565-87-1025
3	知立衛生　（株）	収運業	472-0022	知立市山屋敷町見社２１番地	0566-81-1426
4	（株）　東海環境衛生社	収運業	421-1213	静岡市葵区山崎１丁目４番地の２８	054-278-7737
5	東邦清掃　（株）	収運業	444-1201	安城市石井町石原５５番地１	0566-92-1605
6	（株）　豊環	収運業	473-0902	豊田市大林町四丁目８番地	0565-28-2020
7	トヨタ衛生保繕　（株）	収運業	471-0061	豊田市若草町一丁目１番地１	0565-32-4666
8	（株）　光商事	収運業	444-2137	岡崎市薮田２丁目１２番地８	0564-21-5265
9	（有）　ヤハギエコノス	収運業	470-0424	豊田市御作町亀割１１６５番地７	0565-76-6330

③　一般廃棄物処分業許可業者

一般廃棄物処分業許可業者一覧

平成29年10月16日現在

No.	業者名	業	郵便番号	住所	電話番号
1	コメジ・ソシオ　（株）	処分業	444-2216	豊田市九久平町簗場２６番地３	0565-58-1100
2	（株）　鈴鍵	処分業	470-0312	豊田市中金町塚ノ本１１１番地３	0565-41-2003
3	フルハシＥＰＯ　（株）	処分業	460-0022	名古屋市中区金山一丁目１４番１８号	052-324-9088
4	（有）　堀田畜産	処分業	470-0309	豊田市西広瀬町小麦生６３７番地の３	0565-76-1133

(8) 民間破砕処理施設許可業者

設置者氏名	設置者住所	施設の種類	施設の設置場所	設置年月日	処理能力			許可年月日	許可番号	備考
株式会社今井組	豊田市保見町出口46番地	破砕施設	豊田市保見町上三戸口34－1	S63.5.14	がれき類:	480	t/日	S63.5.14		
河合伐採有限会社	豊田市岩谷町陣手3番地3	破砕施設	豊田市下平町大平46番1	H22.3.23	木くず:	90.4	t/日	H22.3.23	21豊廃発第8－1号	
河木興業株式会社	豊田市四郷町下古屋60番地の1	破砕施設	豊田市舞木町高つヲ066－1	H18.3.1	がれき類:	448	t/日	H18.3.1	17豊廃発第8－1号	
コメジ・ソシオ株式会社	豊田市九久平町築場26番地3	破砕施設	豊田市長沢町井上42番地	H13.4.16	木くず:	1,236	t/日	H13.4.16		
近藤商事土木株式会社	豊田市四郷町天道92番地1	破砕施設	豊田市猿投町桶泉86番地169	H1.7.1	がれき類:	360	t/日	H13.4.27		
株式会社三和住宅	豊田市御船町奥山畑11番地7	破砕施設	豊田市矢並町和合964番1	H13.4.27	がれき類:	400	t/日	H13.4.27		
株式会社鈴鍵	豊田市中金町塚ノ本111番地3	破砕施設	豊田市矢並町和合956番	H13.4.27	木くず:	48	t/日	H13.4.27		
		破砕施設	豊田市矢並町和合946番1ほか7筆	H13.4.27	木くず:	48	t/日	H13.4.27		
		破砕施設	豊田市矢並町和合957番1	H13.4.27	木くず:	72	t/日	H13.4.27		
		破砕施設	豊田市和合町田螺池247番2ほか1筆	H19.7.5	木くず:	561	t/日	H19.7.5	19豊廃対発第8－1号	
		破砕施設	豊田市矢並町和合950番1	H26.3.24	木くず:	216	t/日	H26.3.24	25豊廃発第8－3号	移動式
有限会社大心実業	豊田市泉町神高406番地5	破砕施設	豊田市泉町神高406番1、406番5	H13.4.3	がれき類:	640	t/日	H13.4.3		
		破砕施設	豊田市泉町神高406番1、406番5	H13.4.3	がれき類:	320	t/日	H13.4.3		
大有建設株式会社	名古屋市中区金山五丁目14番2号	破砕施設	豊田市西中山町茨廻14番地2	H13.5.2	がれき類:	800	t/日	H13.5.2		
株式会社藤和アスコン	豊田市田代町五丁目53番地	破砕施設	豊田市田代町五丁目53番地	H10.8.16	がれき類:	680	t/日	H13.4.12		
		破砕施設	豊田市田代町五丁目53番地	H13.4.12	がれき類:	1,360	t/日	H13.4.12		
トヨキン株式会社	豊田市鴻ノ巣町3丁目33番地	破砕施設	豊田市高岡町新宮58番地1	H5.1.22	木くず:	352	t/日	H5.1.22	4令豊田保第428－4号	
		破砕施設	豊田市堤町寺池67番地1ほか2筆	H13.5.24	木くず:	41.6	t/日	H13.5.24	12豊廃発第8－3号	
					がれき類:	65.6	t/日			
株式会社NIPPO	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	破砕施設	豊田市猿投町池田81－20	H13.4.27	がれき類:	400	t/日	H13.4.27		
花菱建材株式会社	岐阜県恵那市上矢作町小田子536番地の1	破砕施設	豊田市夏焼町クダリヤマ495－9	H13.4.13	がれき類:	4,000	t/日	H13.4.13		
フルハシEPO株式会社	名古屋市中区金山一丁目14番地18号	破砕施設	豊田市衣ヶ原四丁目5番8	H26.12.24	木くず:	96.4	t/日	H26.12.24	26豊廃発第8－2号	
株式会社三矢	豊田市美山町一丁目102番地3	破砕施設	豊田市大清水町大清水168番地1	H19.10.5	木くず:	10.35	t/日	H19.10.5	H19豊廃発第8－3号	
		破砕施設			がれき類:	31.98	t/日			
ヤハギ道路株式会社	豊田市小阪本町一丁目5番地10	破砕施設	豊田市御船町山ノ神56番276	H13.12.3	がれき類:	960	t/日	H13.12.3		
山コ建材株式会社	豊田市乙部大沢538番地	破砕施設	豊田市大畑町三反田31－3	H13.4.13	がれき類:	360	t/日	H13.4.13		
		破砕施設	豊田市大畑町三反田22番34ほか4筆	H16.12.6	がれき類:	400	t/日	H16.12.6	16豊廃発第8－2号	
山二建設株式会社	豊田市美山町五丁目119番地	破砕施設	豊田市田代町七丁目11番地1ほか9筆	H13.4.20	がれき類:	720	t/日	H13.4.20		
有限会社豊クリーン	豊田市西広瀬町神田734番地3	破砕施設	豊田市西広瀬町神田734番地3	H17.4.18	木くず:	92.16	t/日	H17.4.18	15豊廃発第8－2号	
					がれき類:	122.88	t/日			
株式会社ワコー商事	豊田市御船町山ノ神56番地119	破砕施設	豊田市御船町山ノ神56番地119	H21.3.24	木くず:	6.84	t/日	H21.3.24	20豊廃発第8－1号	

(9) 自動車リサイクル法に係る引取業者・解体業者・破砕業者

【取引業者】

自動車リサイクル法に係る引取業者一覧表（1）

平成27年9月30日現在

No.	氏名又は名称	事業所名称	所在地	電話番号
1	株式会社　R. B. INTERNATIONAL	株式会社　R. B. INTERNATIONAL	豊田市東梅坪町六丁目8番地17コーポ正大503号	0565-41-6168
2	愛知スズキ販売　株式会社	愛知スズキ販売　株式会社　豊田営業所	豊田市大林町13丁目3番地20	0565-28-0033
3	愛知トヨタ自動車　株式会社	豊田営業所	豊田市下市場町5丁目25番地	0565-32-2525
4	愛知トヨタ自動車　株式会社	元町営業所	豊田市東新町2丁目77番地の1	0565-35-3011
5	愛知トヨタ自動車　株式会社	高岡営業所	豊田市若林西町北長根26番地の1	0565-53-3111
6	愛知トヨタ自動車　株式会社	猿投営業所	豊田市四郷町与茂田1番地の4	0565-45-7311
7	愛知トヨタ自動車　株式会社	キャラット豊田店	豊田市寿町2丁目10番地	0565-28-4976
8	愛知トヨタ自動車　株式会社	レクサス挙母	豊田市下市場町6丁目38番地1	0565-37-0112
9	愛知トヨタ自動車　株式会社	ナイスラック	豊田市西田町大風1番地5	0565-74-1899
10	愛知日野自動車　株式会社	愛知日野自動車　株式会社　豊田営業所	豊田市伊保町大鳥居28	0565-46-5311
11	浅井　強至	オートサービス　アサイ	豊田市西中山町清田24番地12	0565-76-7432
12	アサヒ自動車　株式会社	アサヒ自動車　株式会社	豊田市広久手町5丁目25番地1	0565-32-0685
13	株式会社　アリエヌサンズ	株式会社　アリエヌサンズ	豊田市明和町六丁目24番地1	0565-42-3804
14	生田　隼郎	アライ自動車	豊田市荒井町鍛治屋畑294番地1	0565-45-2777
15	株式会社　石本自動車	株式会社　石本自動車	豊田市若林東町竹陽60番地	0565-53-0101
16	井上　和大	井上自動車販売	豊田市亀首町山川35番地12	0565-45-7302
17	今井　道雄	今井モータース	豊田市大平町両工28番地1	0565-65-2443
18	イマノ自動車　株式会社	イマノ自動車　株式会社	豊田市細谷町7丁目27番地	0565-28-0355
19	ウメキョウ自動車　株式会社	ウメキョウ自動車　株式会社	豊田市栄生町三丁目23番地3	0565-33-3211
20	株式会社　NTPカーモスト	株式会社NTPカーモスト　堤店	豊田市本田町本田85番地	0565-51-0066
21	株式会社　NTPカーモスト	豊田店	豊田市下市場町6丁目50番地	0565-53-2884
22	株式会社　NTPカーモスト	大林店	豊田市大林町17丁目6番地3	0565-27-3555
23	岡田　逸夫	岡田自動車整備工場	豊田市和会町山神東分32番地	0565-21-0070
24	有限会社　岡田モータース	有限会社　岡田モータース	豊田市堤町寺池上1番地の4	0565-52-0059
25	有限会社　カーライフスタッフ	有限会社　カーライフスタッフ	豊田市伊保町大鳥居31番地1	0565-41-7432
26	加藤　順治	保見自動車サービス	豊田市保見町南山162番地1	0565-48-1281
27	川井　正典	イシノ自動車	豊田市力石町河原田436番地5	0565-41-2358
28	株式会社　ガリバーインターナショナル	ガリバー153豊田小坂店	豊田市小坂町12丁目2番地1	0565-36-4761
29	協和自動車　株式会社	協和自動車　株式会社	豊田市吉原町平子43番地	0565-52-0517
30	キグンドゥ　奈美	JAHMAN　TRADING	豊田市日之出町1丁目5番地4　コーポしみず202号	0565-34-2920
31	株式会社　キリンダム	株式会社　キリンダム　豊田元町総合ショップ	豊田市柿本町8丁目46番地	0565-74-2455
32	株式会社　キリンダム	株式会社　キリンダム　T－UPキリンダム豊田高岡店	豊田市生駒町横山13	0565-57-3322
33	株式会社　キリンダム	株式会社　キリンダム　T－UPキリンダム豊田美里店	豊田市渋谷町2丁目1番3号	0565-87-4330
34	株式会社　キリンダム	株式会社　キリンダム　T－UPキリンダム藤岡店	豊田市西中山町稲場200番地	0565-43-2755
35	株式会社　コバック	車検のコバック　豊田陣中店	豊田市陣中町2丁目2番地5	0565-32-1667
36	株式会社　コバック	車検のコバック　豊田若林店	豊田市若林東町広間44番地5	0565-53-5829
37	株式会社　コバック	スーパーモドーリー　豊田梅坪店	豊田市梅坪町8丁目4番地11	0565-32-5829
38	小松開発工業　株式会社	小松開発工業　株式会社　豊田支社	豊田市豊栄町1丁目127番地	0565-28-2202
39	近藤　広水	ミドリオートサービス	豊田市西岡町裏畑6番地1	0565-52-4422
40	有限会社　サーフィ・トレディング・カンパニー	有限会社　サーフィ・トレディング・カンパニー	豊田市広田町谷口12番地	0565-53-6466
41	有限会社　佐竹自動車部品	有限会社　佐竹自動車部品	豊田市花園町東大切148番地	0565-52-0015
42	合資会社　三利	合資会社　三利	豊田市竹町福吉56番地1	0565-53-2681
43	株式会社　シーエーエー	株式会社　シーエーエー	豊田市竜神町東名32番地	0565-29-1100
44	新英金属　株式会社	新英金属株式会社　豊田工場	豊田市鴻ノ巣町三丁目18番地	0565-29-1211
45	シンナゴヤモータース　有限会社	シンナゴヤモータース　有限会社	豊田市堤町青木28番地2	0565-53-0285
46	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　センター前田	豊田市前田町三丁目63番地	0565-32-1731
47	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　センター広久手	豊田市広久手町一丁目20番地	0565-32-4851
48	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　センター上郷	豊田市鴛鴨町下高根20番地	0565-28-2081
49	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　ボディサービスセンター	豊田市前田町二丁目40番地	
50	自動車部品栄和協同組合	自動車部品栄和協同組合　エイワカーケアセンター	豊田市下市場町6丁目20番地	0565-33-1100
51	杉山　隆	杉山自動車解体	豊田市吉原町下細池92番地2	0565-52-5075
52	鈴木　達三	スペクト	豊田市豊栄町3丁目119番地	0565-28-0386
53	株式会社　鈴高自動車販売	株式会社　鈴高自動車販売	豊田市広久手町7丁目14番地2	0565-31-4762
54	株式会社　鈴高自動車販売	株式会社　鈴高自動車販売　整備工場	豊田市三軒町3丁目47番地	0565-31-0361
55	平　佳教	平自動車販売	豊田市京町3丁目113番地2	0565-33-2808
56	株式会社　高岡自動車センター	株式会社　高岡自動車センター	豊田市花園町下大切4番地	0565-52-3081
57	株式会社　高崎モータース	株式会社　高崎モータース	豊田市御所貝津町二貫目17番地3	0565-82-2044
58	竹内　榮	竹内モータース	豊田市小原町前田178番地1	0565-65-2029
59	株式会社　竹内モータース商会	株式会社　竹内モータース商会	豊田市小原町前田178番地1	0565-65-2029
60	有限会社　ダウンタウンガレージ	有限会社　ダウンタウンガレージ	豊田市日之出町一丁目9番地7	0565-35-1122
61	株式会社　中央自動車商会	株式会社　中央自動車商会	豊田市藤岡飯野町井ノ脇413番地	0565-76-2236
62	柘植　弘充	TSUGE自動車販売	豊田市京町4丁目13－19	0565-36-5123
63	筒井　政美	ツツイカーサービス	豊田市畝部西町城ケ堀38－2	0565-21-3978
64	有限会社　都築工業所	有限会社　都築工業所	豊田市若林東町下外根1番地の2	0565-52-2904
65	テクノオートジャパン　株式会社	テクノオートジャパン　株式会社	豊田市深田町一丁目126番地の1	0565-29-3545
66	外山　初男	前林自動車解体	豊田市竜神町弥生84－1	0565-27-3619
67	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社　鴻ノ巣工場	豊田市鴻ノ巣町三丁目33番地	0565-28-2222
68	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社　豊栄工場	豊田市豊栄町八丁目1番地	0565-28-4787
69	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社　藤岡工場	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1160－1	0565-75-1090
70	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社　広田営業所	豊田市広田町稲荷山51番地1	0565-52-5511
71	株式会社　豊田大竹	株式会社　豊田大竹	豊田市小坂町六丁目38番地	0565-33-0071
72	トヨタカローラ愛知　株式会社	トヨタカローラ愛知　株式会社　豊田マイカーセンター	豊田市竜神町桃山11番地2	0565-27-8131
73	トヨタカローラ愛知　株式会社	トヨタカローラ愛知　株式会社　総合センター	豊田市篠原町敷田37番地13	0565-48-4711
74	トヨタカローラ愛知　株式会社	トヨタカローラ愛知　株式会社　豊田梅坪店	豊田市梅坪町8丁目4番地16	0565-33-8200
75	トヨタカローラ愛豊　株式会社	トヨタカローラ愛豊　株式会社　猿投店	豊田市井上町十一丁目10番22	0565-45-8601
76	トヨタカローラ愛豊　株式会社	トヨタカローラ愛豊　株式会社　西三河マイカーセンター	豊田市福受町下ノ切274番地1	0565-21-1661
77	トヨタカローラ愛豊　株式会社	トヨタカローラ愛豊　株式会社　豊田店	豊田市元宮町六丁目1番地	0565-32-7171
78	トヨタカローラ愛豊　株式会社	トヨタカローラ愛豊　株式会社　豊田中町店	豊田市竹元町和光117番地	0565-51-5155
79	トヨタカローラ愛豊　株式会社	トヨタカローラ愛豊　株式会社　豊田マイカーセンター	豊田市錦町2丁目55番	0565-34-0081
80	トヨタカローラ愛豊　株式会社	トヨタカローラ愛豊　株式会社　豊田美里店	豊田市広川町九丁目148番地	0565-87-3261

自動車リサイクル法に係る引取業者一覧表（2）

平成27年9月30日現在

No	氏名又は名称	事業所名称	所在地	電話番号
81	トヨタカローラ中京　株式会社	トヨタカローラ中京　株式会社　豊田元町通店	豊田市広久手町三丁目1番地2	0565-33-7951
82	トヨタカローラ中京　株式会社	トヨタカローラ中京　株式会社　豊田センター	豊田市栄町7丁目6－8番地	0565-34-3225
83	トヨタカローラ名古屋　株式会社	トヨタカローラ名古屋　株式会社　豊田寿店	豊田市寿町二丁目18番地2	0565-28-4561
84	有限会社　豊田トラックセンター	有限会社　豊田トラックセンター	豊田市本町寺田14番地	0565-52-0147
85	株式会社　トヨタモータース	株式会社　トヨタモータース	豊田市鴛鴨町向山169番地5	0565-28-2620
86	有限会社　トヨタユーホー	有限会社　トヨタユーホー	豊田市広美町郷南14番地1	0565-21-0223
87	株式会社　トランスライナー	株式会社　トランスライナー	豊田市永覚新町4丁目202番地10	0565-41-7530
88	有限会社　中本自動車販売	有限会社　中本自動車販売	豊田市御船町島田94番地4	0565-45-9595
89	有限会社　ナガイオートセンター	有限会社　ナガイオートセンター	豊田市高丘新町松本65番地2	0565-53-6811
90	名古屋トヨペット　株式会社	名古屋トヨペット　株式会社　豊田土橋店	豊田市土橋町2丁目5番地の1	0565-28-5161
91	名古屋トヨペット　株式会社	名古屋トヨペット　株式会社　高岡店	豊田市駒場町新栄49番地	0565-57-2101
92	名古屋トヨペット　株式会社	名古屋トヨペット　株式会社　猿投店	豊田市四郷町与茂田37番地の1	0565-45-3101
93	名古屋トヨペット　株式会社	名古屋トヨペット　株式会社　御立店	豊田市神池町2丁目1216番地の3	0565-80-2261
94	名古屋トヨペット　株式会社	名古屋トヨペット　株式会社　トヨタ248店	豊田市前田町5丁目15番地1	0565-31-7611
95	名古屋トヨペット　株式会社	名古屋トヨペット　株式会社　車両値付センター	豊田市高岡町女松山62番地	0565-52-5300
96	名古屋トヨペット　株式会社	名古屋トヨペット　株式会社　レクサス豊田土橋	豊田市土橋町2丁目5番地	0565-24-5839
97	成田　和隆	成田自動車	豊田市御立町10丁目157番地	0565-89-9777
98	ネッツトヨタ愛知　株式会社	ネッツトヨタ愛知　株式会社　U－Car事業部	豊田市西田町大風1－5	0565-74-1886
99	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　プラザ元宮	豊田市元宮町1丁目18番地の1	0565-32-0010
100	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　豊田店	豊田市細谷町7丁目18番地	0565-26-0010
101	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　美里店	豊田市美里五丁目1番地の16	0565-80-0010
102	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　上郷店	豊田市上郷町3丁目1番地の1	0565-21-3221
103	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　U－Car元宮	豊田市元宮町1丁目18番地の1	0565-31-8611
104	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　堤U－Carセンター	豊田市堤町寺池2番地32	0565-51-5750
105	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　プラザ梅坪	豊田市陣中町1丁目3番地5	0565-37-8621
106	ネッツトヨタ中部　株式会社	ネッツトヨタ中部株式会社　U－Car豊田	豊田市細谷町7丁目18番地	0565-74-1380
107	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社　豊田美里店	豊田市渋谷町2丁目1番地1	0565-89-2500
108	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社　猿投四郷店	豊田市四郷町与茂田1番地2	0565-46-1122
109	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社　高岡店	豊田市生駒町横山13番地	0565-57-1331
110	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社　錦町店	豊田市錦町2丁目57番地	0565-34-4511
111	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社　Volkswagen豊田山之	豊田市御幸本町1丁目176番地	0565-24-5211
112	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社　山之手店	豊田市御幸本町1丁目176番地	0565-29-2111
113	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社	ネッツトヨタ東名古屋　株式会社　藤岡店	豊田市西中山町稲場200番地	0565-76-7411
114	ビューテック　株式会社	ビューテック　株式会社　車輌整備事業部豊田営業所	豊田市梅坪町10丁目2番地9	0565-33-8895
115	有限会社　ビックハート	有限会社　ビックハート	豊田市若林東町雁股15番地11	0565-53-6022
116	株式会社　ビッグ	オートバックス　トヨタ店	豊田市下林町2丁目70番地	0565-32-1411
117	株式会社　ビッグモーター	株式会社ビッグモーター　豊田店	豊田市逢妻町4丁目59－9	0565-36-0900
118	株式会社　深金商店	カーショップFUKAKIN	豊田市田栩町西川181番地10	0565-48-3665
119	株式会社　フリード	フリード・T　トヨタインター店	豊田市土橋町5丁目1番地	0565-28-9919
120	株式会社　ホンダオート刈谷	ホンダカーズ刈谷　豊田美里店	豊田市美里1丁目11番13号	0565-88-2346
121	株式会社　ホンダカーズ愛知県央	ホンダカーズ愛知県央　豊田南店	豊田市寿町3丁目8番地1	0565-25-2772
122	株式会社　ホンダカーズ三河	Honda Cars 三河　豊田挙母店	豊田市広路町2―29―1	0565-32-7788
123	マハムディ　モーセン	Azar Sat	豊田市伊保町向山66番地78	0565-45-7368
124	三河ダイハツ　株式会社	三河ダイハツ　株式会社　豊田サービスセンター	豊田市細谷町1－12－1	0565-28-5612
125	三河ダイハツ　株式会社	三河ダイハツ　株式会社　豊田小坂店	豊田市小坂本町4丁目5番地10	0565-32-1133
126	三河ダイハツ　株式会社	三河ダイハツ　株式会社　吉原店	豊田市吉原町向イ野25番地1	0565-51-3511
127	三河日産自動車　株式会社	三河日産自動車　株式会社　日産ギャラリー豊田梅坪	豊田市京町5丁目6番7	0565-34-3423
128	有限会社　ミズタニ商会	有限会社　ミズタニ商会	豊田市前林町立込8番地1	0565-54-0081
129	三井物産オートモーティブ　株式会社	三井物産オートモーティブ株式会社　豊田支店	豊田市西町一丁目200番地　豊田参合館2階	0565-36-0740
130	宮田　武	宮田自動車	豊田市深田町1丁目1番地	0565-28-5088
131	明豊自動車　株式会社	明豊自動車　株式会社	豊田市前山町1丁目26番地	0565-28-2325
132	株式会社　名豊トヨペットサービス	株式会社　名豊トヨペットサービス　業販仕入センター	豊田市柿本町8丁目46番地	0565-28-3571
133	株式会社　ヤナギサワHD	株式会社　ヤナギサワHD	豊田市堤町宝26番地2	0565-53-2288
134	有限会社　山内自動車	有限会社　山内自動車	豊田市北篠平町前田188番地1	0565-65-1881
135	津田　美樹	上原モータース	豊田市上原町西山35番地2	0565-44-2600
136	株式会社　LIST	株式会社　LIST	豊田市御立町10丁目88番地	0565-41-5757
137	有限会社　ロードサービス豊田	有限会社　ロードサービス豊田	豊田市若林西町小山153番地2	0565-53-9209
138	渡邉　征明	住吉自動車整備工場	豊田市住吉町松原15番地	0565-52-8230

【解体業者】

自動車リサイクル法に係る解体業者一覧表

平成27年9月30日現在

No	氏名又は名称	事業所名称	所在地	電話番号
1	株式会社　三利	株式会社　三利	愛知県豊田市竹町福吉56－1	0565-53-2681
2	新英金属　株式会社	新英金属　株式会社　豊田工場	愛知県豊田市鴻ノ巣町3－18－1	0565-29-1211
3	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　センター上郷	愛知県豊田市鴛鴨町下高根20	0565-28-2081
4	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　センター広久手	愛知県豊田市広久手町1－20	0565-32-4851
5	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　センター前田	愛知県豊田市前田町3－63	0565-32-1731
6	新明工業　株式会社	新明工業　株式会社　ボディサービスセンター	愛知県豊田市前田町2－40	0565-32-1755
7	杉山隆	杉山自動車解体	愛知県豊田市吉原町下細池92－2	0565-52-5075
8	外山初男	前林自動車解体	愛知県豊田市竜神町弥生84－1	0565-27-3619
9	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社　藤岡工場	愛知県豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1160－1	0565-75-1090
10	有限会社　佐竹自動車部品	有限会社　佐竹自動車部品	愛知県豊田市花園町東大切148	0565-52-0015
11	有限会社　ビックハート	有限会社　ビックハート　和会工場	愛知県豊田市和会町道上70－2	0565-53-6462

【破砕業者】

自動車リサイクル法に係る破砕業者一覧表

平成27年9月30日現在

No	氏名又は名称	事業所名称	所在地	電話番号
1	株式会社　三利	株式会社　三利	愛知県豊田市竹町福吉56－1	0565-53-2681
2	新英金属　株式会社	新英金属　株式会社　豊田工場	愛知県豊田市鴻ノ巣町3－18－1	0565-29-1211
3	杉山隆	杉山自動車解体	愛知県豊田市吉原町下細池92－2	0565-52-5075
4	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社	愛知県豊田市鴻ノ巣町3－33	0565-28-2222
5	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社　堤工場	愛知県豊田市高岡町新宮58－1	0565-53-2280
6	トヨキン　株式会社	トヨキン　株式会社　藤岡工場	愛知県豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1160－1	0565-75-1090

(10) 第一種フロン類充填回収業者

平成27年8月改訂

登録番号	登録年月日	有効期間満了年月日	事業所の名称及び所在地				回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類									充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類					
			名称	郵便番号	所在地	電話番号	エアコンディショナー			冷蔵機器・冷凍機器			充填量50kg以上の機器			エアコンディショナー			冷蔵機器・冷凍機器		
							CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC
第1231000084号	H24.4.9	H29.4.8	株式会社　朝日機器エンジニアリング　豊田支店	471-0835	豊田市曙町3丁目23番地	0565-28-0411	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1231000139号	H24.4.22	H29.4.21	ダイキン工業株式会社　豊田サービスステーション	473-0914	豊田市若林東町棚田138番3	0565-41-8316	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1231000166号	H24.4.26	H29.4.25	三枝電機株式会社　三河営業所	473-0925	豊田市駒場向金368番地	0565-57-2116	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1231000221号	H24.6.5	H29.6.4	ホシザキ東海株式会社　豊田営業所	471-0031	豊田市朝日町3－55－4	0565-34-2526	－	－	－	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1231000306号	H24.6.19	H29.6.18	株式会社ダイキンアプライドシステムズ　豊田営業所	473-0914	豊田市若林東町棚田138－3	0565-52-6221	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1232110001号	H24.3.28	H29.3.27	東洋工業株式会社	470-1207	豊田市鷲鞍町新林130番地	0565-28-1924	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1232110003号	H24.4.16	H29.3.27	光南工業株式会社	473-0928	豊田市生駒町寿18番地	0565-57-1121	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110004号	H24.4.26	H29.4.25	モリシタ電器	471-0008	豊田市百々町8丁目32番地155	0565-89-0769	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110005号	H24.4.26	H29.4.25	株式会社ヤナギ・エンタープライズ	473-0924	豊田市花園町上大切3番地2	0565-54-0883	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1232110010号	H24.4.24	H29.4.23	株式会社愛豊電機	471-0833	豊田市山之手八丁目1番地	0565-28-1258	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110011号	H24.6.3	H29.6.2	株式会社宝和エアコンシステム	473-0901	豊田市御幸本町3－19 杉山ビル1F　ダイキン工業株式会社トヨタSB内	0565-27-9836	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1232110013号	H24.6.5	H29.6.4	株式会社中根鉄工	471-0017	豊田市寺部町二丁目5番地	0565-89-2111	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110015号	H24.6.19	H29.6.18	株式会社豊田エイタツ	471-0044	豊田市新町二丁目26番地の1	0565-33-3357	－	○	－	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110016号	H24.6.27	H29.6.26	株式会社コーワテック	471-0043	豊田市宮町四丁目27番地8	0565-32-2206	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110017号	H24.11.21	H29.11.20	株式会社篠田商会	471-0075	豊田市日之出町二丁目1番地の1	0565-31-0487	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110021号	H25.5.7	H30.4.30	第一テクノ株式会社	471-0805	豊田市美里5丁目1番地の10	0565-89-5092	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110022号	H25.5.7	H30.4.30	第一家庭電器	471-0805	豊田市美里5丁目1番地の10	0565-80-1713	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110025号	H27.3.31	H32.3.30	有限会社ムツミネサービス	471-0035	豊田市小坂町十三丁目69番地1	0565-33-3318	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110026号	H27.5.9	H32.5.8	コーワイーテック有限会社	471-0045	豊田市東新町三丁目27番地2	0565-37-3180	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110029号	H23.7.24	H28.7.23	東和電気工事株式会社	471-0869	豊田市十塚町三丁目50番地	0565-32-0437	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110041号	H24.10.12	H29.10.11	有限会社山口空調設備	470-1202	豊田市渡刈町二丁目92番地1	0565-29-2459	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110046号	H25.3.21	H30.3.20	トヨキン株式会社　藤岡工場	470-0451	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1160－1	0565-75-1090	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110047号	H26.1.29	H31.1.28	有限会社セイエイ	471-0066	豊田市栄町三丁目41番地4	0565-31-2117	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110049号	H26.7.17	H31.7.16	有限会社アステックエアー	471-0431	愛知県豊田市西中山町辻貝戸116番地1	0565-76-7150	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1232110050号	H27.3.27	H32.3.26	有限会社高瀬電気商会	444-2834	豊田市島崎町築和合3076番地2	0565-68-2604	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110054号	H23.5.13	H28.5.12	株式会社エディオン　豊田センター	473-0925	愛知県豊田市駒場町落合9番地	0565-59-1521	○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110055号	H24.4.24	H29.4.23	有限会社クワコ設備	470-1219	豊田市畝部西町宮西117番地	0565-21-5293	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1232110056号	H24.4.26	H29.4.25	有限会社山鹿商会	471-0071	豊田市東梅坪町十丁目4番地16 ユニーブル梅坪201号	0565-32-7526	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○
第1232110060号	H27.3.27	H32.3.26	株式会社フジマック　豊田営業所	471-0024	豊田市元城町3－31－1	0565-36-0476	－	－	－	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○
第1232110061号	H27.4.24	H32.4.23	住吉空調	473-0906	豊田市竹町福吉43番地5	0565-52-6652	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1232110062号	H27.6.4	H32.6.3	大豊産業株式会社　堤工場	473-0932	豊田市堤町寺池上13－3	0565-52-2711	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
第1232110063号	H27.9.15	H32.9.14	大豊工業株式会社　細谷工場	471-8502	豊田市細谷町2丁目47番地	0565-28-2261	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
第1232110064号	H27.12.16	H32.12.15	株式会社三浦エアシステム	473-0906	豊田市竹町豊21番地6	0565-42-4884	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
第1232130002号	H24.3.28	H29.3.27	辻村工業株式会社　豊田営業所	470-1204	愛知県豊田市配津町神ノ木47番1	0565-25-4030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

4-7 業者発注（契約、仕様、単価）

岩手県での事例

〇プロポーザル方式を採用した理由

・各企業の創意工夫を活かした、より良い企画提案を得るため

・業者選定に当たり、県内企業の活用、地元雇用の確保などの地域振興要件について総合的に提案することが可能であるため

・WTO 協定（3,000 万円超の委託契約は、原則として一般競争入札とすること。）の趣旨を踏まえつつ、柔軟な対応が可能であるため

出典：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月、岩手県）p80 を引用

三重県での事例

膨大な災害廃棄物について、平成 26 年 3 月までの限られた期間内に処理する必要があったが、従来の一般廃棄物の処理方法では、これを短期間で処理することは困難と考えられたため、一時仮置場からの運搬、2 次仮置場の建設工事、破砕・選別、焼却処理（再生・最終処分）、処理終了後の施設解体撤去など多工種にわたる業務全体を一元化し、廃棄物の処理に関して幅広くアイデアを募ることで、効率的な業務委託を行うこととした。

また、業務規模が非常に大きいため、受託業者には高度な技術力・マネジメント能力・強固な財務基盤等が必要になる事を考慮した結果、共同企業体（JV）からプロポーザル（技術提案書）の提出を求め、最も優れた処理計画の提案者を業務委託候補者として選定する公募型プロポーザル方式を採用した。

出典：災害廃棄物処理業務＜宮城県＞（平成 26 年 7 月、宮城県環境生活部震災廃棄物対策課）p31 を引用

4-8 災害廃棄物関連支援協定

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、災害廃棄物への対応ができないことが考えられる。そこで、豊田市では、近隣の自治体や民間企業等と協定を結び、災害発生時には、その協定に基づき迅速に対応をしていく。以下に、災害時応援協定の一覧と協定内容を示す。

表 4.8.1　災害時の応援協定

協定先	No.	団体名称	応援協定締結の名称	締結日
近隣自治体	1	愛知県内自治体及び一部事務組合	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	平成 26 年 1 月
民間事業者団体	2	一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	平成 15 年 8 月
	3	公益財団法人　豊田加茂環境整備公社	災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定	平成 24 年 3 月
	4	豊田環境事業協同組合、株式会社　東海環境衛生社	災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定書	平成 29 年 1 月
	5	豊田一般廃棄物協同組合、豊田環境技術研究会	大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	平成 30 年 1 月
	6	一般社団法人　愛知県環境測定分析協会	災害時における環境調査に関する協定書	平成 28 年 5 月
	7	一般社団法人　建築物石綿含有建材調査者協会	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書	平成 30 年 1 月

1.　災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

（愛知県、県下水道管理者、県内全市町村、県内市町下水道管理者及び一部事務組合　１２６者）

（ごみ減量推進課、下水道施設課）

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第２条　この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第３条　災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

（１）一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合

（２）一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合

（３）その他特に必要がある場合

２　応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

（１）　災害の発生日時、場所及び災害の状況

（２）　必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み

（３）　必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量

（４）　応援の場所及び期間

（５）　連絡責任者

（６）　その他必要事項

３　要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

４　応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

５　要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

（県の役割）

第４条　県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第６条　県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第７条　この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成２６年１月１日から効力を生ずるものとする。

平成８年３月１２日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書１２６通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２６年１月１日

2. 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

（社団法人愛知県産業廃棄物協会）
（廃棄物対策課）

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、豊田市内に地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）に、甲が、国の特例補助の適用を受けて実施するがれき等災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等（以下「災害廃棄物の処理」という。）を、乙の協力を得て速やかに行えるよう、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。
（１）地震等大規模災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
（２）国の特例補助　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条第２項及び同施行令第22条第３項により、国が特に必要と認めた場合、廃棄物処理に要する費用の１／２以内の額について国庫補助の対象としていることをいう。
（３）災害廃棄物　地震等大規模災害により倒壊、焼失した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、がれき類、金属くず等及びこれらの混合物をいう。
（４）災害廃棄物の処理　災害廃棄物の撤去並びに収集・運搬及び処理・処分のことをいう。
（協力要請）
第３条　甲は、大規模災害時に、乙に対して災害廃棄物処理の協力を要請することができるものとする。
（災害廃棄物処理の実施）
第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。
（費用の負担）
第５条　乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担し、その金額は甲、乙協議のうえ決定するものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めのない事項、又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。
２　協定の実施に関し、必要な細目は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成１５年８月１日

甲　豊田市
代表者　豊田市長　　鈴　木　公　平

乙　名古屋市中区金山２丁目１０番９号
第８フクマルビル５階
社団法人　愛知県産業廃棄物協会
会　長　　近　藤　成　章

3. 災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書

災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書（財団法人豊田加茂環境整備公社）

（廃棄物対策課）

災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と財団法人豊田加茂環境整備公社（以下「乙」という。）は、乙の所有する元中間処理施設建屋及び埋立処分場の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震等大規模災害で発生した災害廃棄物を適正処理するために利用する一時保管場所について、必要な事項を定めることにより、災害廃棄物の円滑な処理を図り、もって、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（施設利用の範囲）

第２条　乙は、次に掲げる目的のために、乙の業務に支障のない範囲において、所有する施設を無料で甲の利用に供するものとする。

（１）地震等大規模災害時の応急対策等に必要な物品等の保管

（２）地震等大規模災害時の災害廃棄物の、選別や電化製品等の解体処理

（３）地震等大規模災害時の災害廃棄物一時保管場所としての利用

（利用施設等）

第３条　この協定において甲が利用する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名称	所　在　地	面積等	備考
元中間処理施設	豊田市御船町山ノ神５６番地８	延べ床面積 １，１５９．５０㎡	鉄骨平屋造
埋立処分場	同上	９５，０００㎡の一部	覆土等により既埋立廃棄物と区別できる範囲

（施設利用の要請等）

第４条　この協定に基づく施設利用の要請は、電話等で行うものとする。

２　乙は、甲からの要請があった場合、自らの業務に支障が生じない限り協力を行うものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条で利用する建屋施設の維持管理に必要な修繕経費及び建屋施設の大規模修繕にかかる費用を負担するものとする。

２　甲は、地震等大規模災害時に災害廃棄物一時保管場所として利用することで生ずる費用を負担するものとする。

３　甲は、この協定における協定の期間を経過した後における建屋施設の維持管理及び解体に必要な費用については一切負担しないのもとする。

４　乙は、平常時における施設の維持管理に必要な光熱水費等に要する費用を負担するものとする。

（協定の期間）

第６条　　この協定の効力は、平成２４年４月１日から１年間とする。

２　協定期間満了日の１か月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に１年間延長できるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第７条　　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成２４年　３月３０日

（甲）豊田市西町３丁目６０番地
豊田市　市長　　太　田　稔　彦

（乙）豊田市御船町山ノ神５６番地８
財団法人　豊田加茂環境整備公社
理事長　　三　宅　英　臣

4.　災害時におけるし尿等収集運搬の協力体制に関する協定書

災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と豊田環境事業協同組合（以下「乙１」という。）、株式会社東海環境衛生社愛知営業所（以下「乙２」という。）（以下乙１及び乙２を「乙」と総称する。）は、地震、風水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊田市内において、災害時における生活環境の保全を図るためのし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うことについて、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）大規模災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（２）し尿等の収集運搬　災害時において処理する必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水の収集運搬をいう。

（協力事項の発動）

第３条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し協力要請を行った時をもって発動する。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。

（協力要請）

第５条　甲は、災害時に、乙に対し協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲において協力を行うものとする。

３　甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における協力要請書（様式第１号）

に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア　収集運搬場所（区域を含む。）、災害用便槽数及び仮設トイレ数

イ　収集運搬に必要な車両台数

ウ　収集期間等

（３）その他必要な事項

（情報提供等）

第６条　甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害時における円滑なし尿等の収集運搬のため、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

３　乙は、し尿等の収集運搬が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

４　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（し尿等の収集運搬の実施）

第７条　乙は、第５条第１項の協力要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、当該要請に係るし尿等の収集運搬を可能な限り優先的に実施するものとする。

２　乙は、前項の規定によりし尿等の収集運搬を実施したときは、災害時における協力実績報告書（様式第２号）により、次の事項を甲に報告するものとする。

（１）し尿等の収集運搬を実施した場所

（２）し尿等の収集運搬量

（３）し尿等の収集運搬に従事した要員、車両、資機材等

（４）し尿等の収集運搬に従事した期間

（５）その他必要な事項

（費用負担）

第８条　前条の規定により乙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用は、緊急性を鑑み、発災後一定期間は無償で行うものとし、甲に応援協力に要する費用負担を求めないものとする。ただし、発災後一定期間を超えて実施したし尿等

の収集運搬にかかる費用は、甲が負担するものとする。
２　前項ただし書に規定する費用は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬にかかる適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）
第９条　前条第１項ただし書の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を請求者に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（災害補償等）
第１０条　この協定に基づいてし尿等の収集運搬の業務に従事した乙の職員が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、当該業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙が協議し、定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書３通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年１月１７日

（甲）　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　太　田　稔　彦

（乙１）　愛知県豊田市元城町１丁目６１番地
豊田環境事業協同組合
代表理事　　杉　本　芳　政

（乙１）である豊田環境事業協同組合の関係組合員

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　　トヨタ衛生保繕株式会社
代表取締役　　杉本　芳政

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　　有限会社猿投衛生社
代表取締役　　辰巳　健

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　　株式会社豊環
代表取締役　　杉本　忠行

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　　東邦清掃株式会社
代表取締役　　田中　健二

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　　有限会社ヤハギエコノス
代表取締役　　林　　敬之

浄化槽清掃業者
組合員　　浄化槽管理センター株式会社
代表取締役　　井上　君子

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
（乙２）　愛知県北設楽郡設楽町清崎字町浦３－１０
株式会社東海環境衛生社愛知営業所
代表取締役　　岡　本　眞　由　美

5.　大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と豊田一般廃棄物協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の　　処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊田市内において、災害時における災害廃棄物の撤去、収集・運搬、保管及び処分等（以下「災害廃棄物の処理」という。）に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるもとする。

（１）大規模災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（２）災害廃棄物　地震、風水害等の災害により発生する廃棄物及び被災後の避難生活等により発生する廃棄物をいう。

（３）災害廃棄物の処理　災害廃棄物の分別、撤去、収集・運搬、保管及び処分のことをいう。

（連絡責任者）

第３条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、災害時に、乙に対し協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において協力を行うものとする。

３　甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における協力要請書（様式第１号）に次の各号に掲げる事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）災害廃棄物の処理を行う地区
（３）災害廃棄物の処理の内容
（４）災害廃棄物の処理に従事する期間
（５）その他必要な事項

（情報共有等）
第５条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
２　乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるように、災害時に対応が可能な自らが保有する要員、車両、資機材、施設等を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。
３　乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理をするため、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
４　甲は、災害時に乙から円滑な協力が得られるように、乙に対して市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理の実施）
第６条　乙は第４条第１項の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理を行うものとする。
２　乙は前項の規定により災害廃棄物の処理をしたときは、災害時における協力実績報告書（様式第２号）により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。
（１）実施した災害廃棄物の処理の内容
（２）災害廃棄物の処理の実績
（３）災害廃棄物の処理に従事した要員、車両、資機材等
（４）災害廃棄物の処理に従事した期間
（５）その他必要な事項

（費用負担）
第７条　乙は、前条第１項の規定により実施した災害廃棄物の処理は、その緊急性に鑑み、発災後一定期間は無償で行うものとし、当該災害廃棄物の処理に要した費用を甲に請求しないものとする。ただし、一定期間を超えて実施した災害廃棄物の処理に要した費用は、必要に応じて甲が負担するものとする。
２　前項ただし書に規定する費用は、災害発生直前における廃棄物の処理に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）
第８条　前条第１項ただし書の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を請求者に支払うものとする。

（災害補償）

第９条　この協定に基づいて災害廃棄物の処理に係る業務に従事した乙の会員の従事者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の雇用主の責任において行うものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙が協議し、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年1月１７日

（甲）　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太　田　稔　彦

（乙）　豊田市錦町１丁目９５番地
豊田一般廃棄物協同組合
代表理事　　餅　原　幹　也

（乙）　豊田市中金町塚ノ本１１１番地３
豊田環境技術研究会
会長　　河　木　一　春

6.　災害時における環境調査に関する協定書

（４８）災害時における環境調査に関する協定書

（環境保全課）

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「乙」という。）とは、災害時における環境調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において化学物質等が環境中へ漏えいしたことなどにより必要となった環境調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

（要請）

第３条　甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

２　前項の規定による要請は、様式第１号により文書で行う。ただし、文書で要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第４条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）化学物質等の試料の採取

（２）化学物質等の測定及び分析

（３）調査地点周辺状況の記録

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第５条　乙は、第３条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「会員」という。）に対して、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

２　会員は、業務の実施にあたり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

（測定結果の報告）

第６条　前条の業務を実施した会員は、第４条第２号及び第３号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告する。

（業務実施報告）

第７条　乙は、第５条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第２号により業務実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第８条　第５条の規定により会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

（協力体制）

第９条　乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

（有効期間）
第１１条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２８年　５月３０日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太　田　稔　彦

乙　名古屋市中区金山一丁目２番４号
一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表理事　　河　野　達　郎

7.　災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康又は生活環境に係る被害の防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果及び耐火区画の情報等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物・工作物等とする。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。

２　甲が前項の規定による要請を行う場合は、様式第１号の文書（以下「協力要請書」という。）により行う。ただし、協力要請書による時間的余裕がない場合は、甲は乙に対して口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに協力要請書を送付する。

（業務内容）

第４条　この協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「本協力業務」という。）は、次のとおりとする。

（１）甲が実施するアスベスト調査への支援

（２）被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査

（３）建材中のアスベスト含有の有無の調査

（４）前各号に規定する業務以外で、被災建築物等のアスベスト飛散防止のために必要となる具体的な提案・助言等

（協力の実施）

第５条　乙は、第３条の規定により甲からアスベスト調査の協力要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力する。

２　乙によるアスベスト調査が円滑に実施できるよう、甲と乙は相互に協力し、甲の職員の同行、建築物の情報の開示又は提供、甲が保有・管理する設備の使用について協力する。

（調査結果の報告）

第６条　乙が、第４条第２号及び第３号に基づき調査を実施した場合には、その調査結果を速やかに甲に報告する。

（実施報告）

第７条　乙は、本協力業務を終了したときは、甲に対し、速やかに様式第２号の業務実施報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　本協力業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正価格を基準とする実費（人件費、機器費を除く）とし、甲乙協議して定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から発効し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、自動更新とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成３０年1月１７日

甲　愛知県豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

乙　東京都千代田区神田神保町二丁目２番３１号
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事　貴田　晶子

4-9 仮設トイレ・避難所ごみの困難事例

仮設トイレの事例

・発災前に仮設トイレの備蓄を行っていない、又は備蓄数が僅かであるとした自治体が多かった。今後の備蓄について、準備する必要があるとする意見があった一方で、備蓄は県主導で行い、市町村でも少しずつ避難所となる場所に確保していくとよいという意見があった。ただし、仮設トイレはかさばり、備蓄には広いスペースを要するため、現実的にはリース業者などとの事前の協議が重要という意見もあった。事例集 p45

・吸水ポリマー等の凝固剤を用いる簡易トイレについては、一般廃棄物焼却施設の受入基準や能力によっては焼却できず、埋立処分が必要となる場合があるため、事前に焼却可能か確認の上で備蓄する必要がある。事例集 p45

・市が設置する避難所以外にも、自然発生的に避難所的なところができてしまい仮設トイレの設置が必要となった。ここでは箱形は設置できないのでバイオ型の簡易トイレを配布した。地域コミュニティーで独自に手配した場合もあり、仮設トイレの設置数量等の全ては把握できない。事例集 p41

・非水洗式の仮設トイレでは構造上、便槽の中央部に便が山積みとなって頻繁に収集の要望が出たが、実際には便槽の中央部以外には余裕があった。このため、棒などで撹拌し便槽の空きスペースに便をならす必要が生じた。事例集 p42

出典：巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～（平成 27 年 3 月、環境省東北地方環境事務所）p40-68 を引用

4-10 仮置場候補地

(1) 市民仮置場

① 都市公園

市民仮置場候補地一覧表

（1）街区公園（豊田地区）（1/2）　　平成27年3月31日現在

公園種別	公園名	開設面積 ㎡	開設面積 ha	所在地	備考	自治区自主避難場所（H27）
街区	梅坪公園	2,032	0.20	東梅坪町10−7−7		○
街区	陣中公園	1,952	0.20	陣中町2−10−1		○
街区	高橋西公園	3,220	0.32	高上1−11−1		○
街区	高橋東公園	4,244	0.42	高上2−15−1		○
街区	ぐみのき公園	2,146	0.21	上郷町2−9−1		○
		2,966	0.30			
街区	上野公園	5,625	0.56	上郷町4−4−1		○
街区	小畔公園	2,644	0.26	上郷町4−8−1		○
街区	神田公園	2,400	0.24	神田町1−10		○
街区	寿公園	3,344	0.33	小坂本町1−1		
街区	栄町公園	2,510	0.25	栄町5−16		○
街区	平芝前公園	1,703	0.17	平芝町2−4		○
街区	岩畑公園	3,863	0.39	平芝町3−6		○
街区	宝来北公園	2,494	0.25	美里3−19		○
街区	唐池公園	2,499	0.25	美里2−21		
街区	南山公園	2,838	0.28	美里1−15		○
街区	白草公園	2,482	0.25	美里6−5		○
街区	藪間公園	8,480	0.85	上郷町藪間3−1		
街区	石平公園	1,818	0.18	平戸橋町平戸4		○
		2,718	0.27			
街区	厳島公園	2,499	0.25	住吉町2−9−1		
街区	住吉公園	2,033	0.20	住吉町1−7−1		○
街区	山之手3丁目公園	2,897	0.29	H15年度移転		○
		2,993	0.30	山之手3−130−3		
街区	山之手4丁目公園	1,863	0.19	山之手4−1		○
街区	大徳公園	2,419	0.24	山之手8−155		○
街区	宗心洞公園	4,889	0.49	御幸本町7−196		○
街区	いわやま公園	2,984	0.30	五ケ丘2−4		○
街区	さんぼんまつ公園	2,506	0.25	五ケ丘1−11		○
街区	けやきだい公園	2,478	0.25	五ケ丘1−31		○
街区	ふたつやま公園	2,494	0.25	五ケ丘3−8		
街区	あめいけ公園	2,495	0.25	五ケ丘7−13		
街区	しいのき公園	2,490	0.25	五ケ丘8−20		○
街区	東山団地公園	2,774	0.28	東山町4−1117−44		○
街区	古瀬間団地公園	5,347	0.53	古瀬間町鳥ケ峯371−33		○
街区	志賀ニュータウン2号公園	2,599	0.26	志賀町香九礼1−285		○
街区	志賀ニュータウン3号公園	3,494	0.35	志賀町高洞11−237		○
街区	泉公園	2,029	0.20	泉町2−3−8		○
街区	泉瀬戸公園	3,328	0.33	泉町3−6−3		○
街区	野見山北公園	1,975	0.20	野見山町3−27−28		○
街区	野見山南公園	2,869	0.29	野見山町3−27−130		○
街区	保見団地1号公園	2,242	0.22	保見ケ丘3−193		○
街区	保見団地2号公園	3,598	0.36	保見ケ丘2−51		○
街区	保見団地3号公園	2,217	0.22	保見ケ丘1−86		○
街区	こまどり公園	2,845	0.28	陣中町1−22−7		○
街区	妙玄公園	2,618	0.26	平芝町3−1		○
街区	月見公園	1,947	0.19	月見町1−3		○
街区	仲田公園	3,098	0.31	小坂本町4−3		○
街区	高美中央公園	3,779	0.38	高美町3−35		○
街区	亀首公園	5,315	0.53	亀首町八ツ口洞648		
街区	桑原公園	3,278	0.33	市木町5−11−1		○
街区	入山公園	5,430	0.54	市木町3−17		○
街区	かけした公園	3,523	0.35	市木町2−2−3		
街区	谷下公園	3,097	0.31	市木町1−24−1		○
		5,175	0.52			
街区	御幸南公園	2,000	0.20	御幸本町5−302−5		○
街区	馬洗公園	2,501	0.25	大林町17−12−5		○
街区	地楽公園	2,100	0.21	大林町14−6−10		○
街区	坂下公園	2,008	0.20	大林町12−7−1		○
街区	白針公園	2,398	0.24	大林町11−17−1		○
街区	高根公園	3,894	0.39	大林町10−17−1		○
街区	花ケ崎公園	2,602	0.26	上野町6−107		○
街区	藤塚公園	2,199	0.22	上野町5−4		○
街区	渋谷公園	2,999	0.30	渋谷町1−9		○
街区	北山公園	2,200	0.22	美里2−30		
街区	広川公園	2,498	0.25	広川町7−96		
街区	三ツ塚公園	2,301	0.23	野見山町1−96		○
街区	田中山公園	5,098	0.51	田中町1−132		○
街区	どんぐり公園	2,500	0.25	乙部ケ丘2−13−17		○
街区	やまもも公園	2,500	0.25	乙部ケ丘3−18−1		○
街区	さくら公園	2,547	0.25	乙部ケ丘4−12−3		○

市民仮置場候補地一覧表

（1）街区公園（豊田地区）（2/2）　　平成27年3月31日現在

公園種別	公園名	開設面積 ㎡	開設面積 ha	所在地	備考	自治区自主避難場所（H27）
街区	白山公園	1,427	0.14	京町6－38－1		○
		2,918	0.29			
街区	梅ノ木公園	1,800	0.18	西山町4－11－1		
街区	浅間公園	2,501	0.25	梅坪町1－13		○
街区	下町公園	2,201	0.22	梅坪町2－4		○
街区	京町公園	2,249	0.22	京町5－10		○
		2,400	0.24			
街区	上河原公園	2,400	0.24	東梅坪町4－2		○
街区	高宮公園	2,101	0.21	東梅坪町4－11		○
街区	中河原公園	1,500	0.15	東梅坪町6－106		○
街区	松平団地公園	4,108	0.41	巴町神田16		○
街区	市木南公園	5,010	0.50	市木町10－19		○
街区	幸穂台公園	6,209	0.62	幸穂台3－7		○
街区	三軒屋公園	1,900	0.19	三軒町5－2－4		○
		2,900	0.29			
街区	若林西公園	8,300	0.83	若林西町門田52		○
街区	中根公園	0	0.00	中根町小訳	未開放	
街区	青木公園	4,525	0.45	青木町5-95－1		○
街区	田古屋公園	1,300	0.13	梅坪町6－8		○
		2,000	0.20			
街区	花園公園	2,960	0.30	花園町小松原95		
街区	花園中央公園	2,921	0.29	花園町井田90－2		○
		2,665	0.27			
街区	吉原鶴喰公園	4,547	0.45	吉原町鶴喰19－1		○
街区	若林公園	5,359	0.54	若林東町高根下90－1		○
街区	南嶋公園	1,000	0.10	竹元町南嶋230		○
街区	蔵前公園	2,006	0.20	中町蔵前60		○
街区	入沢公園	3,386	0.34	広川町9－152		
街区	井畑公園	2,000	0.20	平戸橋町下井畑152		
街区	尺口公園	2,000	0.20	越戸町尺口203		
街区	下越戸公園	2,000	0.20	越戸町神ノ木101		
街区	柿本公園	6,700	0.67	柿本町4丁目49番地7		○
街区	にれ公園	2,600	0.26	浄水町原山256番地		○
街区	浄水三本松公園	2,500	0.25	伊保町三本松44番地1		
街区	原山公園	2,300	0.23	浄水町原山386番地		○
街区	南さくら公園	3,600	0.36	浄水町伊保原491番地3		○
街区	日南公園	4,516	0.45	日南町4丁目29番地1		○
街区	宮上南公園		0.00	宮上町	未開放	
街区	かえで公園	2,300	0.23	浄水町伊保原65-1		○
		2,500	0.25			
街区	はなみずき公園	2,400	0.24	浄水町伊保原400		○
街区	井上10丁目公園		0.00	井上町	未開放	
街区	伊保原公園	2,300	0.23	浄水町		○
街区	草薙公園		0.00	浄水町		○
街区	けやき公園		0.00	浄水町		○
街区	なかよしの道公園		0.00	浄水町		○
街区	南平公園		0.00	浄水町		○
街区	伊保原団地公園	2,828	0.28	浄水町南平220－1		○
		2,704	0.27			
		2,796	0.28			
街区	丸根公園	2,746	0.27	丸根町5－42		○
街区	山之手子供の森公園	1,604	0.16	山之手6－76		
		941	0.09			
街区	鴛鴨公園	2,991	0.30	鴛鴨町新林51－1		○
		8,182	0.82			
街区	吉原公園	3,109	0.31	吉原町宮里24		○
街区	しゅうさん公園	4,429	0.44	竜神町寺池1－14		○
街区	一本木公園	6,575	0.66	本町共和9		○
街区	篠原工業団地公園	10,060	1.01	篠原町敷田37－21		
街区	桜城址公園	1,809	0.18	元城町1－51		○
街区	こまんば公園	2,583	0.26	駒場町北100		○
街区	渋谷の森公園	443	0.04	渋谷町2－15		
街区	星ケ丘公園	2,879	0.29	西岡町星ケ丘50－11		○

市民仮置場候補地一覧表

（1）街区公園一覧表(藤岡地区)

公園種別	公園名	開設面積 ㎡	開設面積 ha	所在地	備考	自治区自主避難場所（H27）
街区	深見木戸公園	3,112	0.31	豊田市深見町木戸995-56,369-114		○
街区	藤岡ﾆｭｰﾊｲﾂ南公園	5,378	0.54	豊田市西中山町十七屋4-137		○
街区	藤岡ﾆｭｰﾊｲﾂ東公園	1,301	0.13	豊田市西中山町十七屋4-266		
街区	緑ヶ丘西公園	2,029	0.20	豊田市西中山町猿田70-196		
街区	緑ヶ丘中公園	500	0.05	豊田市西中山町猿田70-200		
街区	上渡合大畑公園	984	0.10	豊田市上渡合町大畑140-22		○
街区	御作西川公園	761	0.07	豊田市御作町西川966-173		○
街区	上渡合萩平南公園	651	0.07	豊田市上渡合町萩平315-82		○
街区	折平西屋敷西公園	645	0.06	豊田市北一色町梅ノ木960-57		
街区	深見常楽中公園	1,163	0.12	豊田市深見町常楽997-203		○
街区	西中山荒子南公園	724	0.07	豊田市西中山町荒子62-137		○

市民仮置場候補地一覧表

（2）近隣公園（豊田地区）

公園種別	公園名	開設面積		所在地	備考	自治区自主避難場所（H27）
		㎡	ha			
近隣	八幡公園	10,700	1.07	白浜町17		○
		9,960	1.00			
近隣	児ノ口公園	18,918	1.89	久保町3－27－24	児ノ口管理協会	
近隣	丸山公園	7,220	0.72	丸山町5－13		○
		10,200	1.02			
		16,491	1.65			
近隣	樹木公園	4,600	0.46	樹木町4－1		
		4,800	0.48			
近隣	山ノ手公園	8,059	0.81	山之手7－45－1		○
		5,220	0.52			
		9,820	0.98			
		11,520	1.15			
		20,320	2.03			
		21,020	2.10			
近隣	上郷公園	19,644	1.96	上郷町5－1－1	上郷コミセン管理	
		16,644	1.66			
		20,087	2.01			
近隣	宮上公園	21,000	2.10	宮上町2－112－1		○
		21,781	2.18			
近隣	神池公園	15,576	1.56	美里5－14		
近隣	宝来南公園	2,000	0.20	宝来町4－755－178		○
		2,700	0.27			
		8,000	0.80			
		11,000	1.10			
		21,000	2.10			
		23,304	2.33			
近隣	平芝坂の上公園	10,222	1.02	平芝町4－12	交通公園	
		9,928	0.99			
近隣	初陣公園	0	0.00	十塚町2－14－1	未開放	
近隣	平山公園	30,159	3.02	平山町4－6－1		
近隣	深田公園	4,160	0.42	深田町4－28		○
		11,360	1.14			
		20,860	2.09			
		24,260	2.43			
		24,960	2.50			
		29,808	2.98			
		32,408	3.24			
近隣	加茂川公園	4,000	0.40	東山町3－1	高橋コミセン管理	
		8,000	0.80			
		20,000	2.00			
		24,976	2.50			
近隣	五ケ丘公園	20,712	2.07	五ケ丘5－16－1		○
近隣	大林公園	4,000	0.40	大林町15－3－2		○
		10,000	1.00			
		11,500	1.15			
		12,776	1.28			
		15,996	1.60			
近隣	乙部公園	33,455	3.35	乙部ケ丘1－20－1		○
近隣	和合公園	11,313	1.13	京町3－108		○
近隣	梅坪中央公園	11,473	1.15	東梅坪町1－6		○
近隣	鴻巣池公園	0	0.00	大島町元の山	地域広場として開放	
近隣	竹元公園	7,000	0.70	竹元町福田23丁目1		
近隣	明和公園	7,000	0.70	明和町4丁目31-1		
		12,000	1.20			
近隣	若林東公園	6,100	0.61	若林東町石根47		○
		13,000	1.30			
近隣	浄水公園	6,500	0.65	浄水町		○
		10,500	1.05			
		10,930	1.09			
		20,000	2.00			
近隣	竹村新池公園	21,960	2.20	住吉町上根18－1		

（3）地区公園（豊田地区）

公園種別	公園名	開設面積		所在地	備考	自治区自主避難場所（H27）
		㎡	ha			
地区	平芝公園	40,000	4.00	平芝町5－16		○
		41,000	4.10			
		44,000	4.40			
		50,000	5.00			
		54,200	5.42			
		61,693	6.17			
		62,813	6.28			
地区	土橋公園	29,000	2.90	土橋町6－80－1		
		32,000	3.20			
		34,000	3.40			
		35,500	3.55			
		37,640	3.76			
		44,222	4.42			
地区	井上公園	28,000	2.80	井上町11－8－6	猿投コミセン管理	
		40,485	4.05			
		47,485	4.75			
地区	新生公園	19,034	1.90	新生町2－11－1		○
		26,194	2.62			
地区	高岡公園	35,000	3.50	中田町川向63	一部スポーツ課管理	
		37,000	3.70			
		38,809	3.88			
		47,809	4.78			
		69,909	6.99			

② 地域広場

市民仮置場候補地一覧表

豊田市地域広場条例

(1)豊田市ふれあい広場(1/2)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
青木台ふれあい広場	豊田市青木町1丁目10番地1	
青木台第2ふれあい広場	豊田市青木町2丁目57番地121	
朝日ケ丘第2ふれあい広場	豊田市朝日ケ丘4丁目5番地	
阿弥陀堂ふれあい広場	豊田市畝部西町大垣内22番地1	
荒井ふれあい広場	豊田市荒井町松島350番地3	
伊熊ふれあい広場	豊田市伊熊町落合29番地1	
池田町ふれあい広場	豊田市池田町北投503番地7	
石野町ふれあい広場	豊田市石野町前坂440番地1	
稲橋コミュニティグラウンド	豊田市稲武町中シモ田5番地1	
井上ふれあい広場	豊田市井上町6丁目31番地3	
伊保町ふれあい広場	豊田市貝津町箕輪238番地先	
今町ふれあい広場	豊田市今町6丁目22番地	
岩倉西ふれあい広場	豊田市岩倉町則越23番地1	
岩倉東ふれあい広場	豊田市岩倉町馬場136番地	
岩滝町ふれあい広場	豊田市岩滝町花立203番地3	○
畝部中切ふれあい広場	豊田市畝部東町石神18番地1	○
上原ふれあい広場	豊田市上原町殿上30番地2	○
永覚新町ふれあい広場	豊田市永覚新町5丁目192番地	○
永覚ふれあい広場	豊田市鴛鴨町葭池18番地1	
大内町ふれあい広場	豊田市大内町庄屋敷32番地2	○
太田農村公園	豊田市太田町宮前68番地	
大野瀬コミュニティ広場	豊田市大野瀬町タイラ4番地3	
大見町ふれあい広場	豊田市大見町7丁目67番地1	
押川コミュニティグラウンド	豊田市押山町ススベ99番地1	
小田木コミュニティグラウンド	豊田市小田木町清水畑13番地4	
乙部ふれあい広場	豊田市乙部町北屋敷1027番地2	
貝津町ふれあい広場	豊田市貝津町鳶山27番地	○
金谷ふれあい広場	豊田市金谷町4丁目57番地	○
加納町ふれあい広場	豊田市加納町上ノ段1番地1	
神池ふれあい広場	豊田市美里3丁目14番地9	○
上和会ふれあい広場	豊田市和会町郷前7番地	○
亀首町第2ふれあい広場	豊田市亀首町札掛10番地2	
川田ふれあい広場	豊田市畝部東町船場12番地1	○
旧大多賀小学校校庭	豊田市大多賀町三浦11番地1	
九久平町ふれあい広場	豊田市九久平町宮下8番地	
黒田コミュニティ広場	豊田市黒田町古屋貝戸216番地2	○
古瀬間ふれあい広場	豊田市古瀬間町古宿136番地	○
駒新ふれあい広場	豊田市駒新町中通87番地3	○
駒場ふれあい広場	豊田市駒場町元城44番地1	○
小峯町ふれあい広場	豊田市小峯町前田160番地	
幸町ふれあい広場	豊田市幸町大唐島108番地1	○
志賀町ふれあい広場	豊田市志賀町前田373番地1	
志賀ニュータウンふれあい広場	豊田市志賀町神上リ31番地160	
下古屋ふれあい広場	豊田市四郷町六反田81番地1	
枝下町ふれあい広場	豊田市枝下町岩里林482番地16	○
下和会ふれあい広場	豊田市和会町西郷35番地1	○
下野見ふれあい広場	豊田市室町1丁目70番地	○
樹木ふれあい広場	豊田市樹木町1丁目12番地1	
陣中町ふれあい広場	豊田市陣中町1丁目10番地3	
水源町ふれあい広場	豊田市水源町一丁目3番地	○
千足町ふれあい広場	豊田市千足町1丁目1番地7	○
第2宝来ふれあい広場	豊田市志賀町香九礼1番地12	
高美町ふれあい広場	豊田市高美町5丁目47番地	○
宝町ふれあい広場	豊田市宝町玉泉102番地4	
宝町第2ふれあい広場	豊田市宝町玉泉102番地1	
滝脇町ふれあい広場	豊田市滝脇町西洞36番地	
竹上ふれあい広場	豊田市住吉町八百山82番地	
竹下ふれあい広場	豊田市竹元町池ノ内8番地	○
田中第一・第二ふれあい広場	豊田市田中町4丁目37番地1	
田籾町ふれあい広場	豊田市田籾町鎌切9番地	
力石町ふれあい広場	豊田市力石町組垣156番地1	
堤町ふれあい広場	豊田市堤町神田56番地	○
堤本町ふれあい広場	豊田市堤本町西川37番地	
寺部町ふれあい広場	豊田市寺部町4丁目33番地1	
渡合ふれあい広場	豊田市渡合町3丁目50番地1	○
東新町ふれあい広場	豊田市東新町3丁目19番地	

市民仮置場候補地一覧表

(1)豊田市ふれあい広場(2/2)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
百々ふれあい広場	豊田市百々町1丁目5番地	
渡刈町ふれあい広場	豊田市渡刈町4丁目114番地	○
中垣内町ふれあい広場	豊田市中垣内町川端前28番地3	
中和会ふれあい広場	豊田市和会町岩谷45番地3	
中金町ふれあい広場	豊田市中金町石垣内284番地1	
中切町ふれあい広場	豊田市中切町足ノ口1番地1	○
中越戸ふれあい広場	豊田市越戸町松葉44番地2	
中田ふれあい広場	豊田市中田町高砂53番地1	
中根町ふれあい広場	豊田市中根町永丘164番地	
西岡町ふれあい広場	豊田市西岡町唐池85番地1	○
西広瀬町ふれあい広場	豊田市西広瀬町大久保395番地2	○
西山ふれあい広場	豊田市栄生町2丁目1番地1	
日南なごみ広場	豊田市日南町5丁目110番地	
野入コミュニティ広場	豊田市野入町椴木平11番地6	
野口ふれあい広場	豊田市野口町水別日陰390番地	
配津ふれあい広場	豊田市配津町蔵前75番地	○
白山町ふれあい広場	豊田市白山町七曲12番地64	
花園第1ふれあい広場	豊田市花園町林17番地1	
花園第2ふれあい広場	豊田市花園町下大切69番地1	
林添ふれあい広場	豊田市林添町東トウモ15番地1	
東田ふれあい広場	豊田市寿町4丁目26番地4	○
東広瀬上切ふれあい広場	豊田市東広瀬町稲葉51番地	
東保見ふれあい広場	豊田市東保見町根川856番地	
東山町ふれあい広場	豊田市東山町4丁目1117番地181	○
平井町ふれあい広場	豊田市平井町6丁目72番地1	○
平戸橋二区ふれあい広場	豊田市平戸橋町神田187番地	
広田ふれあい広場	豊田市広田町富田43番地	
広美町ふれあい広場	豊田市広美町北繁89番地	○
深田ふれあい広場	豊田市深田町1丁目124番地1	○
福受ふれあい広場	豊田市福受町中ノ切180番地	○
藤沢町ふれあい広場	豊田市押沢町損保159番地2	
藤藪ふれあい広場	豊田市豊栄町2丁目48番地7	○
武節町コミュニティ広場	豊田市武節町シロ山189番地2	
扶桑町ふれあい広場	豊田市扶桑町1丁目45番地	
平和町ふれあい広場	豊田市平和町7丁目1番地1	○
豊栄二区ふれあい広場	豊田市豊栄町8丁目6番地1	○
芳友町ふれあい広場	豊田市芳友町前田159番地	
保見町ふれあい広場	豊田市保見町権堂坊74番地1	
保見南山ふれあい広場	豊田市保見町四ツ足141番地2	○
本地町ふれあい広場	豊田市本地町10丁目145番地1	○
舞木ふれあい広場	豊田市舞木町焼山1102番地5	
前林ふれあい広場	豊田市高丘新町上平地3番地	
前林北ふれあい広場	豊田市前林町北30番地4	○
桝塚西町ふれあい広場	豊田市桝塚西町郷西32番地	○
桝塚東町ふれあい広場	豊田市桝塚東町西郷前43番地1	○
松平志賀町ふれあい広場	豊田市松平志賀町四反田1番地3	
松平志賀町第2ふれあい広場	豊田市松平志賀町宮ウラ2番地1	
丸根城ふれあい広場	豊田市野見町7丁目120番地	
美里ふれあい広場	豊田市美里1丁目7番地16	○
美里二区ふれあい広場	豊田市美里2丁目20番地7	
御船町ふれあい広場	豊田市御船町西稲場19番地6	○
宮上町ふれあい広場	豊田市宮上町2丁目36番地1	
宮口一色ふれあい広場	豊田市白山町七曲12番地52	○
宮口新田ふれあい広場	豊田市宮町7丁目94番地1	
宮間ふれあい広場	豊田市若林東町宮間59番地2	○
美山町ふれあい広場	豊田市美山町2丁目24番地3	
御幸本町ふれあい広場	豊田市御幸本町4丁目206番地10	○
向山ふれあい広場	豊田市伊保町向山65番地2	○
宗定ふれあい広場	豊田市畝部東町堀ノ内117番地2	
明和町ふれあい広場	豊田市明和町4丁目18番地1	○
明和南ふれあい広場	豊田市明和町6丁目42番地2	○
八草ふれあい広場	豊田市八草町中切272番地	
山中町ふれあい広場	豊田市山中町中トンモ627番地1	
若林西ふれあい広場	豊田市若林西町北間15番地3	
若林東山ふれあい広場	豊田市若林東町東山48番地2	

市民仮置場候補地一覧表

(2)豊田市児童遊園

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
朝日団地北児童遊園	豊田市朝日町5丁目12番地8	
池端児童遊園	豊田市高岡町池端79番地5	
井上児童遊園	豊田市井上町6丁目160番地14	○
永覚児童遊園	豊田市永覚町南訳1番地1	
永覚第1児童遊園	豊田市永覚町下山畑33番地1	
大清水児童遊園	豊田市大清水町大清水136番地2	
小渡児童遊園	豊田市小渡町南貝津7番地4	○
上伊保児童遊園	豊田市保見町北山59番地1	○
木瀬児童遊園	豊田市木瀬町井ノ平232番地	
京ケ峰西児童遊園	豊田市京ケ峰2丁目1番地223	
古瀬間児童遊園	豊田市古瀬間町中峯68番地1	
下古屋児童遊園	豊田市四郷町六反田81番地5	
清水団地北児童遊園	豊田市清水町5丁目19番地85	
下越戸児童遊園	豊田市越戸町松葉128番地4	
下林児童遊園	豊田市下林町3丁目75番地	
千足町児童遊園	豊田市千足町1丁目1番地110	
高岡町児童遊園	豊田市高岡町秋葉山10番地1	
高町児童遊園	豊田市高町東山126番地	
滝見町児童遊園	豊田市滝見町中江通2番地1	○
中町児童遊園	豊田市中町浜居場71番地	○
西岡町児童遊園	豊田市西岡町唐池84番地	
西町児童遊園	豊田市西町2丁目28番地	
花園児童遊園	豊田市花園町井田24番地	
東保見児童遊園	豊田市東保見町薮下5番地	
平戸橋児童遊園	豊田市平戸橋町上小田31番地1	
広田町児童遊園	豊田市広田町富田43番地	
豊栄町児童遊園	豊田市豊栄町5丁目121番地	○
保見町東児童遊園	豊田市保見町松本67番地	○
保見町南児童遊園	豊田市保見町上三戸口35番地1	○
本徳児童遊園	豊田市本徳町向山615番地	○
御立町児童遊園	豊田市御立町10丁目150番地	
御作児童遊園	豊田市御作町西川966番地121	○
御作東部児童遊園	豊田市御作町日沢620番地9	○
緑ケ丘児童遊園	豊田市緑ケ丘2丁目36番地	
宮口児童遊園	豊田市宮口町1丁目92番地1	○
宮町児童遊園	豊田市宮町5丁目13番地3	
森町児童遊園	豊田市森町6丁目122番地1	
山之手児童遊園	豊田市山之手6丁目75番地3	
吉原児童遊園	豊田市吉原町屋敷畠59番地	○
隣松寺児童遊園	豊田市幸町隣松寺254番地1	
若宮児童遊園	豊田市若宮町2丁目17番地	○

市民仮置場候補地一覧表

(3)豊田市ちびっこ広場)(1/6)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
青木ちびっこ広場	豊田市青木町5丁目18番地41	
青木団地北ちびっこ広場	豊田市青木町5丁目10番地17	
青木団地東ちびっこ広場	豊田市青木町2丁目57番地83	
青木団地南ちびっこ広場	豊田市青木町1丁目74番地1	
青木町第1ちびっこ広場	豊田市青木町1丁目31番地47	
青木町第2ちびっこ広場	豊田市青木町1丁目71番地5	
青木町第3ちびっこ広場	豊田市青木町4丁目35番地22	
青木町北ちびっこ広場	豊田市青木町1丁目25番地21	
青木町東ちびっこ広場	豊田市青木町1丁目28番地9	
青木町南ちびっこ広場	豊田市青木町5丁目16番地29	
青木原団地北ちびっこ広場	豊田市青木町1丁目29番地33	
青木原団地西ちびっこ広場	豊田市青木町2丁目61番地42	
青木原団地東ちびっこ広場	豊田市青木町2丁目97番地32	
青木原団地南ちびっこ広場	豊田市青木町2丁目8番地25	
秋葉台ちびっこ広場	豊田市秋葉町7丁目23番地22	
秋葉団地ちびっこ広場	豊田市秋葉町6丁目79番地34	
秋葉団地西ちびっこ広場	豊田市秋葉町7丁目10番地37	○
秋葉団地東ちびっこ広場	豊田市秋葉町8丁目21番地39	○
秋葉中央ちびっこ広場	豊田市秋葉町7丁目13番地125	
秋葉町南ちびっこ広場	豊田市秋葉町8丁目7番地59	○
秋葉東ちびっこ広場	豊田市秋葉町7丁目13番地60	
曙町ちびっこ広場	豊田市曙町5丁目12番地	○
朝日ケ丘ちびっこ広場	豊田市朝日ケ丘1丁目11番地6	○
朝日ケ丘3丁目ちびっこ広場	豊田市朝日ケ丘3丁目10番地24	
朝日ケ丘北ちびっこ広場	豊田市朝日ケ丘5丁目30番地19	
朝日団地南ちびっこ広場	豊田市朝日町6丁目6番地5	
朝日町北ちびっこ広場	豊田市朝日町4丁目3番地21	
朝日町中央ちびっこ広場	豊田市朝日町5丁目4番地3	
朝日町南ちびっこ広場	豊田市朝日町5丁目11番地18	
阿弥陀堂ちびっこ広場	豊田市畝部西町大垣内22番地2	
荒井ちびっこ広場	豊田市荒井町下原421番地22	
飯野大川ケ原ちびっこ広場	豊田市藤岡飯野町大川ケ原1167番地111	
飯野太田代東ちびっこ広場	豊田市藤岡飯野町太田代1134番地58	
飯野田ノ平ちびっこ広場	豊田市藤岡飯野町田ノ平28番地17	
飯野二反田東ちびっこ広場	豊田市藤岡飯野町二反田465番地10	
生駒町ちびっこ広場	豊田市生駒町宝92番地	
石畳坂下西ちびっこ広場	豊田市石畳町坂下253番地199	
石野町ちびっこ広場	豊田市石野町下谷下136番地1	
泉町西ちびっこ広場	豊田市泉町山田198番地62	
泉町東ちびっこ広場	豊田市泉町3丁目2番地117	
五ケ丘第1ちびっこ広場	豊田市五ケ丘2丁目12番地	
五ケ丘第2ちびっこ広場	豊田市五ケ丘3丁目19番地	
五ケ丘第3ちびっこ広場	豊田市五ケ丘7丁目6番地	
井上団地ちびっこ広場	豊田市井上町8丁目16番地8	○
井上団地西ちびっこ広場	豊田市井上町11丁目1番地70	○
井上団地東ちびっこ広場	豊田市井上町2丁目112番地42	○
井上町ちびっこ広場	豊田市井上町12丁目125番地21	○
井上町中央ちびっこ広場	豊田市井上町6丁目31番地3	○
井上町2丁目ちびっこ広場	豊田市井上町2丁目84番地62	○
井上町6丁目ちびっこ広場	豊田市井上町6丁目68番地	○
井上町6丁目第2ちびっこ広場	豊田市井上町6丁目51番地8	○
井上町8丁目ちびっこ広場	豊田市井上町8丁目8番地32	○
井上南ちびっこ広場	豊田市井上町12丁目150番地47	○
伊保町ちびっこ広場	豊田市伊保町上北野36番地	
伊保町向山ちびっこ広場	豊田市伊保町向山25番地5	
伊保原第1ちびっこ広場	豊田市浄水町南平187番地302	
伊保原第3ちびっこ広場	豊田市大清水町南岬1番地426	
伊保原第4ちびっこ広場	豊田市大清水町南岬1番地439	
伊保原団地ちびっこ広場	豊田市逢妻町3丁目1番地63	○
今ちびっこ広場	豊田市今町3丁目19番地17	
今町1丁目ちびっこ広場	豊田市今町1丁目75番地4	
今町7丁目ちびっこ広場	豊田市今町7丁目50番地6	
今町北ちびっこ広場	豊田市今町3丁目4番地34	
今町西ちびっこ広場	豊田市今町6丁目15番地4	
岩倉町第1ちびっこ広場	豊田市岩倉町柿田76番地6	
岩倉町第2ちびっこ広場	豊田市岩倉町柿田1番地67	
岩倉町第3ちびっこ広場	豊田市岩倉町柿田1番地3	
岩倉町第4ちびっこ広場	豊田市岩倉町馬場1番地36	
岩倉町第5ちびっこ広場	豊田市岩倉町平古36番地15	
岩倉西ちびっこ広場	豊田市岩倉町上室45番地2	
岩滝団地西ちびっこ広場	豊田市岩滝町滝坂416番地82	○
岩滝団地東ちびっこ広場	豊田市岩滝町滝坂416番地106	
岩滝町菅生ちびっこ広場	豊田市岩滝町菅生260番地41	
鵜ケ瀬ちびっこ広場	豊田市鵜ケ瀬町荒井15番地	○
鵜ケ瀬第2ちびっこ広場	豊田市鵜ケ瀬町渡瀬25番地13	

市民仮置場候補地一覧表

(3)豊田市ちびっこ広場)(2/6)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
鵜ケ瀬町沢ちびっこ広場	豊田市鵜ケ瀬町沢4番地7	
梅ケ根団地西ちびっこ広場	豊田市泉町梅ケ根242番地73	
梅ケ根団地東ちびっこ広場	豊田市泉町梅ケ根242番地55	
上原ちびっこ広場	豊田市上原町上原107番地20	
上原南ちびっこ広場	豊田市京町6丁目3番地4	
永覚町ちびっこ広場	豊田市永覚町上長根35番地7	
大内町ちびっこ広場	豊田市大内町庄屋敷33番地3	
おおくら台公園	豊田市大蔵町久上17番地34	
大島町ちびっこ広場	豊田市大島町元の山26番地54	○
大島町第2ちびっこ広場	豊田市大島町元の山22番地15	
大清水ちびっこ広場	豊田市大清水町原山12番地29	
大清水第2ちびっこ広場	豊田市大清水町原山11番地9	
大清水第3ちびっこ広場	豊田市大清水町原山11番地55	
大畑町ちびっこ広場	豊田市大畑町寺ケ洞183番地1	
大林1丁目ちびっこ広場	豊田市大林町1丁目6番地55	
大林西ちびっこ広場	豊田市大林町1丁目8番地45	
小川町ちびっこ広場	豊田市小川町6丁目16番地	
鴛鴨団地ちびっこ広場	豊田市鴛鴨町上大峪6番地42	
乙部ちびっこ広場	豊田市乙部町前田234番地1	
折平上赤土西ちびっこ広場	豊田市折平町上赤土545番地8	
折平上赤土東ちびっこ広場	豊田市折平町上赤土545番地44	
折平西屋敷東ちびっこ広場	豊田市折平町西屋敷555番地36	
貝津町ちびっこ広場	豊田市貝津町柚木45番地	
柿本ちびっこ広場	豊田市柿本町7丁目21番地15	
柿本第1ちびっこ広場	豊田市柿本町2丁目7番地8	
柿本第2ちびっこ広場	豊田市柿本町2丁目7番地5	
柿本第2ちびっこ広場	豊田市柿本町2丁目7番地5	
柿本第3ちびっこ広場	豊田市本地町4丁目61番地1	
柿本町西ちびっこ広場	豊田市柿本町6丁目25番地46	
柿本町東ちびっこ広場	豊田市柿本町5丁目6番地12	
和会ちびっこ広場	豊田市和会町西郷82番地1	
桂野町ちびっこ広場	豊田市桂野町垣内田26番地	○
加納ちびっこ広場	豊田市加納町下大坪1番地	
神池台団地中央ちびっこ広場	豊田市神池町2丁目1236番地175	
神池台団地西ちびっこ広場	豊田市神池町2丁目1236番地131	
神池団地ちびっこ広場	豊田市神池町2丁目1236番地575	
上丘団地ちびっこ広場	豊田市上丘町定林6番地9	
上丘町ちびっこ広場	豊田市上丘町甲中才1番地	
上外根ちびっこ広場	豊田市若林東町上外根63番地6	
上外根北ちびっこ広場	豊田市若林東町上外根63番地33	○
上渡合石ノ堂ちびっこ広場	豊田市上渡合町石ノ堂336番地16	
上渡合萩平北ちびっこ広場	豊田市上渡合町萩平315番地45	
亀首ちびっこ広場	豊田市亀首町雁ケ根31番地129	
亀首町第2ちびっこ広場	豊田市亀首町札掛9番地	
亀首団地第1ちびっこ広場	豊田市亀首町八ツ口洞649番地	
亀首団地第2ちびっこ広場	豊田市亀首町八ツ口洞650番地	
亀首団地第3ちびっこ広場	豊田市亀首町八ツ口洞651番地	
亀首団地第4ちびっこ広場	豊田市亀首町八ツ口洞652番地	
亀首団地第5ちびっこ広場	豊田市亀首町八ツ口洞653番地	
加茂川町ちびっこ広場	豊田市加茂川町本郷9番地3	○
河合団地ちびっこ広場	豊田市河合町3丁目22番地36	
川田団地北ちびっこ広場	豊田市畝部西町柳原1番地64	○
川田団地中央ちびっこ広場	豊田市畝部東町川田1番地77	○
川田団地三角ちびっこ広場	豊田市畝部東町川田61番地102	○
木瀬荒田西ちびっこ広場	豊田市木瀬町荒田831番地37	
木瀬荒田東ちびっこ広場	豊田市木瀬町荒田830番地13	
木瀬郷戸ちびっこ広場	豊田市木瀬町郷戸1108番地3	
北一色藤ノ木ちびっこ広場	豊田市北一色町藤ノ木880番地1	
北一色向イ平北ちびっこ広場	豊田市北一色町向イ平328番地4	
北一色向イ平南ちびっこ広場	豊田市北一色町向イ平328番地10	
喜多町ちびっこ広場	豊田市喜多町3丁目11番地	
京ケ峰団地ちびっこ広場	豊田市京ケ峰2丁目1番地234	○
京町ちびっこ広場	豊田市京町3丁目112番地	○
九久平ちびっこ広場	豊田市九久平町築場30番地	
九久平団地ちびっこ広場	豊田市九久平町堂ノ根101番地	
国附町ちびっこ広場	豊田市国附町椀子155番地	
幸海町ちびっこ広場	豊田市幸海町池杁2番地	
小坂町3丁目ちびっこ広場	豊田市小坂町3丁目5番地2	
小坂町杉の子ちびっこ広場	豊田市小坂町7丁目16番地9	
小坂本町3丁目ちびっこ広場	豊田市小坂本町3丁目125番地2	
越戸町ちびっこ広場	豊田市越戸町梅盛74番地28	
古瀬間団地北ちびっこ広場	豊田市古瀬間町鳥ケ峯371番地5	
古瀬間団地西ちびっこ広場	豊田市古瀬間町坂能瀬114番地35	
古瀬間団地東ちびっこ広場	豊田市古瀬間町鳥ケ峯371番地144	
古瀬間団地南ちびっこ広場	豊田市古瀬間町坂能瀬114番地152	

市民仮置場候補地一覧表

(3)豊田市ちびっこ広場)(3/6)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
寿町南ちびっこ広場	豊田市寿町8丁目65番地2	
駒場町鯏尾ちびっこ広場	豊田市駒場町鯏尾1番地20	○
駒場町田戸ちびっこ広場	豊田市駒場町田戸51番地46	
駒場町東ちびっこ広場	豊田市駒場町東9番地2	
挙母町ちびっこ広場	豊田市挙母町5丁目1番地	
幸町ちびっこ広場	豊田市幸町宮浦41番地	
栄団地ちびっこ広場	豊田市栄町4丁目5番地26	○
栄町北ちびっこ広場	豊田市栄町2丁目18番地1	○
栄町南ちびっこ広場	豊田市栄町4丁目30番地	
幸穂台1丁目ちびっこ広場	豊田市幸穂台1丁目2番地	
幸穂台4丁目ちびっこ広場	豊田市幸穂台4丁目4番地	
さつき第1ちびっこ広場	豊田市吉原町長田13番地84	
さつき第2ちびっこ広場	豊田市中根町小根崎4番地68	
さつき第3ちびっこ広場	豊田市花園町一本木11番地52	
さつき第4ちびっこ広場	豊田市花園町一本木11番地14	
さつき第5ちびっこ広場	豊田市花園町一本木1番地29	
猿投ちびっこ広場	豊田市猿投町神郷下8番地	○
三軒町ちびっこ広場	豊田市三軒町2丁目40番地4	○
汐見町ちびっこ広場	豊田市汐見町2丁目24番地28	○
志賀ちびっこ広場	豊田市志賀町前田370番地	
志賀団地ちびっこ広場	豊田市志賀町香九礼1番地500	○
志賀町ちびっこ広場	豊田市志賀町香九礼1番地444	
志賀町花柄ちびっこ広場	豊田市志賀町花柄1004番地5	
四郷ちびっこ広場	豊田市四郷町天道9番地1	○
枝下町ちびっこ広場	豊田市枝下町平岩29番地1	
清水団地西ちびっこ広場	豊田市清水町7丁目11番地16	○
清水団地南ちびっこ広場	豊田市清水町6丁目1番地93	○
下林団地ちびっこ広場	豊田市下林町4丁目92番地3	
下林団地南ちびっこ広場	豊田市下林町3丁目11番地4	
下林町1丁目ちびっこ広場	豊田市下林町1丁目3番地7	
新田ちびっこ広場	豊田市花園町新田15番地6	
新町2丁目ちびっこ広場	豊田市新町2丁目30番地11	
新町3丁目ちびっこ広場	豊田市新町3丁目80番地	
神明社ちびっこ広場	豊田市西岡町裏畑3番地1	○
水源2丁目西ちびっこ広場	豊田市水源町2丁目22番地58	○
水源2丁目東ちびっこ広場	豊田市水源町2丁目50番地24	○
水源3丁目ちびっこ広場	豊田市水源町3丁目1番地61	○
水源4丁目北ちびっこ広場	豊田市水源町4丁目3番地31	
水源4丁目西ちびっこ広場	豊田市水源町4丁目1番地36	
水源4丁目東ちびっこ広場	豊田市水源町4丁目39番地47	○
水源4丁目南ちびっこ広場	豊田市水源町4丁目1番地23	○
水源5丁目北ちびっこ広場	豊田市水源町5丁目31番地14	
水源5丁目西ちびっこ広場	豊田市水源町5丁目1番地28	○
水源5丁目南ちびっこ広場	豊田市水源町5丁目49番地8	○
水源6丁目ちびっこ広場	豊田市水源町6丁目1番地55	○
須渕ちびっこ広場	豊田市須渕町中ノ切753番地3	
住吉町ちびっこ広場	豊田市住吉町前邸119番地10	
聖心北ちびっこ広場	豊田市聖心町4丁目11番地68	○
聖心町ちびっこ広場	豊田市聖心町3丁目86番地23	
聖心町4丁目ちびっこ広場	豊田市聖心町4丁目12番地35	
聖心西ちびっこ広場	豊田市聖心町2丁目24番地8	
聖心東ちびっこ広場	豊田市聖心町4丁目44番地34	
千足団地北ちびっこ広場	豊田市千足町比丘尻953番地15	
千足団地中央ちびっこ広場	豊田市千足町神明堂984番地190	○
千足団地西ちびっこ広場	豊田市千足町比丘尻953番地42	○
千足団地東ちびっこ広場	豊田市千足町神明堂984番地191	
高橋町7丁目ちびっこ広場	豊田市高橋町7丁目8番地6	
高原高架橋ちびっこ広場	豊田市高原町1丁目1番地25	
高原町7丁目ちびっこ広場	豊田市高原町7丁目13番地3	
高美西ちびっこ広場	豊田市高美町1丁目1番地	○
高美東ちびっこ広場	豊田市高美町7丁目45番地	○
竹ちびっこ広場	豊田市竹町宮下38番地	
竹下ちびっこ広場	豊田市竹元町清水ノ上9番地1	○
竹元町北ちびっこ広場	豊田市竹元町南嶋175番地7	○
竹元町西ちびっこ広場	豊田市竹元町二ツ池6番地8	
竹元東ちびっこ広場	豊田市竹元町外田176番地	○
田中町ちびっこ広場	豊田市田中町5丁目4番地9	
田中町4丁目ちびっこ広場	豊田市田中町4丁目41番地26	
田中町5丁目ちびっこ広場	豊田市田中町5丁目36番地42	
田中町西ちびっこ広場	豊田市田中町5丁目3番地5	
田中町東ちびっこ広場	豊田市田中町4丁目1番地61	
棚田ちびっこ広場	豊田市若林東町棚田30番地40	○
棚田西ちびっこ広場	豊田市若林東町棚田1番地1	
狸山ちびっこ広場	豊田市若林東町三和75番地	
田籾ちびっこ広場	豊田市田籾町鎌切9番地	

市民仮置場候補地一覧表

(3)豊田市ちびっこ広場)(4/6)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
茶屋間ちびっこ広場	豊田市若林西町茶屋間20番地30	
土橋町5丁目ちびっこ広場	豊田市土橋町5丁目14番地23	
堤町ちびっこ広場	豊田市堤町宮畔11番地3	
堤町下町ちびっこ広場	豊田市堤町下町74番地	
堤町上町ちびっこ広場	豊田市堤町上町10番地3	
堤町平松ちびっこ広場	豊田市堤町平松44番地2	
堤本町ちびっこ広場	豊田市堤本町新池2番地	
寺部ちびっこ広場	豊田市社町1番地	
寺部町5丁目第1ちびっこ広場	豊田市寺部町5丁目1番地44	
寺部町5丁目第2ちびっこ広場	豊田市寺部町5丁目1番地54	
寺部町北ちびっこ広場	豊田市寺部町1丁目92番地	
寺部西ちびっこ広場	豊田市寺部町4丁目62番地	
手呂団地ちびっこ広場	豊田市手呂町樋田327番地1	
天道団地西ちびっこ広場	豊田市四郷町天道99番地186	○
天道団地東ちびっこ広場	豊田市四郷町天道99番地185	○
天道団地南ちびっこ広場	豊田市四郷町天道46番地61	○
天道北ちびっこ広場	豊田市四郷町山畑139番地13	○
天道西ちびっこ広場	豊田市四郷町山畑1番地1	
天道南ちびっこ広場	豊田市四郷町天道89番地67	○
天王ちびっこ広場	豊田市天王町5丁目105番地1	○
天王団地ちびっこ広場	豊田市久岡町5丁目20番地12	
洞泉寺ちびっこ広場	豊田市小坂町3丁目28番地13	
百々ちびっこ広場	豊田市百々町3丁目82番地2	
百々第1ちびっこ広場	豊田市百々町8丁目32番地41	
百々第2ちびっこ広場	豊田市百々町8丁目32番地185	
百々8丁目ちびっこ広場	豊田市百々町8丁目65番地6	
渡刈団地ちびっこ広場	豊田市渡刈町下細畔3番地77	
渡刈町ちびっこ広場	豊田市渡刈町北田62番地2	○
渡刈町川田ちびっこ広場	豊田市渡刈町川田47番地6	
中垣内第1ちびっこ広場	豊田市中垣内町百々68番地	
中和会ちびっこ広場	豊田市和会町岩谷45番地6	
中切ちびっこ広場	豊田市畝部東町長乱43番地	
中越戸ちびっこ広場	豊田市越戸町松葉44番地4	
長沢町ちびっこ広場	豊田市長沢町冷畑29番地1	
中田ちびっこ広場	豊田市中田町高砂53番地16	
中田団地ちびっこ広場	豊田市中田町日進2番地84	
中根団地北ちびっこ広場	豊田市中根町西山8番地248	○
中根団地中ちびっこ広場	豊田市中根町西山8番地90	
中根団地南ちびっこ広場	豊田市中根町西山8番地247	
中根町西ちびっこ広場	豊田市中根町西山117番地6	○
中根町南ちびっこ広場	豊田市中根町小訳172番地24	○
鍋田町ちびっこ広場	豊田市鍋田町丸山21番地	
西田町ちびっこ広場	豊田市西田町本通24番地7	
西中山荒子北ちびっこ広場	豊田市西中山町荒子1番地35	
西中山後田ちびっこ広場	豊田市西中山町後田99番地24	
西中山猿田ちびっこ広場	豊田市西中山町猿田61番地23	
西中山猿田西ちびっこ広場	豊田市西中山町猿田40番地28	
西中山猿田北ちびっこ広場	豊田市西中山町猿田15番地112	
西中山猿田北第2ちびっこ広場	豊田市西中山町猿田14番地93	
西中山中清田ちびっこ広場	豊田市西中山町中清田55番地45	
西中山又吉洞ちびっこ広場	豊田市西中山町又吉洞1番地65	
西広瀬ちびっこ広場	豊田市西広瀬町市場252番地6	
西山町3丁目ちびっこ広場	豊田市西山町3丁目30番地83	
野見山北ちびっこ広場	豊田市野見山町3丁目21番地19	
野見山町ちびっこ広場	豊田市野見山町2丁目18番地49	
野見山東ちびっこ広場	豊田市野見山町3丁目27番地194	
配津町ちびっこ広場	豊田市配津町蔵前51番地	
花園桜団地ちびっこ広場	豊田市花園町桜2番地	
花園台ちびっこ広場	豊田市花園町花園台1番地6	
花園団地北ちびっこ広場	豊田市花園町馬捨79番地	
花園団地中央ちびっこ広場	豊田市花園町塩倉11番地3	
花園団地西ちびっこ広場	豊田市花園町新田64番地32	
花園団地東ちびっこ広場	豊田市花園町若石山13番地30	
花園団地南ちびっこ広場	豊田市花園町小松原145番地	
花園前田ちびっこ広場	豊田市花園町前田14番地4	
花園若石山ちびっこ広場	豊田市花園町若石山41番地34	
花本ちびっこ広場	豊田市花本町宇津木105番地	
花本第2ちびっこ広場	豊田市花本町青木3番地43	
林添ちびっこ広場	豊田市林添町井ノ向57番地1	
林添町上三五田和ちびっこ広場	豊田市林添町上三五田和10番地40	
東渡合町第1ちびっこ広場	豊田市東渡合町東田面1番地9	
東渡合町第2ちびっこ広場	豊田市東渡合町根畑21番地5	
東広瀬上切ちびっこ広場	豊田市東広瀬町田広4番地	
東広瀬下切ちびっこ広場	豊田市東広瀬町蔵屋敷2番地1	○
東広瀬団地西ちびっこ広場	豊田市東広瀬町極楽14番地42	

市民仮置場候補地一覧表

(3)豊田市ちびっこ広場)(5/6)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
東広瀬団地東ちびっこ広場	豊田市東広瀬町大根11番地49	
東保見町山洞ちびっこ広場	豊田市東保見町山洞357番地21	
東山第1ちびっこ広場	豊田市東山町4丁目1132番地120	
東山第2ちびっこ広場	豊田市東山町4丁目1117番地	
東山第3ちびっこ広場	豊田市東山町2丁目1072番地33	
東山第4ちびっこ広場	豊田市東山町2丁目1555番地70	
日之出町ちびっこ広場	豊田市日之出町2丁目9番地7	○
平井ちびっこ広場	豊田市平井町8丁目34番地	
平戸橋永和ちびっこ広場	豊田市平戸橋町永和74番地19	
平戸橋団地ちびっこ広場	豊田市平戸橋町波岩60番地22	
平戸橋西ちびっこ広場	豊田市平戸橋町永和63番地4	○
平山町ちびっこ広場	豊田市平山町5丁目26番地1	○
平山町北ちびっこ広場	豊田市平山町1丁目8番地130	
深見岩花北ちびっこ広場	豊田市深見町岩花1069番地126	○
深見岩花南ちびっこ広場	豊田市深見町岩花1069番地142	○
深見小畑北ちびっこ広場	豊田市深見町小畑964番地75	
深見小畑南ちびっこ広場	豊田市深見町小畑964番地71	
深見才田ちびっこ広場	豊田市深見町才田427番地37	
深見常楽北ちびっこ広場	豊田市深見町常楽997番地204	
深見常楽南ちびっこ広場	豊田市深見町常楽997番地214	
深見四反田ちびっこ広場	豊田市深見町四反田1033番地145	○
深見鳥目ちびっこ広場	豊田市深見町鳥目1026番地64	
福受町ちびっこ広場	豊田市福受町中ノ切141番地	
藤岡ニューハイツ中ちびっこ広場	豊田市西中山町十七屋4番地294	
藤岡ニューハイツ西ちびっこ広場	豊田市西中山町十七屋4番地26	
扶桑ちびっこ広場	豊田市扶桑町4丁目30番地1	
双美ケ丘団地ちびっこ広場	豊田市双美町2丁目51番地	
双美ケ丘団地北ちびっこ広場	豊田市双美町1丁目1番地	
平和町3丁目ちびっこ広場	豊田市平和町3丁目8番地6	
豊栄町東ちびっこ広場	豊田市豊栄町3丁目112番地6	
豊栄町南ちびっこ広場	豊田市豊栄町3丁目131番地1	
法眼団地ちびっこ広場	豊田市野見町12丁目65番地1	
法沢団地ちびっこ広場	豊田市矢並町法沢688番地61	○
宝来団地ちびっこ広場	豊田市宝来町4丁目758番地106	○
宝来団地西ちびっこ広場	豊田市宝来町4丁目755番地4	
宝来団地東ちびっこ広場	豊田市宝来町4丁目755番地99	
星ケ丘ちびっこ広場	豊田市大島町星ケ丘1番地72	
穂積町ちびっこ広場	豊田市穂積町吉作43番地2	○
保見町ちびっこ広場	豊田市保見町井ノ口73番地	○
本新町ちびっこ広場	豊田市本新町6丁目1番地1	
本新町北ちびっこ広場	豊田市本新町2丁目9番地8	
本田町ちびっこ広場	豊田市本田町本田30番地	○
本田町北ノ脇ちびっこ広場	豊田市本田町北ノ脇53番地1	
本地町東ちびっこ広場	豊田市本地町3丁目58番地8	
本町南部ちびっこ広場	豊田市本町石根144番地	○
前林ちびっこ広場	豊田市高丘新町春日81番地	
前林団地ちびっこ広場	豊田市前林町隅田12番地27	
前林東ちびっこ広場	豊田市前林町桜田108番地	○
前山町ちびっこ広場	豊田市前山町3丁目9番地10	
前山町第2ちびっこ広場	豊田市前山町3丁目11番地5	
桝塚西町ちびっこ広場	豊田市桝塚西町南山97番地1	
松平志賀町ちびっこ広場	豊田市松平志賀町トイタ7番地1	
松平志賀町第2ちびっこ広場	豊田市松平志賀町コゼ14番地29	
松平団地北ちびっこ広場	豊田市松平志賀町マゴイチ10番地16	
松平団地南ちびっこ広場	豊田市巴町細畑4番地10	
松平町ちびっこ広場	豊田市松平町神田14番地2	
丸山町ちびっこ広場	豊田市丸山町6丁目24番地1	
御立町東ちびっこ広場	豊田市御立町5丁目34番地	
御作町ちびっこ広場	豊田市御作町紙屋下940番地10	
緑ケ丘西ちびっこ広場	豊田市緑ケ丘5丁目6番地14	
御船町第1ちびっこ広場	豊田市御船町奥山畑7番地54	
御船町第2ちびっこ広場	豊田市御船町奥山畑7番地60	
御船町第3ちびっこ広場	豊田市御船町登り22番地2	
宮間団地北ちびっこ広場	豊田市若林東町宮間70番地4	○
宮間団地東ちびっこ広場	豊田市若林東町宮間44番地41	
宮間団地南ちびっこ広場	豊田市若林東町宮間64番地4	
宮上団地ちびっこ広場	豊田市宮上町3丁目8番地23	○
宮上団地西ちびっこ広場	豊田市宮上町2丁目106番地52	○
宮上町ちびっこ広場	豊田市宮上町7丁目138番地	○
宮口団地ちびっこ広場	豊田市宮口町2丁目2番地10	
宮町第1ちびっこ広場	豊田市宮町4丁目8番地29	
美和町3丁目ちびっこ広場	豊田市美和町3丁目3番地120	
向山団地北ちびっこ広場	豊田市伊保町向山66番地61	○
向山団地南ちびっこ広場	豊田市伊保町向山73番地4	○
宗定ちびっこ広場	豊田市畝部東町堀ノ内117番地1	

市民仮置場候補地一覧表

(3)豊田市ちびっこ広場)(6/6)

名称	位置	自治区 自主避難場所 (H27)
室町ちびっこ広場	豊田市室町1丁目1番地2	
明和団地ちびっこ広場	豊田市明和町2丁目61番地69	
明和町第1ちびっこ広場	豊田市明和町6丁目50番地8	
明和町第2ちびっこ広場	豊田市明和町4丁目5番地35	
明和町第4ちびっこ広場	豊田市明和町4丁目7番地26	
明和町西ちびっこ広場	豊田市明和町2丁目32番地29	
明和町東ちびっこ広場	豊田市河合町3丁目39番地14	
明和町南ちびっこ広場	豊田市明和町6丁目2番地6	
山中町ちびっこ広場	豊田市山中町日陰364番地	
矢並町ちびっこ広場	豊田市矢並町香沢187番地1	○
横山団地ちびっこ広場	豊田市横山町4丁目26番地32	
横山団地南ちびっこ広場	豊田市横山町4丁目38番地39	
吉原町東ちびっこ広場	豊田市吉原町平池104番地1	○
吉原町平池ちびっこ広場	豊田市吉原町平池124番地14	○
竜神西ちびっこ広場	豊田市竜神町寺池1番地60	
竜神東ちびっこ広場	豊田市竜神町寺池1番地115	
若草町ちびっこ広場	豊田市若草町1丁目8番地40	
若林石根ちびっこ広場	豊田市若林東町石根30番地34	○
若林上ノ田ちびっこ広場	豊田市若林東町上ノ田37番地56	
若林新屋敷ちびっこ広場	豊田市若林東町新屋敷15番地4	○
若林第1ちびっこ広場	豊田市若林東町宮間22番地9	
若林高根下ちびっこ広場	豊田市若林東町高根下51番地5	
若林塚本ちびっこ広場	豊田市若林西町塚本125番地6	
若林東町ちびっこ広場	豊田市若林東町上ノ田3番地27	
若林宮間ちびっこ広場	豊田市若林東町宮間85番地25	○
若林宮間ちびっこ広場	豊田市若林東町宮間85番地25	○
若宮町2丁目ちびっこ広場	豊田市若宮町2丁目12番地	
脇ノ田北ちびっこ広場	豊田市花園町脇ノ田7番地24	
脇ノ田南ちびっこ広場	豊田市花園町脇ノ田17番地25	

No.	地区	施設名	有効面積（m2）	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27年度）	洪水の影響	土砂災害の影響	緯度	経度
1	高岡	豊田地域文化広場 （グラウンド、テニスコート）	13,000	豊田市西田町けやき1	生涯学習課	◎		有	無	35.025241	137.12325
2	猿投	猿投棒の手ふれあい広場 （グラウンド、テニスコート）	11,000	豊田市猿投町別所23-1	愛知県資源循環推進課	◎	○	無	無	35.176563	137.18292
3	小原	小原ふれあい公園 （グラウンド）	10,000	豊田市小原町孫八5456	小原支所	◎		無	無	35.229586	137.2838
4	足助	足助バイパス越田和残土処分場	45,075	豊田市富岡町度合他	足助支所	◎		無	無	35.15011	137.32467
5	旭	旭高原自然活用村	3,000	豊田市余平町梶呂畑51-1	旭支所	◎		無	無	35.213213	137.39501
6	下山	愛知県総合射撃場	20,000	豊田市宇連野町ウネ畑12-95	県（教育：体育スポーツ課）	◎		無	有 土石流危険渓流による危険区域 ・渓流名（渓流番号）：北畑沢（Y-24-B9）の一部	35.056268	137.42587
7	稲武	稲武シシナド運動公園	3,200	豊田市川手町ヒロミ2番地	国（国土交通省） 管理者：公園課	◎		無	無	35.245478	137.46602
－	小計		105,275								
8	高橋	豊田スタジアム （芝生広場、南駐車場）	28,000	豊田市千石町7-2	スポーツ課	○		無	無	35.086317	137.17194
9	上郷	柳川瀬公園 （グラウンド）	16,000	豊田市畝部東町柳川瀬1-1	スポーツ課	○		有	無	34.996181	137.14845
10	高岡	高岡運動広場 （グラウンド、テニスコート）	9,200	豊田市高岡町秋葉山10	高岡支所	○	○	無	無	35.037383	137.08373
11	高岡	高岡公園 （グラウンド、多目的広場）	32,000	豊田市中田町川向63	スポーツ課	○		有	無	35.028873	137.06054
12	小原	緑の公園	15,000	豊田市市場町陣出879	小原支所	○		無	無	35.232391	137.29633
13	小原	豊田市生涯学習センター 小原交流館（駐車場）	3,000	豊田市永太郎町落681	小原支所	○		無	無	35.239027	137.29754
14	下山	下山運動場 （多目的運動場）	5,565	豊田市大沼町舟橋28-1	下山支所	○		無	有 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の指定 ・区域の名称（区域番号）：大官屋敷-1（211-K-1770）の一部 ・区域の名称（区域番号）：船橋-1（211-K-128）の一部	35.039542	137.31577
15	下山	下山運動場 （テニスコート）	1,529	豊田市大沼町舟橋28-1	下山支所	○		無	有 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の指定 ・区域の名称（区域番号）：船橋-1（211-K-128）の一部	35.040355	137.31576
16	下山	残土処理場	5,000	豊田市大桑町コンデ嶋13-14	下山支所	○		無	無	35.042696	137.38158
17	稲武	稲武夏焼グラウンド	7,000	豊田市夏焼町クルミサワ131	稲武支所 ／個人2名	○		無	有 地すべり危険箇所 ・箇所名（箇所番号）：夏焼（29） 土砂災害警戒区域等（土石流）の指定 ・区域の名称（区域番号）：名倉川第9支川（211-D-1113）の一部	35.218518	137.51703
－	小計		122,294								
18	挙母	逢妻運動広場 （グラウンド）	7,800	豊田市西新町6-133	スポーツ課			有	無	35.081043	137.11414
19	猿投	保見南山ふれあい広場 （グラウンド）	8,600	豊田市保見町四ツ足141-2	公園課		○	無	無	35.130367	137.13216
20	稲武	野入広場 （広場）	10,000	豊田市野入町姥ガ洞24-49他	野入財産区			無	有 土石流危険渓流による危険区域 ・渓流名（渓流番号）：下平沢（Y-11-B14）の一部	35.232104	137.53526
－	小計		26,400								
21	藤岡	深見町資源保管庫 （資源等一時保管場所）	5,000	豊田市深見町岩花1067-1	清掃施設課			無	無	35.18008	137.20043
22	猿投	公益財団法人豊田加茂整備公社 （元中間処理施設、埋立処分場）	30,000	豊田市御船町山ノ神56-8	ものづくり産業振興課			無	無	35.146219	137.20028
23	藤岡	グリーン・クリーンふじの丘 （第2期、第3期予定地）	14,700	豊田市藤岡飯野町大川ケ原1161-89	清掃施設課			無	有 土石流危険渓流による危険区域 ・渓流名（渓流番号）：真コモ沢（Y-5-B86）の一部 ・渓流名（渓流番号）：池下沢（Y-5-A22）の一部	35.186909	137.22167
24	猿投	緑のリサイクルセンター（ほ場）	5,800	豊田市枝下町下笹沢197	清掃施設課			無	無	35.148209	137.20563

No.	地区	施設名	有効面積（m2）	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27年度）	洪水の影響	土砂災害の影響	緯度	経度
25	挙母	梅坪中央公園	7,600	豊田市東梅坪町1-6	公園課		○	無	無	35.10535	137.16162
26	挙母	平芝坂の上公園	2,700	豊田市平芝町4-12	公園課			無	無	35.099122	137.1543
27	挙母	千足町ふれあい広場	5,000	豊田市千足町1-1-7	公園課		○	無	無	35.084159	137.10687
28	挙母	山ノ手公園	8,000	豊田市山之手7-45-1	公園課		○	無	無	35.054657	137.14307
29	挙母	深田公園	9,000	豊田市深田町4-28	公園課		○	無	無	35.066092	137.12075
30	挙母	丸山公園	11,600	豊田市丸山町5-13	公園課（テニス場：スポーツ課）		○	無	無	35.063172	137.14837
31	高橋	扶桑公園	6,400	豊田市扶桑町5-73	公園課			有	無	35.109037	137.19377
32	高橋	東山町ふれあい広場	4,300	豊田市東山町4-1117-181	公園課		○	無	無	35.087938	137.19271
33	高橋	豊田市鞍ケ池公園 （プレイハウス周辺広場）	6,800	豊田市矢並町法沢713-24	公園課			無	無	35.097287	137.21647
34	高橋	五ケ丘運動広場	12,000	豊田市五ケ丘6-1	スポーツ課			無	無	35.061563	137.19775
35	高橋	加茂川公園	5,600	豊田市東山町3-1	公園課（管理：高橋支所）			無	無	35.088702	137.18667
36	高岡	鴻巣池公園（未開設）	7,400	豊田市大島町元の山	公園課			無	無	35.041173	137.05566
37	高岡	若林東公園	14,400	豊田市若林東町石根47	公園課		○	無	無	35.024003	137.09738
38	高岡	若林西公園	6,000	豊田市若林西町門田52	公園課		○	無	無	35.033123	137.09857
39	高岡	西岡町児童遊園 西岡町ふれあい広場	7,000	豊田市西岡町唐池84、85-1	公園課		○	無	無	35.048198	137.06113
40	高岡	前林ふれあい広場	5,800	豊田市高丘新町上平地3	公園課			有	無	35.029526	137.06308
41	猿投	豊田市運動公園 （ソフトボール場、南側広場）	7,200	豊田市高町東山134-7	スポーツ課			無	無	35.134305	137.1788
42	猿投	豊田市運動公園 （野球場）	12,500	豊田市高町東山40、54	スポーツ課			無	無	35.132239	137.18157
43	松平	幸穂台公園	6,500	豊田市幸穂台3-7	公園課		○	無	無	35.083523	137.23008
44	藤岡	豊田市藤岡総合グラウンド野球場	10,000	豊田市木瀬町徳万場826-5	藤岡支所			無	無	35.207112	137.22363
45	藤岡	大芝公園 全国育樹祭記念公園	18,500	豊田市西中山町下山田10他	愛知県			無	無	35.158105	137.1958
46	藤岡	愛知県緑化センター	14,000	豊田市西中山町猿田21-1	愛知県			無	無	35.158744	137.19262
－	小計		188,300								
－	合計		497,769								

4-11 支所管轄区域ごとのまとめ

支所管轄区域	挙母、高橋、上郷、高岡、猿投、松平、藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武

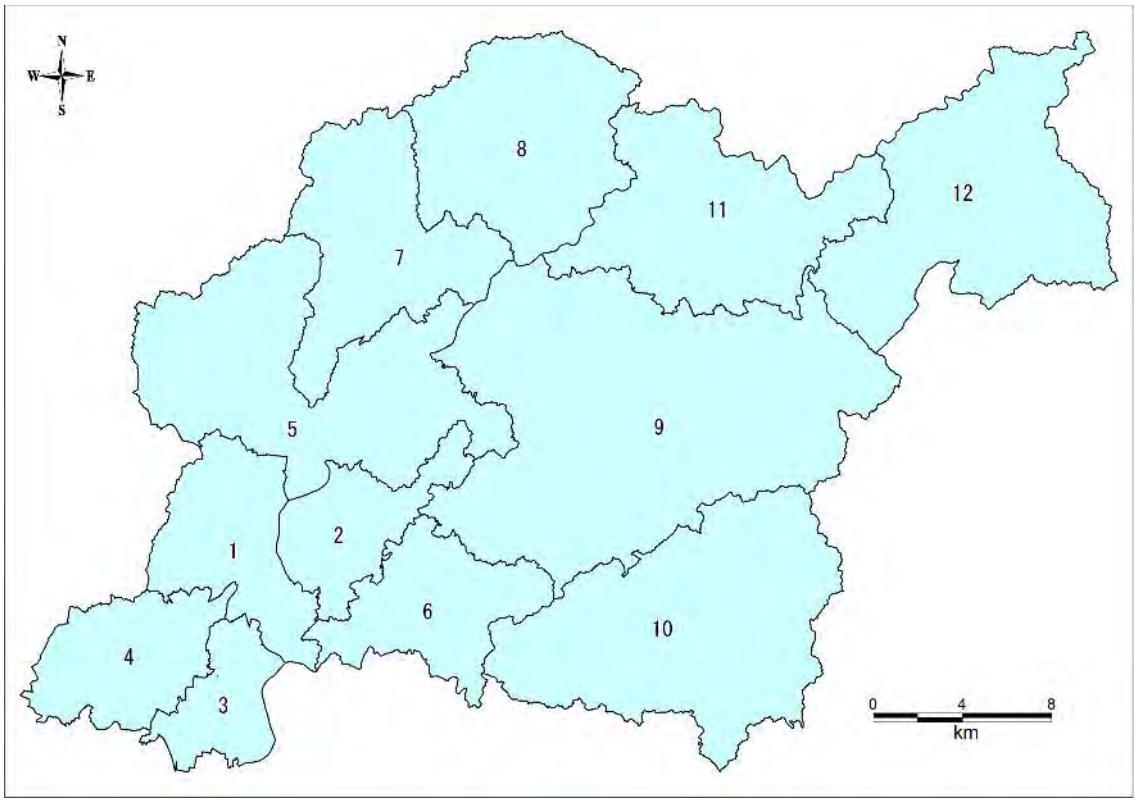

No.	支所管轄区域
1	挙母
2	高橋
3	上郷
4	高岡
5	猿投
6	松平
7	藤岡
8	小原
9	足助
10	下山
11	旭
12	稲武

図 4.11.1　災害廃棄物処理における支所管轄区域

(1) 挙母

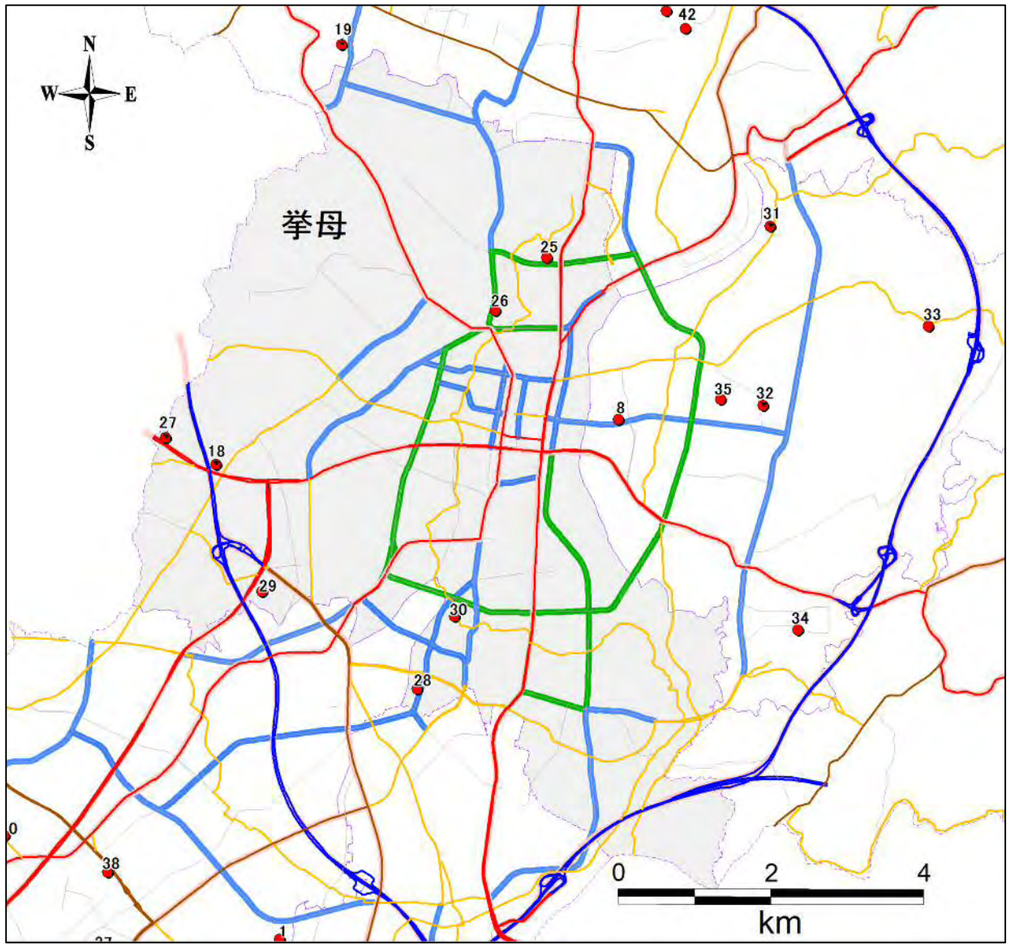

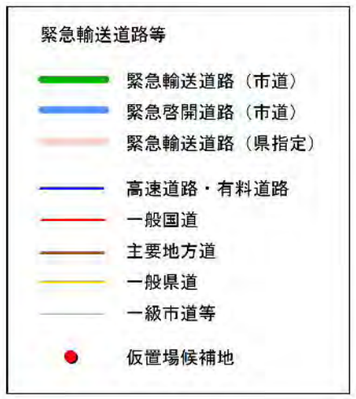

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	81,023	12,750	55,960	3,035	9,278
理論上最大想定モデル	180,058	24,733	116,503	6,663	32,159

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	32,300	3.23
理論上最大想定モデル	64,400	6.44

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
18	逢妻運動広場（グラウンド）	7,800	西新町 6-133	スポーツ課		○	有	無
25	梅坪中央公園	7,600	東梅坪町 1-6	公園課		○	有	無
26	平芝坂の上公園	2,700	平芝町 4-12	公園課			有	無
27	千足町ふれあい広場	5,000	千足町 1-1-7	公園課		○	有	無
28	山ノ手公園	8,000	山之手 7-45-1	公園課		○	有	無
29	深田公園	9,000	深田町 4-28	公園課		○	有	無
30	丸山公園	11,600	丸山町 5-13	公園課（テニス場:スポーツ課）		○	有	無

支所名	中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所(屋内施設) 設置場所（施設）	人員（人）	避難者数(人)※1 (1週間後) 小学校区	避難者数(人)※1 (1週間後) 避難所	避難所ごとのし尿収集需要量（L/3日）	災害用便槽 貯留量(m^3)	災害用便槽 貯留可能日数(日)	避難所における仮設トイレ必要基数(基)	災害用便槽設置予定	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 浄化槽世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 中学校区別世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り・浄化槽の世帯割合
挙母	101	崇化館	–	–	崇化館中学校(体育館)	490	–	802	4,089	7.45	5.5	0		32	495	11,552	5%
			2	挙母	挙母小学校(体育館)	430	1,314	704	3,588	7.45	6.2	0					
			8	元城	元城小学校(体育館)	370	595	605	3,087	7.45	7.2	0					
			10	朝日	朝日小学校(体育館)	430	906	704	3,588	4.02	3.4	0					
	102	朝日丘	–	–	朝日丘中学校(体育館)	490	–	1,023	5,219	7.45	4.3	0		81	703	11,976	7%
			1	雷子山	雷子山小学校(体育館)	430	1,173	898	4,580	3.17	2.1	10					
			3	梅川	梅川小学校(体育館)	300	940	627	3,195	5.07	4.8	0					
			12	衣丘	衣丘小学校(体育館)	300	1,061	627	3,195	5.07	4.8	0					
	103	豊南	–	–	豊南中学校(体育館)	490	–	1,119	5,706	7.45	3.9	0		31	775	11,901	7%
			5	前山	前山小学校(体育館)	430	1,572	982	5,007	7.45	4.5	0					
			6	山之手	山之手小学校(体育館)	430	1,455	982	5,007	7.45	4.5	0					
			11	平和	平和小学校(体育館)	300	740	685	3,493	5.07	4.4	0					
	105	梅坪台	–	–	梅坪台中学校(体育館)	490	–	771	3,934	0.00	0.0	27	H32	22	884	5,571	16%
			9	梅坪	梅坪小学校(体育館)	430	1,448	677	3,453	7.45	6.5	0					
	106	逢妻	–	–	逢妻中学校(体育館)	490	–	1,118	5,701	7.45	3.9	0		121	1,112	12,435	10%
			4	小渡水	小渡水小学校(体育館)	490	1,717	1,118	5,701	0.00	0.0	39	H30				
			7	衣山	衣山小学校(体育館)	430	1,500	981	5,003	7.45	4.5	0					
	128	浄水	–	–	浄水中学校	490	–	577	2,945	0.00	0.0	20	未定	3	506	5,870	9%
			42	浄水	浄水小学校(体育館)	300	877	354	1,803	3.03	5.0	0					
			44	浄水北	浄水北小学校	430	561	507	2,584	0.00	0.0	18	未定				
小計						8,440	15,859	15,859	80,879	99.93	–	114		290	4,475	59,305	8%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	14.3
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	10.6

(2) 高橋

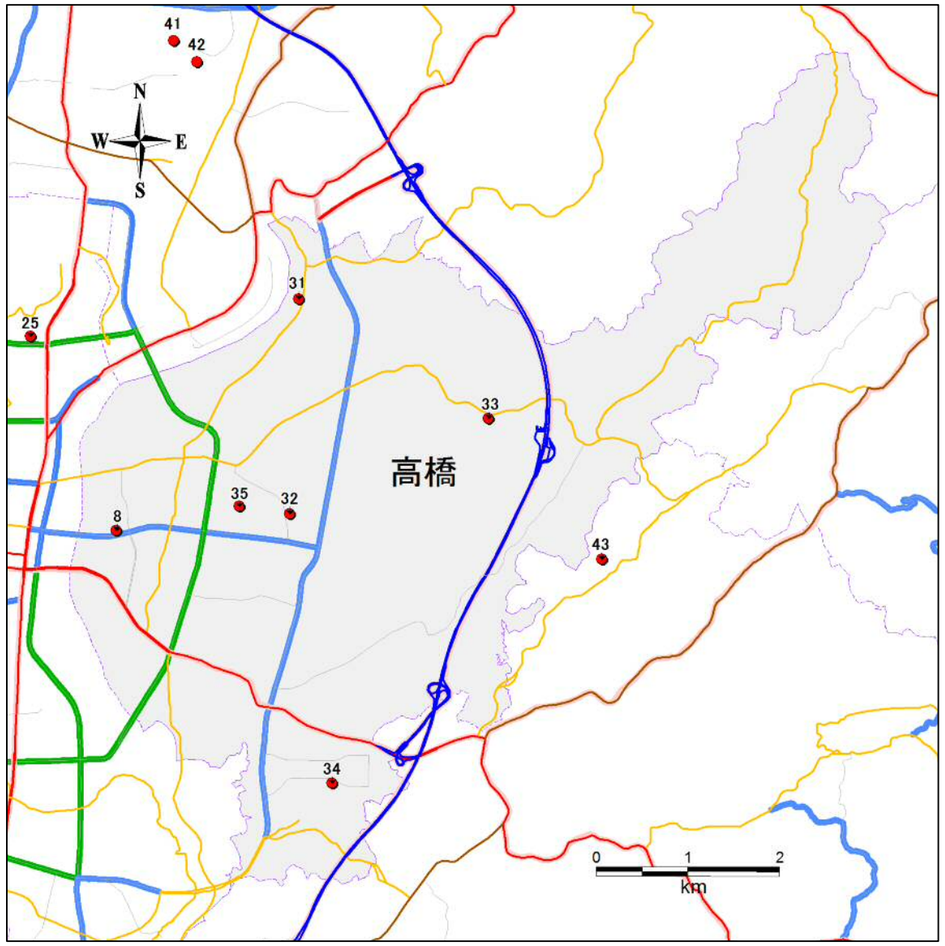

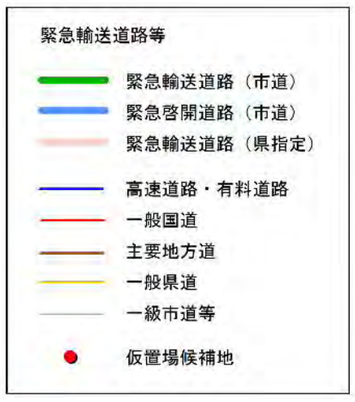

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	10,774	2,216	5,759	336	2,463
理論上最大想定モデル	5,406	646	3,286	197	1,277

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	10,800	1.08

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所(H27 年度)	洪水の影響	土砂災害の影響
8	豊田スタジアム（芝生広場、南駐車場）	28,000	千石町 7-2	スポーツ課	○		無	無
31	扶桑公園	6,400	扶桑町 5-73	公園課			有	無
32	東山町ふれあい広場	4,300	東山町 4-1117-181	公園課		○	無	無
33	豊田市鞍ヶ池公園(プレイハウス周辺広場)	6,800	矢並町法沢 713-24	公園課			無	無
34	五ケ丘運動広場	12,000	五ケ丘 6-1	スポーツ課			無	無
35	加茂川公園	5,600	東山町 3-1	公園課（管理：高橋支所）			無	無

支所名	中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所(屋内施設) 設置場所(施設)	避難所(屋内施設) 人員(人)	避難者数(人)※1 (1週間後) 小学校区	避難者数(人)※1 (1週間後) 避難所	避難所ごとのし尿収集需要量(L/3日)	災害用便槽 貯留量(m^3)	災害用便槽 貯留可能日数(日)	避難所における仮設トイレ必要基数(基)	災害用便槽設置予定	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 浄化槽世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 中学校区別世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り・浄化槽の世帯割合
高橋	107	高橋	-	-	高橋中学校(体育館)	470	-	603	3,077	7.45	7.3	0					
			14	寺前	寺前小学校(体育館)	450	647	578	2,946	0.00	0.0	20	H30				
			15	平井	平井小学校(北校舎1階ランチルームなど)	430	585	552	2,815	5.07	5.4	0		134	956	7,971	14%
			18	矢並	矢並小学校(体育館)	230	96	295	1,506	2.52	5.0	0					
			19	東山	東山小学校(体育館)	430	738	552	2,815	7.45	7.9	0					
			20	市木	市木小学校(体育館)	300	899	385	1,964	5.07	7.7	0					
	108	益富	-	-	益富中学校(体育館)	490	-	426	2,175	3.59	5.0	0					
			17	古瀬間	古瀬間小学校(体育館)	300	728	261	1,332	1.95	4.4	0					
			22	五ケ丘	五ケ丘小学校(体育館)	430	399	374	1,909	7.45	11.7	0		79	188	4,919	5%
			23	五ケ丘東	五ケ丘東小学校(体育館)	430	309	374	1,909	7.45	11.7	0					
	109	美里	-	-	美里中学校(体育館)	490	-	712	3,629	7.45	6.2	0					
			16	野見	野見小学校(体育館)	300	827	436	2,222	0.00	0.0	15	H30	23	514	8,257	7%
			21	広川台	広川台小学校(体育館)	300	756	436	2,222	5.07	6.8	0					
					小計	5,050	5,985	5,985	30,522	60.52	-	35		236	1,658	21,147	9%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量(t/日)
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	5.4
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	4.0

(3) 上郷

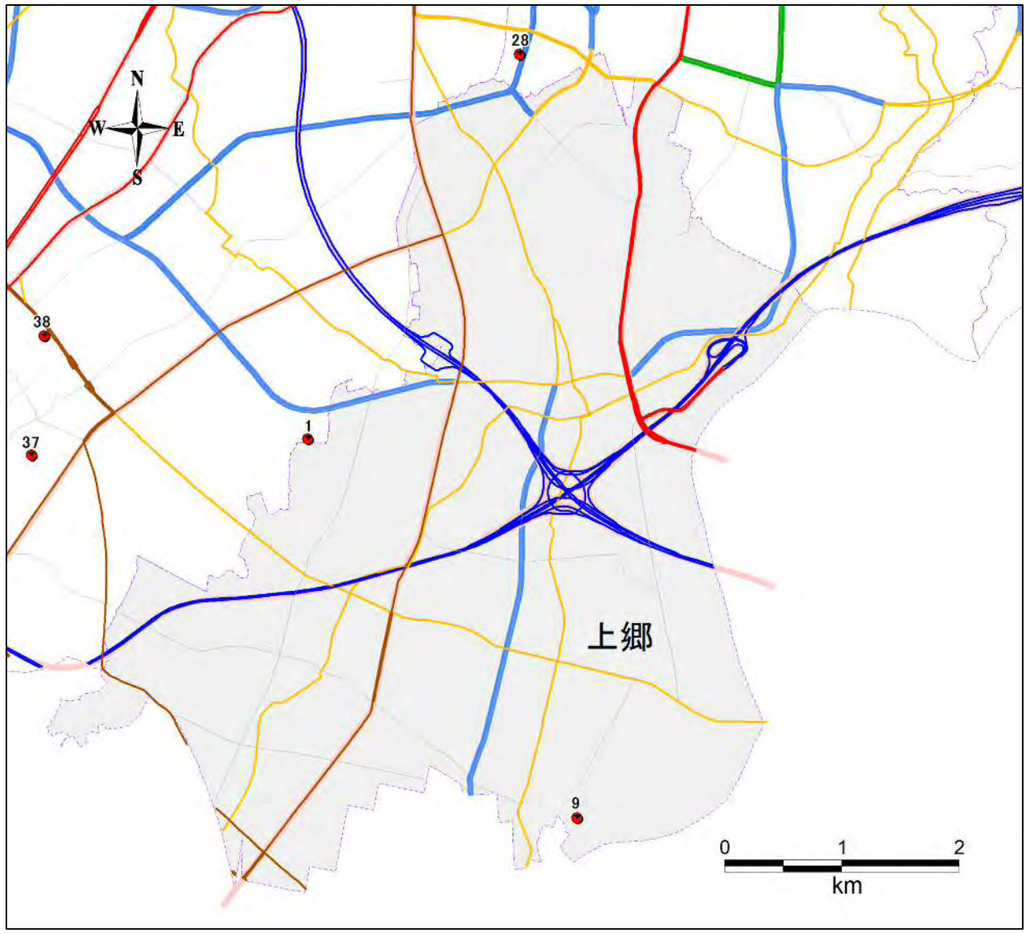

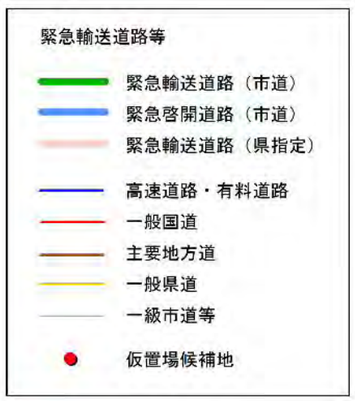

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	42,890	8,017	25,524	1,443	7,905
理論上最大想定モデル	105,745	16,012	63,020	3,699	23,015

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	21,600	2.16
理論上最大想定モデル	42,900	4.29

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
9	柳川瀬公園（グラウンド）	16,000	畝部東町柳川瀬1-1	スポーツ課	○		有	無

中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所(屋内施設) 設置場所（施設）	人員（人）	避難者数(人)※1（1週間後） 小学校区	避難所	避難所ごとのし尿収集需要量（L/3日）	災害用便槽 貯留量(m^3)	貯留可能日数(日)	避難所における仮設トイレ必要基数(基)	災害用便槽設置予定	生活排水状況(参考目安) 汲み取り世帯数	浄化槽世帯数	中学校区別世帯数	汲み取り・浄化槽の世帯割合
110	末野原	–	–	末野原中学校(体育館)	490	–	861	4,392	0.00	0.0	30	H31	33	1,801	13,672	13%
		25	春恵野	春恵野小学校(体育館)	300	1,271	527	2,689	0.00	0.0	18	H29				
		31	大林	大林小学校(体育館)	430	1,804	756	3,854	7.45	5.8	0					
		–	–	豊野高等学校	530	–	931	4,750	0.00	0.0	32	未定				
111	上郷	–	–	上郷中学校(体育館)	490	–	640	3,265	7.45		0		48	1,530	6,253	25%
		24	高岡	高岡小学校(体育館)	300	1,399	392	1,999	0.00	0.0	14	H31				
		26	畝部	畝部小学校(体育館)	300	783	392	1,999	5.07	7.6	0					
		–	–	上郷コミュニティセンター(ホール)	580	–	758	3,865	6.61	5.1	0					
小計					3,420	5,258	5,258	26,814	26.58	–	94		81	3,331	19,925	17%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	14.3
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	10.6

(4) 高岡

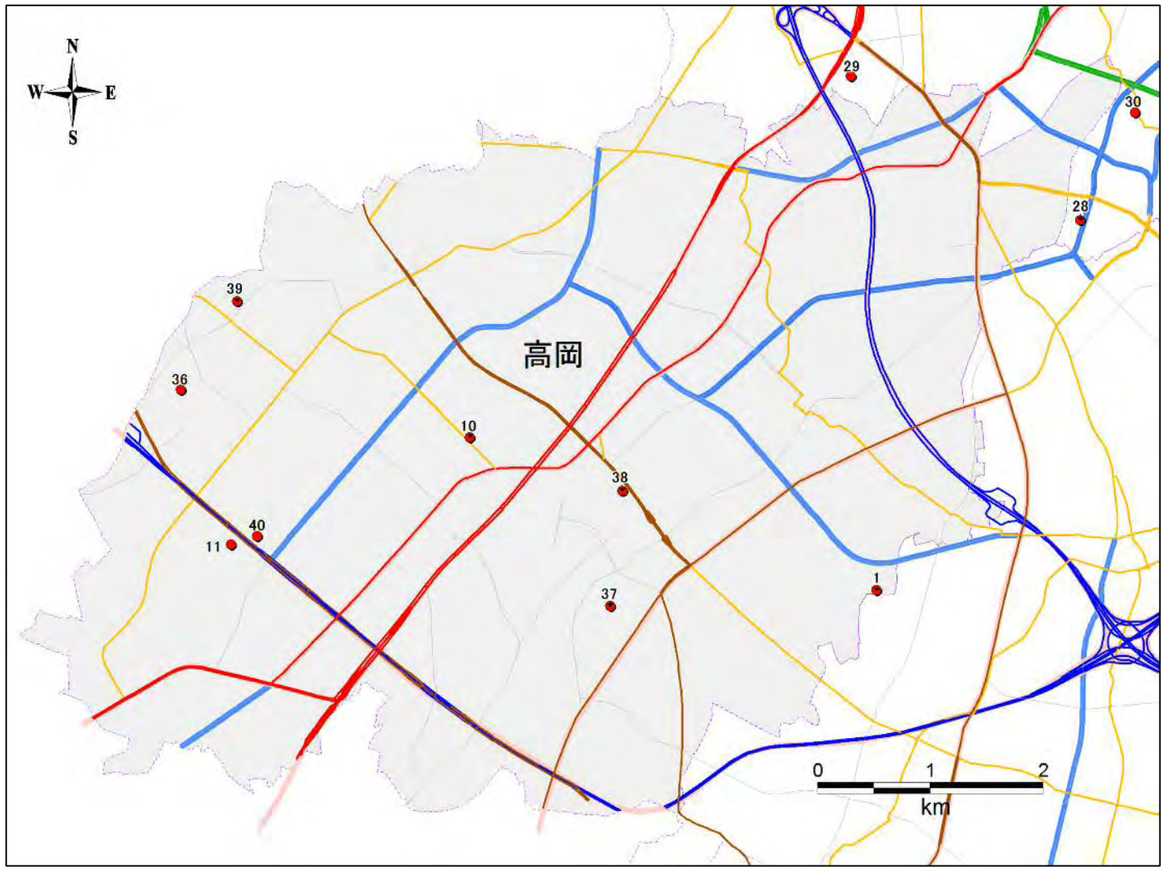

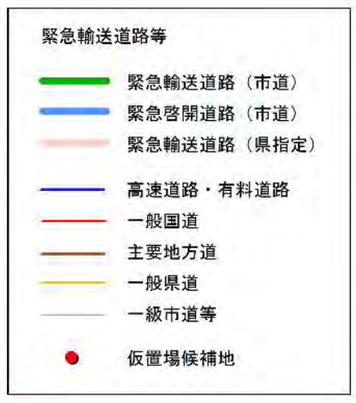

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	61,717	11,762	36,142	2,052	11,760
理論上最大想定モデル	323,376	50,113	193,498	11,296	68,469

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	26,900	2.69
理論上最大想定モデル	112,700	11.27

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
1	豊田地域文化広場(グラウンド、テニスコート)	13,000	西田町けやき 1	生涯学習課	◎		有	無
10	高岡運動広場（グラウンド、テニスコート）	9,200	高岡町秋葉山 10	高岡支所	○	○	無	無
11	高岡公園(グラウンド、多目的広場)	32,000	中田町川向 63	スポーツ課	○		有	無
36	鴻巣公園（未開設）	7,400	大島町元の山	公園課			無	無
37	若林東公園	14,400	若林東町石根 47	公園課		○	無	無
38	若林西公園	6,000	若林西町門田 52	公園課		○	無	無
39	西岡町児童遊園 西岡町ふれあい広場	7,000	西岡町唐池 84、85-1	公園課		○	無	無
40	前林ふれあい広場	5,800	高丘新町上平池 3	公園課			有	無

中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所（屋内施設） 設置場所（施設）	人員（人）	避難者数（人）※7（1週間後） 小学校区	避難所	避難所ごとのし尿収集需要量（L/3日）	災害用便槽 貯留量(m^3)	貯留可能日数（日）	避難所における仮設トイレ必要基数（基）	災害用便槽設置予定	生活排水状況（参考目安） 汲み取り世帯数	浄化槽世帯数	中学校区別世帯数	汲み取り・浄化槽の世帯割合
		-	-	竜神中学校(体育館)	860	-	1,349	6,880	0.00	0.0	46	H32				
104	竜神	13	土境	土境小学校(体育館)	300	862	471	2,400	0.00	0.0	17	H30	120	2,541	11,006	24%
		29	竹村	竹村小学校(体育館)	300	1,428	471	2,400	5.07	6.3	0					
		-	-	前林中学校(体育館)	490	-	861	4,390	7.45	5.1	0					
		27	堤	堤小学校(体育館)	490	1,879	861	4,390	0.00	0.0	30	H33				
112	前林	30	駒場	駒場小学校(体育館)	430	844	755	3,853	0.00	0.0	26	H28	66	2,979	9,611	32%
		-	-	堤ヶ丘こども園(ホール)	70	-	123	627	0.00	0.0	5	H33				
		-	-	堤こども園(ホール)	70	-	123	627	0.00	0.0	5	H33				
		-	-	高岡中学校(体育館)	490	-	797	4,062	0.00	0.0	28	H31				
113	高岡	32	若林東	若林東小学校(体育館)	300	1,109	488	2,487	5.07	6.1	0		49	1,352	6,059	23%
		33	若林西	若林西小学校(体育館)	300	663	488	2,487	5.07	6.1	0					
114	若園	-	-	若園中学校(体育館)	490	-	835	4,258	7.45	5.2	0		37	1,897	5,543	35%
		28	若園	若園小学校(体育館)	490	1,670	835	4,258	0.00	0.0	29	H32				
小計					5,080	8,455	8,455	43,120	30.11	-	186		272	8,769	32,219	28%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	7.6
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	5.6

(5) 猿投

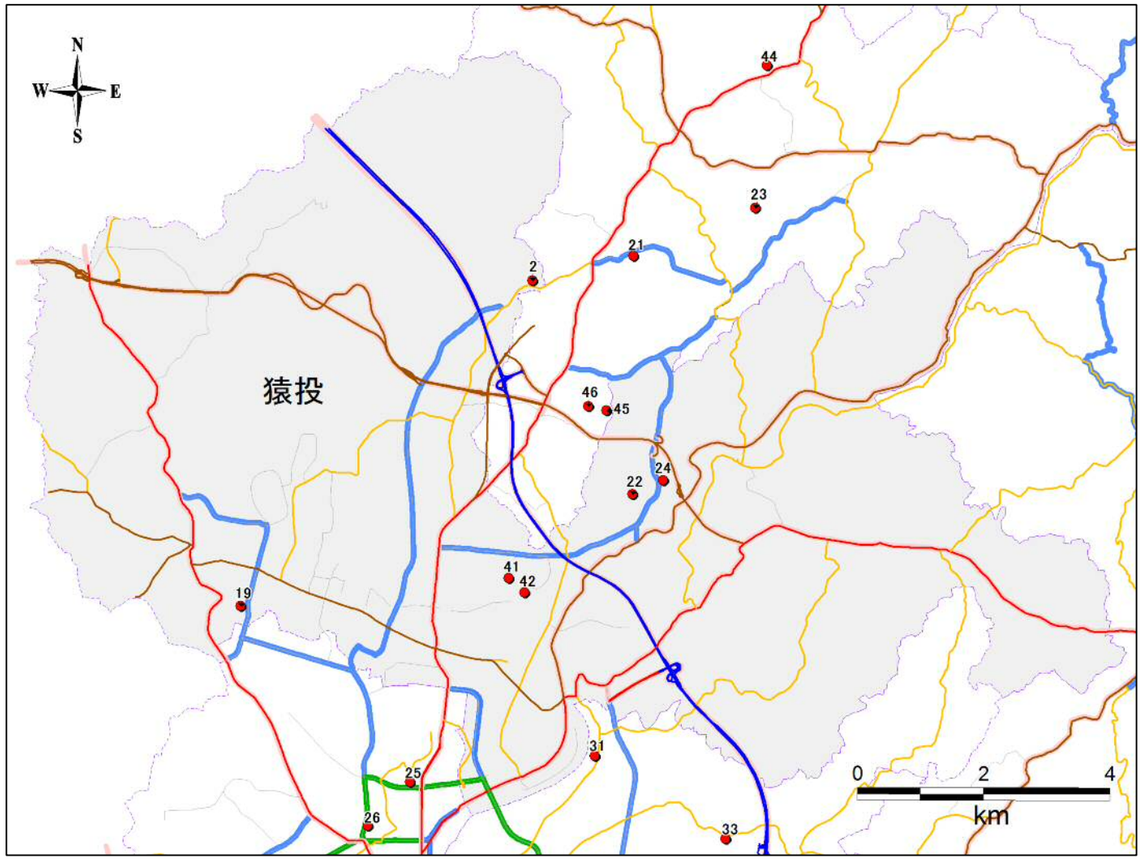

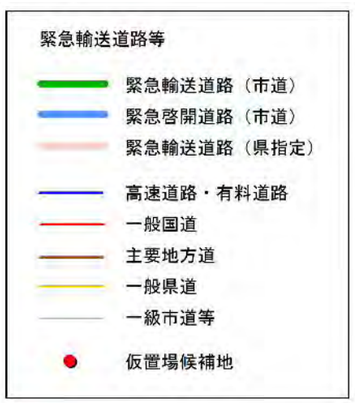

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	14,605	2,938	8,056	466	3,145
理論上最大想定モデル	37,910	6,061	20,935	1,265	9,649

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	16,200	1.62

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所(H27 年度)	洪水の影響	土砂災害の影響
2	猿投棒の手ふれあい広場（グラウンド、テニスコート）	11,000	猿投町別所 23-1	愛知県資源循環推進課	◎	○	無	無
19	保見南山ふれあい広場（グラウンド）	8,600	保見町四ツ足 141-2	公園課		○	無	無
22	公益財団法人豊田加茂整備公社（元中間処理施設、埋立処分場）	30,000	御船町山ノ神 56-8	ものづくり産業振興課			無	無
24	緑のリサイクルセンター(ほ場)	5,800	枝下町下笹沢 197	清掃施設課			無	無
41	豊田市運動公園（ソフトボール場、南側広場）	7,200	高町東山 134-7	スポーツ課			無	無
42	豊田市運動公園（野球場）	12,500	高町東山 40、54	スポーツ課			無	無

中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所(屋内施設) 設置場所(施設)	人員(人)	避難者数(人)※7 (1週間後) 小学校区	避難者数(人)※7 (1週間後) 避難所	避難所ごとのし尿収集需要量(L/3日)	災害用便槽 貯留量(m^3)	災害用便槽 貯留可能日数(日)	避難所における仮設トイレ必要基数(基)	災害用便槽 設置予定	生活排水状況(参考目安) 汲み取り世帯数	浄化槽世帯数	中学校区別世帯数	汲み取り・浄化槽の世帯割合
115	猿投	–	–	猿投中学校(体育館)	490	–	81	415	0.00	0.0	3	H33	33	931	3,218	30%
		34	加納	加納小学校(体育館)	300	506	50	254	0.00	0.0	2	H33				
		–	–	南山国際高等・中学校(体育館)	2,260	–	375	1,913	0.00	0.0	13	未定				
116	井郷	–	–	井郷中学校(体育館)	490	–	735	3,750	0.00	0.0	25	H28	41	1,034	5,520	19%
		37	四郷	四郷小学校(体育館)	300	666	450	2,296	3.06	4.0	0					
		38	井上	井上小学校(体育館)	300	969	450	2,296	0.00	0.0	16	H29				
117	猿投台	–	–	猿投台中学校(体育館)	490	–	600	3,062	7.45	7.3	0		43	917	5,748	17%
		35	青木	青木小学校(体育館)	490	1,466	600	3,062	7.45	7.3	0					
		36	西広瀬	西広瀬小学校(校舎2階音楽室など)	190	78	233	1,187	0.00	0.0	8	H32				
		–	–	藤戸こども園(ホール)	90	–	110	562	0.00	0.0	4	H31				
118	保見	–	–	保見中学校(体育館)	490	–	193	986	0.00	0.0	7	H35	37	1,351	5,964	23%
		39	大畑	大畑小学校(体育館)	300	194	118	604	0.00	0.0	5	H35				
		40	伊保	伊保小学校(体育館)	430	523	170	865	0.00	0.0	6	H35				
		41	東保見	東保見小学校(体育館)	300	705	118	604	5.07	25.2	0					
		43	西保見	西保見小学校(体育館)	430	453	170	865	7.45	25.8	0					
		–	–	トヨタスポーツセンター(第2体育館)	2,800	–	1,105	5,635	0.00	0.0	38	未定				
119	石野	–	–	石野中学校(体育館)	490	–	136	692	5.74	24.9	0		23	1,026	1,207	87%
		45	東広瀬	東広瀬小学校(体育館)	300	201	83	424	0.00	0.0	3	H34				
		46	中金	中金小学校(体育館)	210	99	58	297	2.29	23.2	0					
		47	上鷹見	上鷹見こども園	80	88	22	113	2.52	66.9	0	※2				
		–	–	ルネサンス豊田高等学校(体育館)	320	–	89	452	0.00	0.0	4	H28				
小計					11,550	5,948	5,948	30,335	41.03	–	134		177	5,259	21,657	25%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量(t/日)
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	14.3
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	10.6

(6) 松平

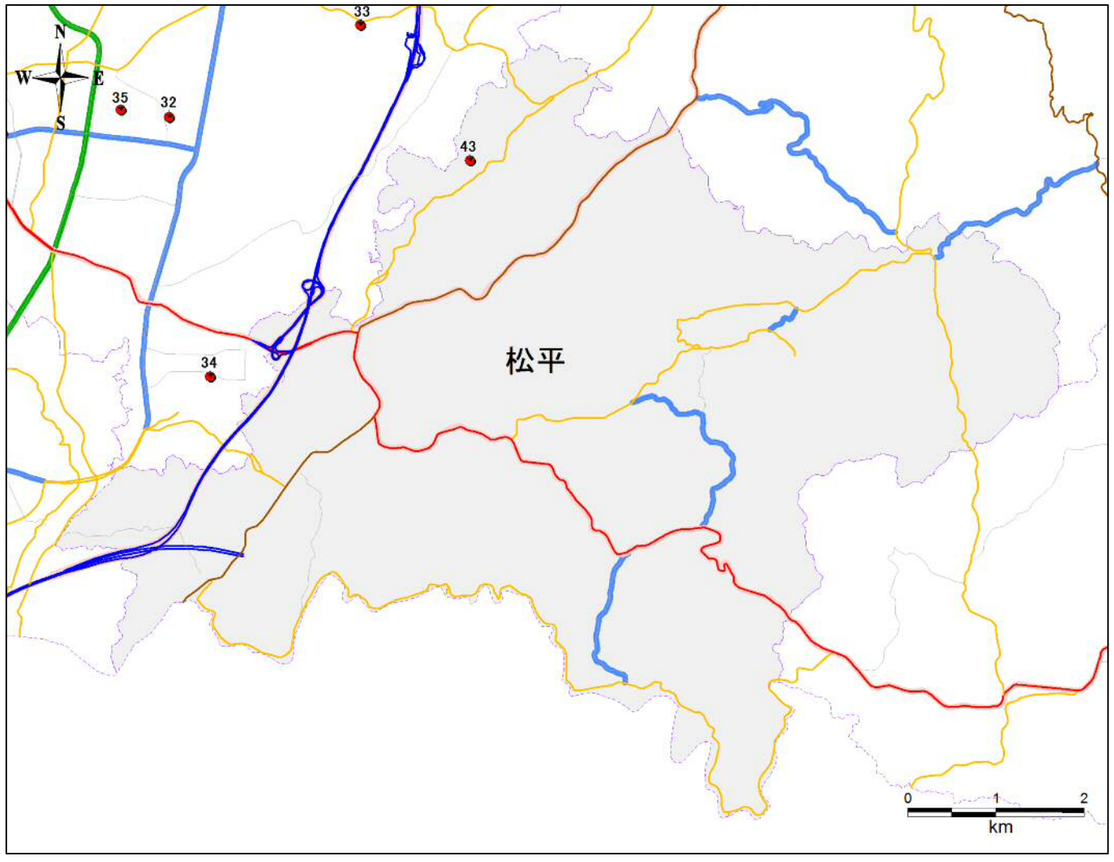

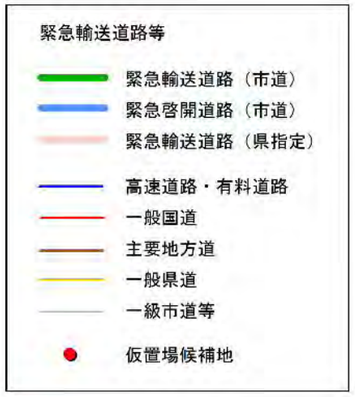

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	5,382	1,353	2,146	138	1,745
理論上最大想定モデル	2,955	778	1,033	70	1,073

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	10,800	1.08

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
43	幸穂台公園	6,500	幸穂台3-7	公園課		○	無	無

中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所（屋内施設） 設置場所（施設）	人員（人）	避難者数（人）※7（1週間後） 小学校区	避難所	避難所ごとのし尿収集需要量（l/3日）	災害用便槽 貯留量(m^3)	貯留可能日数（日）	避難所における仮設トイレ必要基数（基）	災害用便槽設置予定	生活排水状況（参考目安） 汲み取り世帯数	浄化槽世帯数	中学校区別世帯数	汲み取り浄化槽の世帯割合
120	松平	－	－	松平こども園	270	－	165	842	0.00	0.0	6	H34 ※3	78	1,447	3,351	46%
		48	幸海	幸海小学校(体育館)	210	153	128	655	2.29	10.5	0					
		49	岩倉	岩倉小学校(体育館)	230	449	141	717	0.00	0.0	5	H34				
		50	九久平	九久平小学校(体育館)	230	379	141	717	0.00	0.0	5	H34				
		51	濃脇	濃脇小学校(体育館)	230	67	141	717	2.52	10.5	0					
		52	豊松	豊松小学校(体育館)	230	132	141	717	2.52	10.5	0					
		－	－	松平高等学校(体育館)	530	－	324	1,653	0.00	0.0	12	未定				
小計					1,930	1,180	1,180	6,020	7.33	－	28		78	1,447	3,351	46%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	1.1
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	0.8

(7) 藤岡

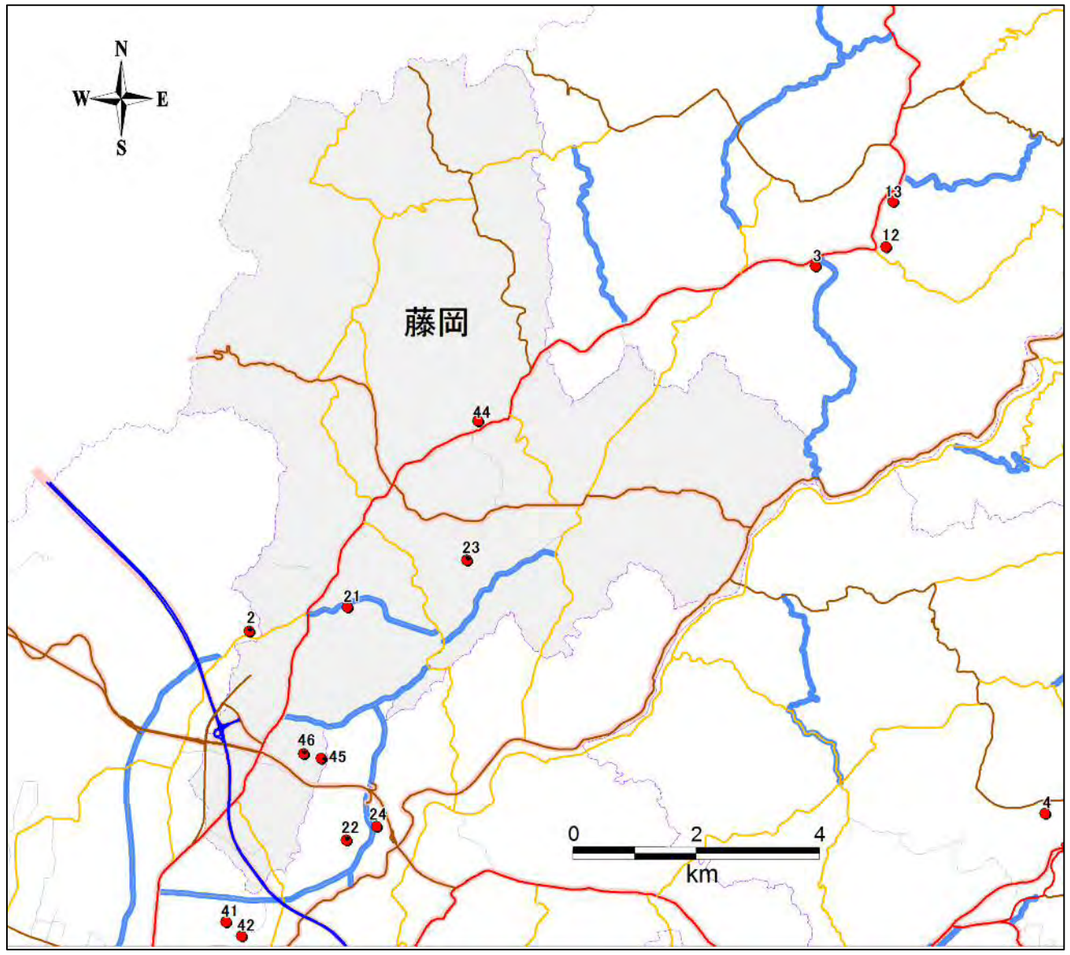

緊急輸送道路等

- 緊急輸送道路（市道）
- 緊急啓開道路（市道）
- 緊急輸送道路（県指定）
- 高速道路・有料道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 一級市道等
- 仮置場候補地

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	2,623	476	1,603	90	454
理論上最大想定モデル	3,651	719	1,831	112	990

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	10,800	1.08

No.	施設名	有効面積 (m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
21	深見町資源保管庫（資源等一時保管場所）	5,000	深見町岩花1067-1	清掃施設課			無	無
23	グリーン・クリーンふじの丘（第 2 期、第 3 期予定地）	14,700	藤岡飯野町大川ケ原1161-89	清掃施設課			無	有
44	豊田市藤岡総合グラウンド野球場	10,000	木瀬町徳万場826-5	藤岡支所			無	無
45	大芝公園全国育樹祭記念公園	18,500	西中山町下山田10 他	愛知県			無	無
46	愛知県緑化センター	14,000	西中山町猿田 21-1	愛知県			無	無

支所名	中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所（屋内施設） 設置場所（施設）	人員（人）	避難者数（人）※1（1週間後） 小学校区	避難所	避難所ごとの し尿収集等必要量（L/3日）	災害用便槽 貯留量（m^3）	貯留可能日数（日）	避難所における仮設トイレ必要基数（基）	災害用便槽設置予定	生活排水状況（参考目安）※2 汲み取り世帯数	浄化槽世帯数	中学校区別世帯数	汲み取り・浄化槽の世帯割合
藤岡	121	藤岡	–	–	藤岡中学校（体育館）	500	–	466	2,379	9.89	7.4	0		34	2,053	3,273	64%
			53	飯野	–	0	832	0	0	0.00	0.0	0					
			54	石畳	石畳小学校（体育館）	310	340	289	1,473	3.54	7.2	0					
			55	御作	御作小学校（校舎2階図書館など）	110	113	102	523	2.03	11.7	0					
			–	–	藤岡体育センター（センター）	460	–	428	2,185	0.00	0.0	15	未定				
	122	藤岡南	–	–	–	0	–	0	0	0.00	0.0	0		8	1,122	3,506	32%
			56	中山	中山小学校（体育館）	220	797	797	4,063	1.67	1.2	16					
小計						1,600	2,082	2,082	10,618	13.13	–	31		42	3,175	6,779	47%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	1.9
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	1.4

(8) 小原

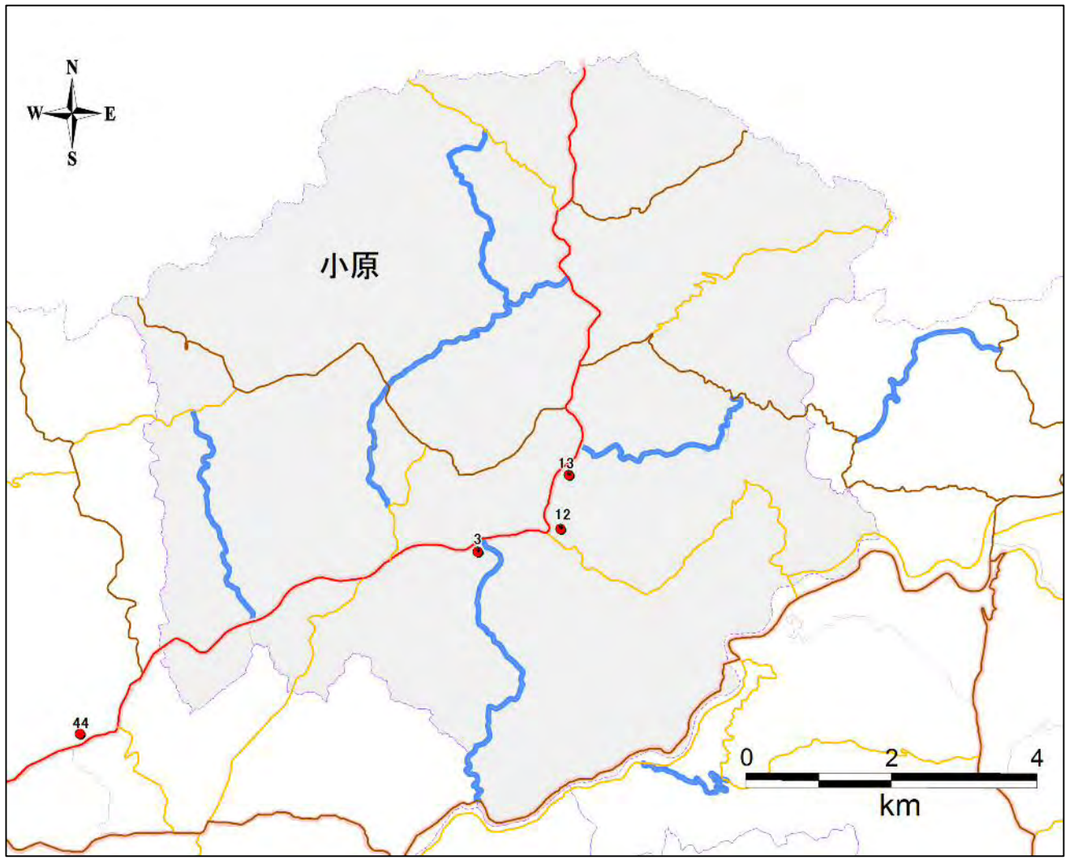

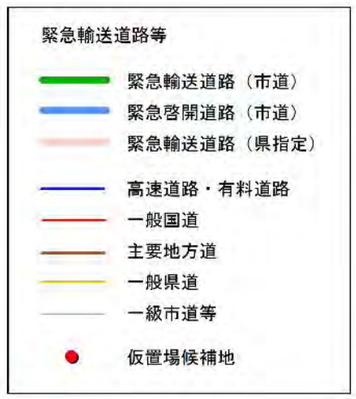

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	1,254	308	523	33	390
理論上最大想定モデル	1,523	403	542	37	540

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	10,800	1.08

No.	施設名	有効面積 (m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
3	小原ふれあい公園（グラウンド）	10,000	小原町 孫八 5456	小原支所	◎		無	無
12	緑の公園	15,000	市場町 陣出 879	小原支所	○		無	無
13	豊田市生涯学習センター小原交流館（駐車場）	3,000	永太郎町落 681	小原支所	○		無	無

中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所（屋内施設）設置場所（施設）	人員（人）	避難者数（人）※7（1週間後）小学校区	避難者数（人）※7（1週間後）避難所	避難所ごとのし尿収集需要量（L/3日）	災害用便槽 貯留量 (m^3)	災害用便槽 貯留可能日数（日）	避難所における仮設トイレ必要基数（基）	災害用便槽設置予定	生活排水状況（参考目安）汲み取り世帯数	浄化槽世帯数	中学校区別世帯数	汲み取り・浄化槽の
123	小原	–	–	–	0	–	0	0	0.00	0.0	0					
		57	道萩	–	0	155	0	0	0.00	0.0	0					
		58	本城	本城小学校（校舎2階教室など）	220	112	141	720	2.89	12.0	0					
		59	小原中部	–	0	156	0	0	0.00	0.0	0					
		–	–	小原福祉センター（研修室・集会室）	90	–	58	294	1.27	12.9	0					
		–	–	小原北部生活改善センター（集会室）	70	–	45	229	1.02	13.4	0					
		–	–	小原町勤労者研修センター	80	–	51	262	0.00	0.0	2	未定 ※4				
		–	–	小原交流館（ホール）	200	–	128	654	2.60	11.9	0					
小計					660	423	423	2,159	7.78	–	2		20	1,088	1,534	72%
													20	1,088	1,534	72%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	0.4
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	0.3

(9) 足助

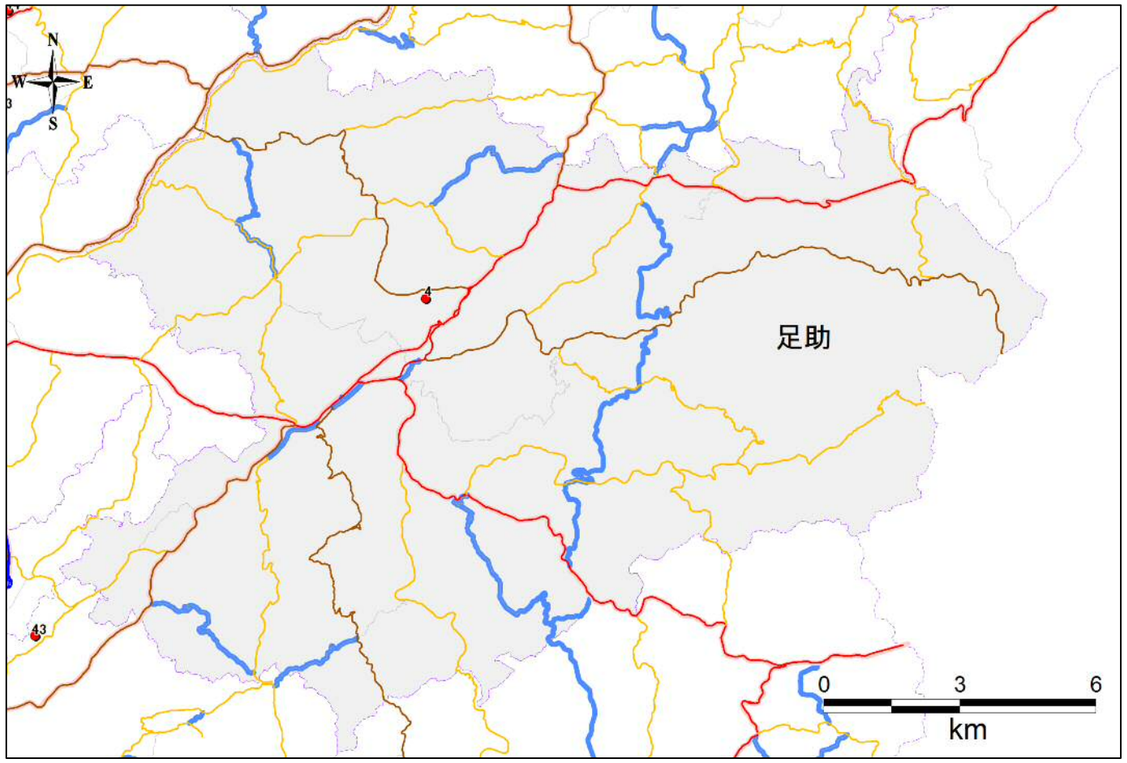

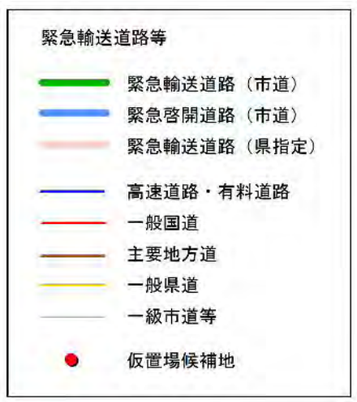

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	7,989	2,076	2,983	197	2,733
理論上最大想定モデル	8,006	2,136	2,734	188	2,948

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	10,800	1.08

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
4	足助バイパス越田和残土処分場	45,075	富岡町度合他	足助支所	◎		無	無

支所名	中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所(屋内施設) 設置場所(施設)	人員(人)	避難者数(人)※1(1週間後) 小学校区	避難者数(人)※1(1週間後) 避難所	避難所ごとのし尿収集需要量(L/3日)	災害用便槽 貯留量(m^3)	災害用便槽 貯留可能日数(日)	避難所における仮設トイレ必要基数(基)	災害用便槽設置予定	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 浄化槽世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 中学校区別世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り・浄化槽の世帯割合
足助	124	足助	–	–	足助中学校（校舎4階北洋室など）	500	–	324	1,653	0.00	0.0	12	H29				
			60	足助	足助小学校（校舎2階会議室など）	300	264	195	992	0.00	0.0	7	H29				
			61	冷田	冷田小学校（体育館）	220	95	143	727	2.91	12.0	0					
			62	追分	–	0	98	0	0	0.00	0.0	0					
			63	作切	–	0	57	0	0	0.00	0.0	0					
			64	則定	霞山多目的集会所	30	88	19	99	0.00	0.0	1	未定 ※6				
			65	萩野	–	0	89	0	0	0.00	0.0	0		139	2,623	2,866	96%
			66	明和	–	0	72	0	0	0.00	0.0	0					
			67	新盛	新盛小学校（体育館）	110	76	71	364	1.58	13.0	0					
			68	大蔵	大蔵小学校（和室など）	130	100	84	430	1.81	12.6	0					
			69	御蔵	–	0	61	0	0	0.00	0.0	0					
			–	–	萩野小学校（ランチルームなど）	250	–	162	827	3.28	11.9	0					
					小計	1,540	998	998	5,092	9.58	–	20		139	2,623	2,866	96%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	0.9
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	0.7

(10) 下山

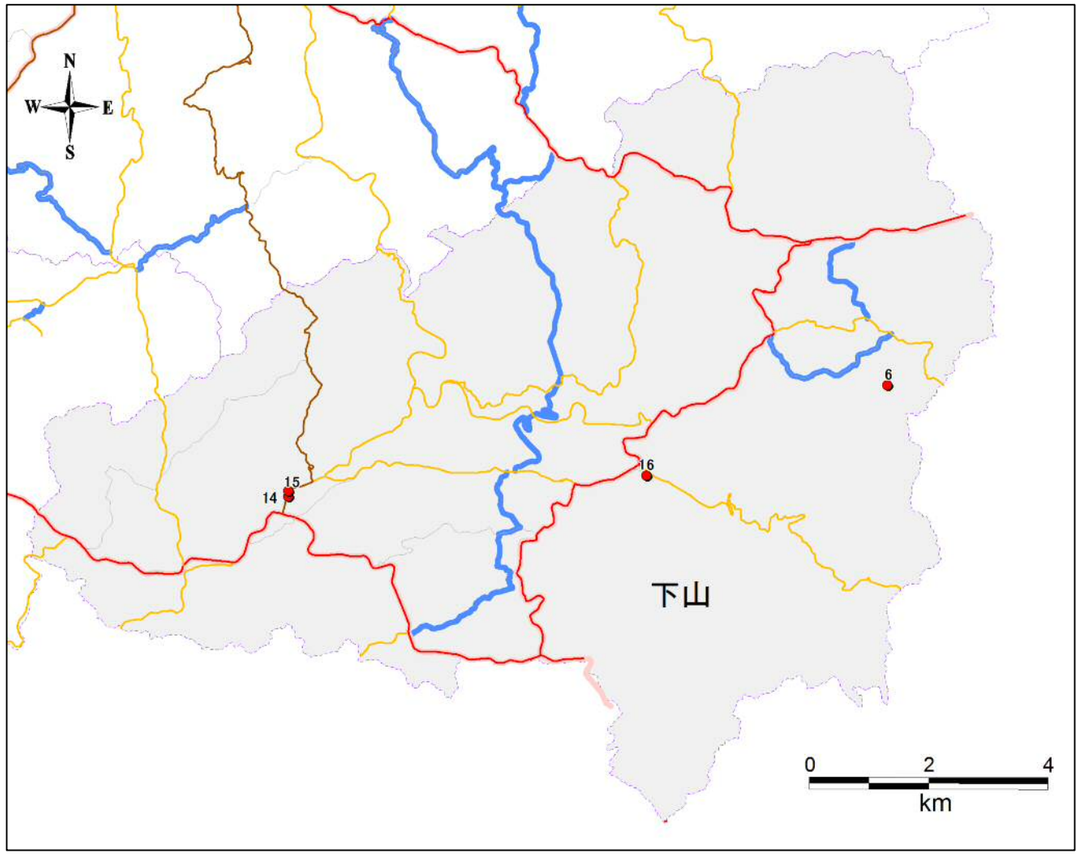

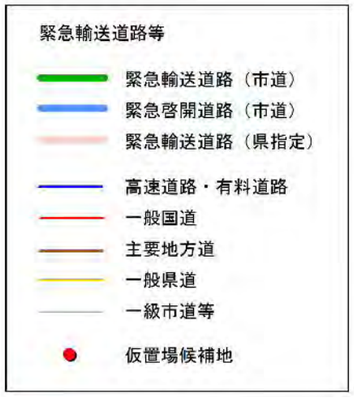

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	3,109	736	1,383	86	904
理論上最大想定モデル	4,735	1,268	1,638	112	1,718

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	10,800	1.08

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
6	愛知県総合射撃場	20,000	宇連野町ウネ畑12-95	県（教育:体育スポーツ課）	◎		無	有
14	下山運動場（多目的運動場）	5,565	大沼町舟橋 28-1	下山支所	○		無	無
15	下山運動場（テニスコート）	1,529	大沼町舟橋 28-1	下山支所	○		無	無
16	残土処理場	5,000	大桑町コンデ嶋13-14	下山支所	○		無	無

支所名	中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所(屋内施設) 設置場所（施設）	人員(人)	避難者数(人)※1 (1週間後) 小学校区	避難者数(人)※1 (1週間後) 避難所	避難所ごとのし尿収集需要量(L/3日)	災害用便槽 貯留量(m^3)	災害用便槽 貯留可能日数(日)	避難所における仮設トイレ必要基数(基)	災害用便槽設置予定	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 浄化槽世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 中学校区別世帯数	生活排水状況(参考目安)※2 汲み取り・浄化槽の世帯割合
下山	125	下山	-	-	下山中学校（体育館）	590	-	184	940	7.53	24.0	0		22	1,488	1,698	89%
			70	花山	花山小学校（体育館）	290	230	91	462	3.23	21.0	0					
			71	大沼		0	140	0	0	0.00	0.0	0					
			72	巴ヶ丘	巴ヶ丘小学校（体育館）	340	183	106	542	3.91	21.7	0					
			-	-	下山基幹集落センター（ホール）	420	-	131	669	5.43	24.4	0					
			-	-	下山保健福祉センター（ホール）	130	-	41	207	1.81	26.2	0					
小計						1,770	553	553	2,819	21.91	-	0		22	1,488	1,698	89%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	0.5
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	0.4

(11) 旭

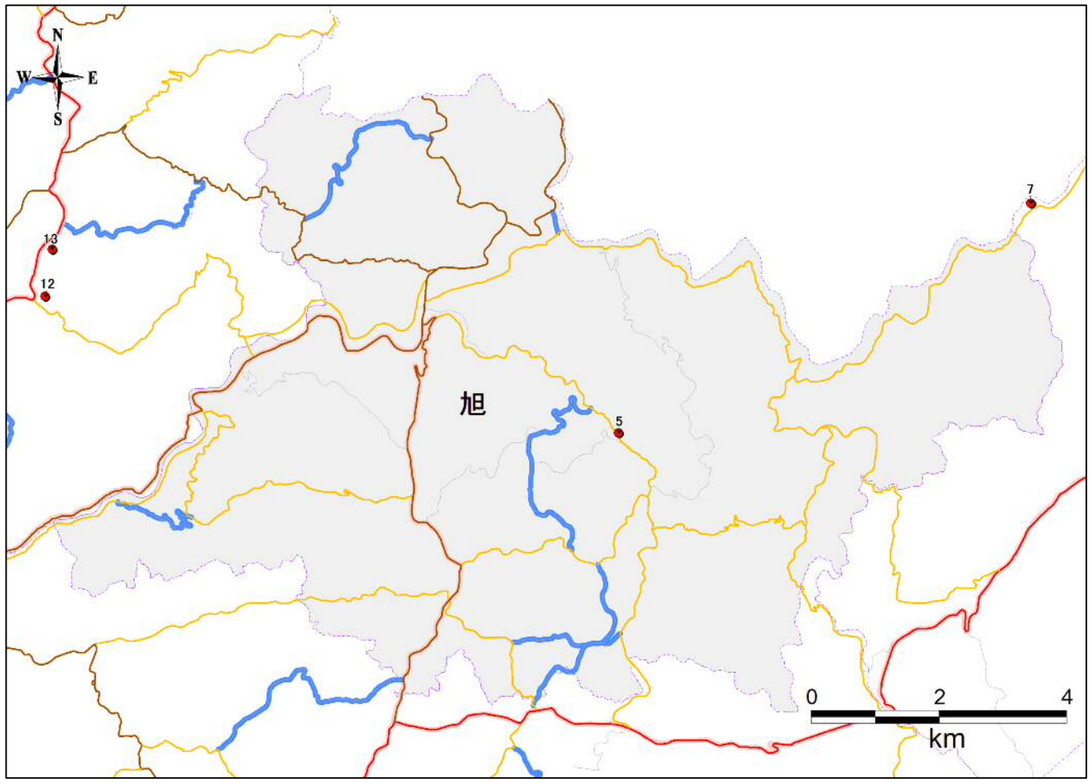

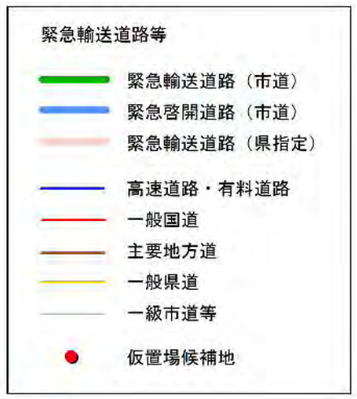

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	1,915	461	828	52	574
理論上最大想定モデル	1,575	415	563	38	559

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	10,800	1.08
理論上最大想定モデル	10,800	1.08

No.	施設名	有効面積(m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
5	旭高原自然活用村	3,000	余平町梶呂畑51-1	旭支所	◎	○	無	無

中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所（屋内施設）設置場所（施設）	人員（人）	避難者数（人）※7（1週間後） 小学校区	避難者数（人）※7（1週間後） 避難所	避難所ごとのし尿収集需要量（l／3日）	災害用便槽 貯留量(m^3)	災害用便槽 貯留可能日数（日）	避難所における仮設トイレ必要基数（基）	災害用便槽設置予定	生活排水状況（参考目安） 汲み取り世帯数	浄化槽世帯数	中学校区別世帯数	汲み取り・浄化槽の世帯割合
126	旭	–	–	–	0	–	0	0	0.00	0.0	0					
		73	小渡	–	0	152	0	0	0.00	0.0	0					
		74	敷島	–	0	167	0	0	0.00	0.0	0					
		–	–	旭支所(2階)	80	–	32	161	0.00	0.0	2	H29 ※6				
		–	–	笹戸会館(ホール)	160	–	63	322	0.00	0.0	3	H29	45	933	1,078	91%
		–	–	敷島会館(ホール)	230	–	91	463	0.00	0.0	4	H29				
		–	–	築羽会館(ホール)	170	–	67	342	0.00	0.0	3	H29				
		–	–	浅野会館(ホール)	170	–	67	342	0.00	0.0	3	H29				
小計					810	320	320	1,630	0.00	–	15		45	933	1,078	91%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	0.3
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	0.2

(12) 稲武

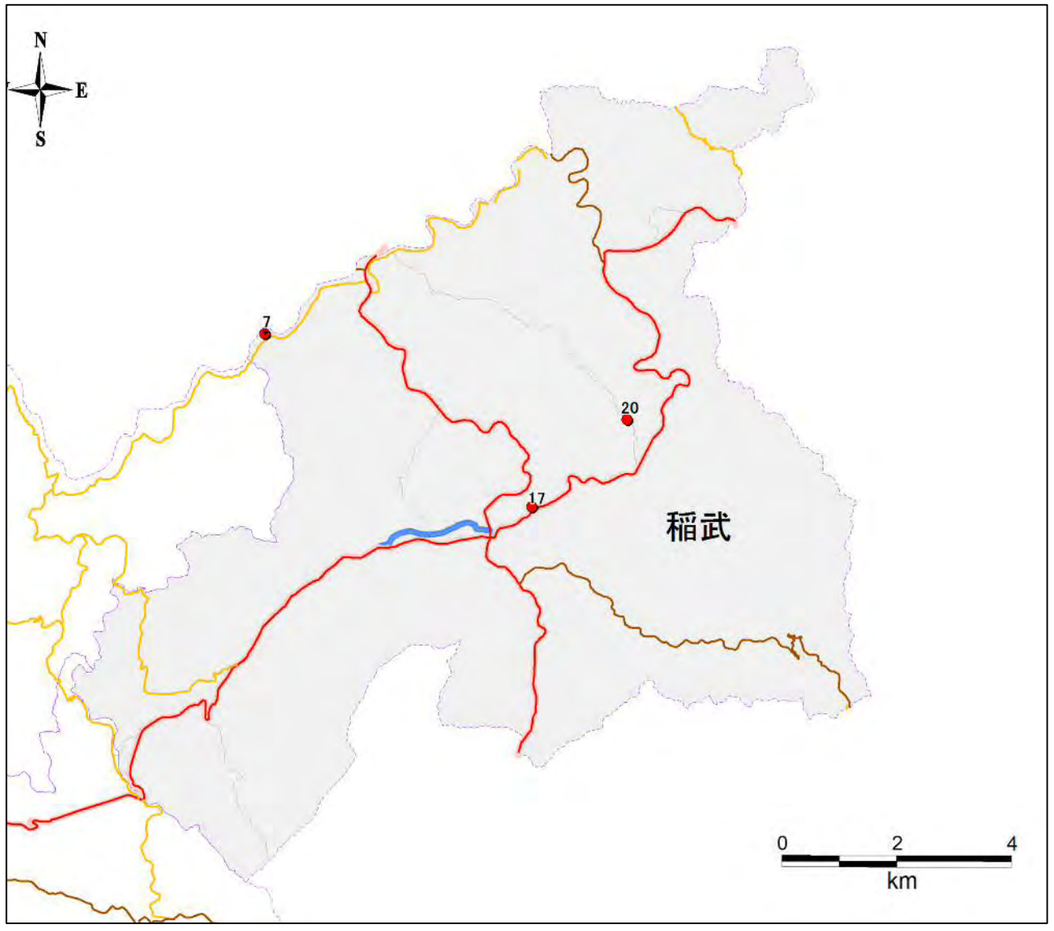

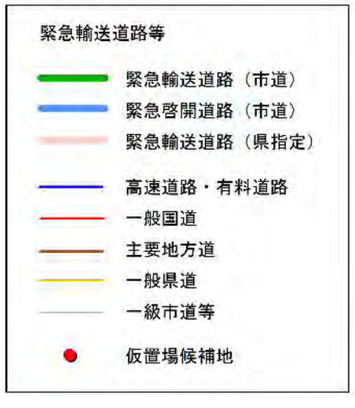

地震の名称	災害廃棄物発生量(t)				
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
過去地震最大モデル	81,023	12,750	55,960	3,035	9,278
理論上最大想定モデル	180,058	24,733	116,503	6,663	32,159

地震の名称	仮置場必要面積	
	(m^2)	(ha)
過去地震最大モデル	32,300	3.23
理論上最大想定モデル	64,400	6.44

No.	施設名	有効面積 (m^2)	所在地	所管課	地域防災計画オープンスペース	自治区自主避難場所（H27 年度）	洪水の影響	土砂災害の影響
7	稲武シシナド運動公園	3,200	川手町ヒロミ2 番地	国（国土交通省）管理者：公園課	◎		無	無
17	稲武夏焼グラウンド	7,000	夏焼町クルミサワ 131	稲武支所／個人2名	○		無	有
20	野入広場（広場）	10,000	野入町姥ガ洞 24-49 他	野入財産区			無	有

支所名	中学校番号	中学校区	小学校番号	小学校区	避難所（屋内施設） 設置場所（施設）	避難所（屋内施設） 人員（人）	避難者数（人）※7（1週間後） 小学校区	避難者数（人）※7（1週間後） 避難所	避難所ごとのし尿収集需要量（L/3日）	災害用便槽 貯留量 (m^3)	災害用便槽 貯留可能日数（日）	避難所における仮設トイレ必要基数（基）	災害用便槽設置予定	生活排水状況（参考目安） 汲み取り世帯数	生活排水状況（参考目安） 浄化槽世帯数	生活排水状況（参考目安） 中学校区別世帯数	生活排水状況（参考目安） 汲み取り・浄化槽の世帯割合
稲武	127	稲武	–	–	稲武中学校（多目的ホール）	430	–	191	974	0.00	0.0	7	未定				
			75	稲武	–	0	284	0	0	0.00	0.0	0					
			–	–	稲武交流館	30	–	13	68	0.00	0.0	1	未定				
			–	–	野入集会所	60	–	27	136	0.00	0.0	1	未定 ※7	83	358	1,013	44%
			–	–	押山地区振興施設（研修室）	50	–	22	113	0.00	0.0	1	H29				
			–	–	稲武小田木老人憩の家（集会室）	70	–	31	158	0.00	0.0	2	H29				
	小計					640	284	284	1,449	0.00	–	12		83	358	1,013	44%
市合計						42,490	47,345	47,345	241,457	285.12	–	750		1,485	34,604	172,572	21%

支所管轄区域	避難所ごみ発生量（t/日）
家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源化事業ごみ	14.3
家庭系ごみ＋資源化事業ごみ	10.6

4-12 災害廃棄物処理に関するアンケート

(1) 災害廃棄物処理に関するアンケート概要

環境の保全を推進する協定協議会等の協定締結事業所に対して、平成 27 年 11 月～平成 27 年 12 月に地震及び災害廃棄物に対する事前準備についてアンケートを実施した。**表 4.12.1** に質問の趣旨、内容の一覧、**表 4.12.2** に協力いただいた事業者一覧を示す。

表 4.12.1　アンケート質問の趣旨と質問内容

質問 No.	質問の趣旨	質問内容
①	災害廃棄物処理に対する方針や取組状況の確認	大規模災害が発生した際に、貴事業所内においてどのような災害廃棄物が発生するとお考えですか。
②		発生した災害廃棄物に備えて、何か具体的取組や訓練等は行っていますか。
③	大規模災害に対する備え、発生した場合の災害廃棄物の処理状況の確認（備品、廃棄物処理等）	貴事業所における大規模災害発生時の備えとして、何か備蓄しているものがありますか（非常食、給水、簡易・仮設トイレ等）。
④		過去の災害経験（地震、水害、雪害等）の対応事例があれば教えてください（発災前後の活動、対応時に苦労された事項、円滑に対応された事項等）。
⑤		大規模災害により災害廃棄物が発生した場合、貴事業所において独自に災害廃棄物処理を行う組織体制がありますか。 組織体制がある場合、具体的にどういった組織体制（メンバー、人数）で、どういった種類の災害廃棄物をどのように処理していくかについての行動計画等はありますか。
⑥	大規模災害に対する備え、発生した場合の災害廃棄物の処理状況の確認（発生する廃棄物の特徴の確認（PRTR、環境法令届出情報、危険物、製品、材料等））	貴事業所において大規模災害発生時に発生するおそれのある廃棄物（有害物質、危険物、その他製品・材料等）の種類を教えてください。 また、これらの廃棄物の取扱う際のルール等があれば教えてください。
⑦	大規模災害に対する備え、発生した場合の災害廃棄物の処理状況の確認（必要とされる公助の確認）	大規模災害発生時における公的機関からの援助に関して、何か応援協定等を結んでいますか。
⑧		今後必要となる応援協定等があれば教えてください。
⑨		大規模地震発生時に自治体（豊田市又は愛知県等）の支援を必要とする具体的な業務等はありますか。
⑩	災害廃棄物処理への共助の確認（仮置き場、備品貸与等）	災害廃棄物の仮置場として、貴事業所の敷地内において豊田市が借用できる可能性がある土地はありますか。また、その土地の情報提供は可能ですか。
⑪		災害発生時に、貴事業所において豊田市が借用できる備品（仮設トイレ等）はありますか。また、その備品の情報提供は可能ですか。
⑫		貴事業所において、産業廃棄物処理業者等と災害協定を結んでいますか。
⑬	災害廃棄物処理への共助の確認（新たに必要となる協定締結の検討）	大規模災害発生時における共助の観点で、今後ご協力いただける事項があれば教えてください。 また、新たに締結が必要となる協定等があれば教えてください。

表 4.12.2　協力いただいた事業所と業種（50 音順）

No.	企業名	業種
1	愛三工業	輸送機械器具製造業
2	アイシン化工	化学工業
3	アイシン精機	輸送機械器具製造業
4	アイシン高丘	輸送機械器具製造業
5	内浜化成	輸送機械器具製造業
6	（株）FTS	輸送機械器具製造業
7	大岡技研	輸送機械器具製造業
8	オティックス高岡	輸送機械器具製造業
9	キューピー（株）	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
10	（株）協豊製作所	輸送機械器具製造業
11	光生アルミニューム工業	輸送機械器具製造業
12	小島プレス工業（株）	輸送機械器具製造業
13	（株）三五	輸送機械器具製造業
14	サンコール（株）	金属製品製造業
15	JESCO	サービス業
16	シロキ工業（株）	輸送機械器具製造業
17	住友ゴム工業	その他の製造業
18	大豊工業	はん用機械器具製造業
19	大豊精機	輸送機械器具製造業
20	中央精機	輸送機械器具製造業
21	中央発条（株）	金属製品製造業
22	（株）東海理化電機製作所	輸送機械器具製造業
23	豊田化学工業（株）	化学工業
24	トヨタ自動車	輸送機械器具製造業
25	トヨタ車体	輸送機械器具製造業
26	豊田鉄工	輸送機械器具製造業
27	トヨタ紡織	輸送機械器具製造業
28	トリニティ工業	生産用機械器具製造業
29	日清紡ブレーキ（株）	輸送機械器具製造業
30	日本発条（株）	金属製品製造業
31	林テレンプ	輸送機械器具製造業
32	フタバ産業（株）	輸送機械器具製造業
33	豊生ブレーキ工業（株）	輸送機械器具製造業
34	豊和化成	輸送機械器具製造業

(2) 災害廃棄物処理に関するアンケート結果（集計、内容トピックス）

アンケートに回答頂いた内容について、集計、トピックスとして抜き出した回答を示す。

① 大規模災害が発生した際に、貴事業所内においてどのような災害廃棄物が発生するとお考えですか。

回答を集計した結果を**表 4.12.3** に示す。
（複数回答有のため、回答数は回答企業数と一致しない。）

表 4.12.3　発生すると予測される災害廃棄物

品目	回答数	回答企業数
建築物がれき	29	34
油脂類	20	
消火器	10	
廃自動車等	9	
塗料・シンナー	8	
ガスボンベ	7	
機械設備	6	
廃酸・廃アルカリ	5	
製品くず	5	
原料（廃プラ、繊維くず）	5	
燃料	4	
メッキ液	3	
工場排水	3	
金属類	3	
廃液（廃薬品）	2	
PCB含有廃棄物	2	
冷凍冷蔵機（フロン）	1	
医療廃棄物	2	
食堂の残渣	1	
粉じん	1	
原料食品（卵等）	1	
廃タイヤ	1	
原料（ゴム）	1	
木パレ	1	

【回答トピックス】

・想定される災害廃棄物としては、建物倒壊によるがれき、建物の倒壊等により破壊されたリフト等の産業車輌や生産設備、破壊された製品やポリ箱、漏洩した油やシンナー・塗料類、けが人の治療に使用した感染性廃棄物などが発生するものと考えらる。

・想定される災害廃棄物としては建物倒壊によるがれき、機械設備、保管している製品（ドレッシングや卵製品）・原料（食油・食酢・卵）等が発生するものと考える。

・①めっき廃液②廃油③食堂の食品ごみ④消火器⑤建設物のがれき⑥廃自動車 など。

・想定される廃棄物としては、まず、建物、構築物、道路の損傷によるがれき類。生産工場では生産設備及び製品の被災物（鋳造部品、機械部品、完成車を含む)。
避難所、復旧本部詰所で発生する一般廃棄物（通常のごみ、し尿、感染性廃棄物を含む。）

【概要】

回答の中で、建物等のがれきを除くと、自動車、処理困難物（油脂類、ガスボンベ、未使用被災消火器）を懸念する企業が多い。また、2 社のみであるが PCB 含有廃棄物を懸念する企業もあり、発災時には注意を要する。ほかにも回答は 1 社のみであったが、食堂の残渣を懸念する企業もあった。

②　発生した災害廃棄物に備えて、何か具体的取組や訓練等は行っていますか。

回答を集計した結果を**表 4.12.4** に示す。
（複数回答有のため、回答数は回答企業数と一致しない。）

表 4.12.4　災害廃棄物発生に備えた取組

取組み	回答数	回答企業数
緊急事態訓練の実施	22	34
施設の耐震化	1	
防液堤等の設置	4	
油類流失防止器具の備蓄	2	
消火訓練	3	
訓練等実施していない	16	

【回答トピックス】

・どのような取組や訓練か分からないので、行っていない。
・ISO14001 に基づき緊急訓練として、土嚢を用いた流出防止訓練はしているが、災害廃棄物を想定したものではない。
　また、実際に使用した場合には、その土嚢等が廃棄物となるものと考えられる
・災害廃棄物を想定した取組や訓練はしていない。
　なお、火災や地震を想定した防災訓練や避難訓練等は行っている。
・各事業所ごとに避難及び救護・消火・復旧などの訓練はしておりますが、災害廃棄物に備えた訓練はしていない。

【概要】

多くの企業で BCP 整備や ISO14001 による災害対応訓練を行っているが、災害廃棄物処理という観点はまだ取り入れられていない。また、緊急事態訓練においても、操業中に油や使用されている薬品の漏洩等を主眼に実施されているため、地震発生時に避難と漏洩対応を同時に実施しなければならないような状況を想定されている企業は少ない。

③　貴事業所における大規模災害発生時の備えとして、何か備蓄しているものがありますか（非常食、給水、簡易・仮設トイレ等）

回答を集計した結果を**表 4.12.5** に示す。
（複数回答有のため、回答数は回答企業数と一致しない。）

表 4.12.5　災害廃棄物発生に備えた取組

備蓄品目	回答数	回答企業数
食糧備蓄	33	34
毛布等	18	
飲料水	33	
発電機	10	
灯光器	4	
仮設トイレ（携帯トイレ）	16	
救助工具セット	3	
テント等	2	
生理用品	1	

【回答トピックス】

・食料品、毛布等、非常時に必要な資材は、BCP 活動の一環として必要数備蓄している。
帰宅困難者用として従業員の約 20%に対応している。

・福利厚生施設※を防災拠点として活用
※診療所、ﾄｲﾚ、ｼｬﾜｰ室、厨房、食堂、災害備蓄倉庫
災害備蓄倉庫に食糧 3 日、毛布 500 人分確保
屋外水槽（50t×3 基）で計 150t の飲料水確保
非常用発電機（160kw）で震災被災時の照明・空調・ﾎﾟﾝﾌﾟ等の電気供給が可能

・非常用保存水、大型カンパン一斗缶、電池、緊急用メンテナンスキット、空冷ディーゼル発電機、LED ラジオライト、LDE ライト、レインコート、アルミ毛布、生理用品、ハイラップ。簡易仮設トイレは無し

【概要】

ほぼ全ての企業で、食糧、飲料水の備蓄が行われている。ただし、備蓄量については帰宅困難者向けとして 3 日分程度の回答が多く、従業員全員分ではない企業も多い。また、トイレについては準備、備蓄状況は今回のアンケートを見る限り半数程度が対策を行っているが、対応量としては 3 日程度が多い。その他、女性従業員の増加の中、生理用品の備蓄をしている企業もある。

④　過去の災害経験（地震、水害、雪害等）の対応事例があれば教えてください（発災前後の活動、対応時に苦労された事項、円滑に対応された事項等）。

回答を集計した結果を**表 4.12.6** に示す。

表 4.12.6　被災・対応経験について

被災・対応経験	回答数	回答企業数
水害	4	33
地震（中部地方）	1	
地震（東日本大震災）	4	
経験なし	24	

【回答トピックス】

・東日本大震災で被災地への物資（ガソリン缶・電池等が特に不足）の手配に苦労した。

・『東海豪雨による工場内の冠水』

　対応時の苦労事項：工場内のごみ処理の滞り

・2011 年 3 月に地震対応あり

　・水、電気が止まったためトイレが使用不能⇒雪解け水を活用

　・食事や暖房用に木を燃やしたが、燃えカス（灰）が大量に発生

　・生活用品（カップ麺や割箸、缶など）のごみが大量に発生

　　⇒引取機能再開まで約 3 週間 敷地内で保管した

　・地震により天井（石膏）ボードが落下

　　⇒操業再開への支障はないレベルだったが、外部業者が修理できる体制になるまでに 1 か月半かかった

・東日本大震災の時、運送中の自動車部品が仙台のヤードで被災して、宮城県の判断で震災廃棄物として処分していただいた。

　所有権等の複雑な廃棄物が発生した際には、震災廃棄物として処分をお願いしたい。

・大雨により低地にあった事務所が浸水（約 50cm）した。浸水で使用不可となった製品、設備が廃棄物として発生

【概要】

甚大災害においては修理対応業者も被災者となるため、対応までに時間がかかること、また敷地内での避難ごみの対応の必要性、輸送途中等の被災した製品の取扱い等課題があることが分かる。

⑤　大規模災害により災害廃棄物が発生した場合、貴事業所において独自に災害廃棄物処理を行う組織体制がありますか。
組織体制がある場合、具体的にどういった組織体制（メンバー、人数）で、どういった種類の災害廃棄物をどのように処理していくかについての行動計画等はありますか。

回答を集計した結果を**表 4.12.7** に示す。なお、行動計画については、体制があると回答した中で行動計画があると回答した企業の数である。

表 4.12.7　組織体制・行動計画について

組織体制の有無	回答数	回答企業数
あり（行動計画あり）	5（2）	34

【回答トピックス】

（「ない」と回答いただいた企業のトピックス）

・災害対策組織（災害対策本部）は、「大規模地震対応ガイド」により構築されているが、安全確保や早期復旧が目的であり、災害廃棄物処理に関する行動計画等はない。

・何を行うべきか明確でないため組織体制を構築しようがない。何か具体的事例を示してはいただけないか。

（「ある」と回答頂いた企業のトピックス）

・社内規定に基づき、大規模災害時の対応組織形態は構築されている。災害廃棄物に関して、産業廃棄物・一般廃棄物共に自社にて運搬・中間処分は不可であり、各工場廃棄物管理者による管理の下、分別作業を実施し、一時保管スペースへ業者引取りまで保管

・災害廃棄物処理は、産廃運搬業者と連携して行われる。設備関係の廃棄に係る部署（約 50 人）と、工場内の一時集積所を管理する部署（約 5 人＋必要に応じて社内応援要請）で下記のように実施する。

どういった種類：金属類（破損設備及び附帯配管、配線など）、廃プラ（破損機器及び附帯品）、金属表面化成処理液及び残渣物の堆積汚泥、焼入槽内の残さ物（油泥）、建屋清掃で出た粉じん

どのように：廃プラ、金属類、木くずなどは工場内の一時集積所へ搬入し、可能な限り分別後、既委託運搬業者から中間処理業者へ。化成汚泥、油泥類、清掃粉じん類は既委託運搬業者に連絡してバキュームで吸引後、中間処理業者へ

【概要】

組織体制、計画ともにあると回答いただいた企業は 2 社のみである。多くの企業で災害時の対応規程は設けているが、ここでも「災害廃棄物」という観点は少ない。

⑥ 貴事業所において大規模災害発生時に発生するおそれのある廃棄物（有害物質、危険物、その他製品・材料等）の種類を教えてください。
また、これらの廃棄物の取り扱う際のルール等があれば教えてください。

回答を集計した結果を**表 4.12.8** に示す。
（複数回答有のため、回答数は回答企業数と一致しない。）

表 4.12.8　発生のおそれのある廃棄物の種類

廃棄物の種類	物質名	回答数	回答企業数
化学物質	PAC	1	32
	3価クロム化合物	1	
	マンガン化合物	2	
	ビスフェノールA	1	
	亜鉛化合物	1	
	Nジンクロヘキシルアミン	1	
	フッ素化合物	1	
	リン酸トリ-ノルマルブチル	1	
	フロン	1	
	フッ素	2	
	ホウ素	1	
	苛性ソーダ	5	
	塩酸	2	
	硫酸	3	
	ピクリン酸	1	
	次亜塩素酸ナトリウ	1	
	硝酸	2	
	ヒ素	1	
消防危険物	ガソリン	4	
	ポリエチレン	1	
	シンナー	4	
	塗料	4	
	軽油	1	
	灯油	3	
	エチルベンゼン	2	
	ベンゼン	1	
	キシレン	5	
	トルエン	4	
	作動油/切削油	13	
	メチルエチルケトン	1	
	メタノール	1	
	ポリオール	1	
	イソシアネート	2	
	ナフサ	1	
	ジオキソラン	1	
高圧ガス	酸素	1	
	アセチレン	1	
	LPG	2	
	ブタン	1	
	CO_2	1	
その他	アスベスト	4	
	めっき廃液（成分不明）	3	
	酸（種類不明）	4	
	アルカリ（種類不明）	4	
	アルカリ洗剤	1	
	薬品（内容不明）	1	
	天然ゴム	1	
	合成ゴム	1	
	有機溶剤（内容不明）	2	
	PCB廃棄物	1	

【回答トピックス】

・発生する災害廃棄物（有害物質、危険物等）

屋外タンクに第 4 類危険物（MEK、メタノール、キシレン等）を保管しており、破損等を生じると多量の溶剤廃棄物となる。

（上記の災害廃棄物の取扱いルール）

危険物取扱いルール（作業者は防毒マスク、溶剤手袋着用）に従った上で流出防止及び火災防止

・発生する災害廃棄物（有害物質、危険物等）

社内で発生する廃棄物（生産過程で使用するもの）は PRTR で原材料や含有成分を把握。普通に廃棄物になった場合は適切に処分している。

ただし、建築物・構築物の建材の詳細については未確認。

（上記の災害廃棄物の取扱いルール）

災害時の特別の処分ルールは定めていない。何が災害廃棄物で、いつ、どこで、どれだけ処理してもらえるかが不明ではルール化できない。

・発生する災害廃棄物（有害物質、危険物等）

・異物（消化剤など）が混入した焼入油

・塗装前処理の薬品に含有物質（フッ素化合物、硝酸化合物）

・有機溶剤類（PRTR の指定化学物質等）

（上記の災害廃棄物の取扱いルール）

・火気厳禁

・保護具着用

・廃棄時は産業廃棄物運搬業者へ引き渡す。

【概要】

アンケートの回答として、有害廃棄物を通常取り扱う手順については、どの企業も準備があるものの、災害廃棄物として異物が混入した場合等の取扱いについては想定されている企業は少ない。

⑦　大規模災害発生時における公的機関からの援助に関して、何か応援協定等を結んでいますか。

回答を集計した結果を**表 4.12.9** に示す。

表 4.12.9　応援協定の締結有無

応援協定	回答数	回答企業数
あり	1	34

【回答トピックス】

・大規模災害時には民間の産廃処分業者も被災しており、処分が難しくなるため、大規模な埋立も可能な第 3 セクターの処分場に、事業者の震災廃棄物と産業廃棄物も処分できるよう対応していただきたい。

【概要】

ほとんどの企業で公的機関との応援協定を締結していない。公的機関と結ぶ協定について情報不足であるためと推定される。

⑧　今後必要となる応援協定等があれば教えてください。

回答を集計した結果を**表 4.12.10** に示す。

表 4.12.10　災害廃棄物発生に備えた取組

応援協定	回答数	回答企業数
要望有	9	23
要望無	6	
不明（何を要望していいかわからない）	4	
未検討	4	

【回答トピックス】

・まだ具体的には言えないが社外流出及び爆発炎上等も考えると支援援助体制の必要性を感じている。
・どのような応援協定が存在するか知らない。
・こちら側が教えてほしい。
・豊田市と当社（主要工場）との協定は結んでいるが、豊田市以外の主要工場は各自治体と協定なし。そこで、広域連携での近隣自治体と豊田市で協定していただき、各自治体の処理施設の能力を有効に活用して、自治体単位の企業支援ではなく、広域での対応を実現していただきたい。
・大規模災害時に発生する廃棄物の、一時保管場所（仮置場）が必要と感じる。豊田市と一時保管場所の協定を結びたい。
・危険物、有害物を優先的に処理いただく応援協定
・現在どのような応援協定があるのか不明なところがありますが、情報をいただければ検討し応援協定を結びたいと思う。

【概要】

要望のある企業が多いが、協定の存在を知らなかった企業、どのような協定を結べばいいか不明な企業が 3 割程度存在する。

⑨　大規模地震発生時に自治体（豊田市又は愛知県等）の支援を必要とする具体的な業務等はありますか。

回答を集計した結果を**表 4.12.11** に示す。

（複数回答有のため、回答数は回答企業数と一致しない。）

表 4.12.11　支援要望のある業務

カテゴリ	支援要望の内容	回答数	回答企業数
災害廃棄物処理関連	私設避難所ごみ収集	14	32
	私設避難所し尿収集	11	
	がれき処理	5	
	自衛能力を超える漏洩等の対処	1	
	仮置場の提供	1	
	廃棄物収集運搬	1	
	排水処理施設被災の場合の代替処理	1	
物品・場所の提供	不足物資（食糧、毛布等）の支援	4	
	仮設トイレの支援	4	
	給水支援	2	
	仮置場の提供	1	
情報	インフラ復旧についての情報提供	3	
	処理業者の稼働状況についての情報提供	2	
	代替処理業者の紹介	2	
	搬送可能な病院の情報提供	1	
	通行可能道路の情報	1	
その他	建屋の診断支援	1	
	提供避難所への医師派遣	1	

【回答トピックス】

・建物倒壊により出た、がれき等の処分に対する支援お願いしたい。

・豊田市に私設避難所として発生したごみ、仮設トイレし尿の収集業務をお願いしたい。

・大規模地震発生時には PCB 廃棄物保管事業者において保管中の PCB 廃棄物が転倒し漏洩することも考えられる。漏洩した場合には、環境汚染を生じるとともに、更なる PCB 廃棄物を発生することになる。こうしたことが起きないように、行政から PCB 廃棄物保管事業者に対し、大規模地震対策を行うよう指導していただきたい。

・処理業者の被災状況、稼働状況の取りまとめと情報掲示をお願いしたい。

・受入れ可能な処理施設の情報提供。

・屋外タンクや防液堤の破損等による敷地外への大量流出に至った場合
（自衛組織の対応能力以上の流出事故が発生した場合）

・当社の焼却施設、市内各工場の排水処理場が被災した場合、早急に、一般廃棄物の焼却や、し尿・工場からの排水等の下水処理への受入れをお願いしたい。

・廃棄物の一時保管場所の提供

【概要】

要望としては、災害廃棄物（避難所ごみ、し尿含む。）の処理支援の要望、物品、場所の支援、各種情報提供の要望の 3 つの系統が存在する。避難所ごみ、し尿収集の要望は多く、今回要望のなかった企業においても発災時には支援を必要とする可能性が高い。

⑩　災害廃棄物の仮置場として、貴事業所の敷地内において豊田市が借用できる可能性がある土地はありますか。また、その土地の情報提供は可能ですか。

回答を集計した結果を**表 4.12.12** に示す。

表 4.12.12　貸出可能な土地の有無

土地の有無	回答数	回答企業数
ある(情報提供可能数)	3(0)	34

【回答トピックス】

・当工場において、生産部門撤退を推進中であり技術棟及び厚生棟を残して緑地の計画がある。そこの土地 5,000 ㎡程度は一時提供の可能性あり

・従業員駐車場であれば、飛散・流出しない物であれば、仮置場として貸し出すことはできる。

（自治区の自主避難場所ともなっているため、貸出面積については、不明である。）

・被災の状況にもよるがグラウンド、体育館、食堂、浴場の提供は可能。ただし、当方から情報提供ができない場合も有り得る。

・工場従業員の駐車場を提供したいが、ほとんどが借地である。

【概要】

前向きに検討いただいているが、実際に確約いただける土地はほとんどないのが実情である。また、企業の事業継続の問題から借用できる期間は短いと考えられる。

⑪　災害発生時に、貴事業所において豊田市が借用できる備品（仮設トイレ等）はありますか。また、その備品の情報提供は可能ですか。

回答を集計した結果を**表 4.12.13** に示す。

表 4.12.13　貸出可能な備品の有無

貸出し可能な備品の有無	回答数	回答企業数
ある	7	34

【回答トピックス】

・従業員の出入りが多く提供台数が不明だが不定数の仮設トイレ、毛布、暖房機器、薬、木炭、食糧の提供は可能。※200 人分は確保
・豊田市との災害支援協定の範囲内
・フォークリフト、発電機、救助工具セットを常備している。状況によっては、貸出しできる。
・現時点で数量は申し上げられませんが、布団、台車の貸出しは可能である。
・数量的には難しいと思うが、緊急時にはでき得る限り対応したいと思う。そのための情報提供は考えたい。

【概要】

質問⑨にあるように、県、市に物資支援を望む要望も多い中、前向きに検討頂いている企業が多い。しかし、現状では実際に供出できる数について確保している企業は少ない。

⑫　貴事業所において、産業廃棄物処理業者等と災害協定を結んでいますか。

回答を集計した結果を**表 4.12.14** に示す。

表 4.12.14　産業廃棄物業者との災害協定の有無

産廃業者との協定の有無	回答数	回答企業数
ある	0	34

【回答トピックス】

・産業廃棄物処理業者との災害協定とはどういうものか？市から雛形をお教えいただきたい。

【概要】

業者との災害協定を締結している企業はなかった。回答トピックスにあるように、業者との災害協定について認知している企業が少ないと推定される。

⑬　大規模災害発生時における共助の観点で、今後、御協力いただける事項があれば教えてください。また、新たに締結が必要となる協定等があれば教えてください。

回答を集計した結果を**表 4.12.15** に示す。
（複数回答有のため、回答数は回答企業数と一致しない。）

表 4.12.15　協力いただける事項

内容	回答数	回答企業数
ボランティア活動	9	29
避難所の提供	2	
周辺住民の応急手当	1	
燃料の提供	1	
車両提供	1	
社員の派遣	1	
備蓄非常食糧の一部提供	1	
要請による	1	
産廃業者の紹介	1	
検討中・特になし	14	

【回答トピックス】

・災害ボランティア活動、工場を利用しての近隣住民への応急手当、一時避難所の提供
・今のところ協力できる事項はないが、新たな協定の締結が必要な場合は、前向きに検討させていただく。
・必要に応じて試験用ガソリン（最大 40kl）防火水槽の水（50kl）重油（最大 18kl）の提供が可能
・大規模災害発生時（又は発生後の復旧フェーズ）で、企業として何を行わなければならないか、行政にてセミナーを開催して企業へ「取組」を教えていただきたい。その上で何がたりないか、何を共助として協力できるのかが明確になる。
　まずは、東日本大震災の東北などの例で、東北地方の自治体、被災企業の具体的な対応について講演をお願いしたい。
・可能な限りでの、車両・社員の派遣
・当社が契約している産廃処理業者のご紹介やお問合せ等
・地域住民の方との連携を今後の課題として考慮する。
・要請があれば、可能な限り協力する。

【概要】

企業としての協力というアンケートに対しては、検討中・特になしが半分を占める。また、「何が必要なのか分からない」という回答も多い。

(3) アンケート結果から明らかになった課題等

各設問の集計結果から明らかになった、災害廃棄物処理に関する課題と対応について**表 4.12.16** に示す。

表 4.12.16　課題と対応一覧

課題	対応
通常企業が処理を依頼していない処理困難物への対応	➢処理手順マニュアルの作成と処理可能業者の紹介 ➢産業廃棄物処理業者と災害協定の締結支援 ➢市での処理可能性の検討
在庫品、社員食堂等で発生する食品残渣への対応	➢処理可能な産業廃棄物処理業者との災害協定締結の支援 ➢発災後の優先収集について検討
災害廃棄物に対する訓練、取組の強化	➢各企業の BCP の一環として災害廃棄物処理を検討いただく。 ➢漏洩対応について、地震発生時を考慮した体制での訓練等を実施いただく。
トイレ備蓄の強化	➢ガイドラインの作成（全社員 3 日分等） ➢事業所を避難所指定することで、マンホールトイレの整備を行う。 （国土交通省災害時拠点強靭化緊急促進事業等を利用）
輸送途中で被災した部品、製品への対応	➢応援協定等により、一般廃棄物処理が可能か検討
事業所での災害廃棄物処理体制の整備	➢策定済み企業等に協力いただき、体制、行動計画について担当者に対してセミナー等の開催
災害廃棄物となった有害物質、危険物の処理	➢各企業に異物混入状態で通常処理している産業廃棄物処理業者が処理可能か確認いただく。 ➢処理が困難な場合は、処理可能な業者との協定締結等の支援
公的機関との応援協定の締結について	➢内容、事例等紹介のパンフレット作成、セミナー等の開催
企業が望む支援への対応（災害廃棄物処理支援）	➢私設避難所の避難所ごみ、し尿収集対応について検討 ➢愛知県とともに、PCB 廃棄物の管理状態について確認 ➢個別の応援協定の締結
企業が望む支援への対応（物資等の支援）	➢給水計画について上下水道局と検討 ➢仮設トイレについて、レンタル業者等との災害協定締結を支援 ➢企業間で仮置場の融通等を支援
企業が望む支援への対応（情報伝達）	➢企業への伝達方法の確認と手段の確保（防災無線等） ➢発災後「いつ」「どのような情報」を伝達する予定であるか事前に周知
仮置場として使用できる土地の借用について	➢借用について用途、期間、費用等の検討
産業廃棄物処理業者との災害協定の締結について	➢パンフレットの作成、セミナー等の開催
災害発生時に企業に協力いただく事項	➢市側の要望の取りまとめ ➢個別企業との応援協定等の締結